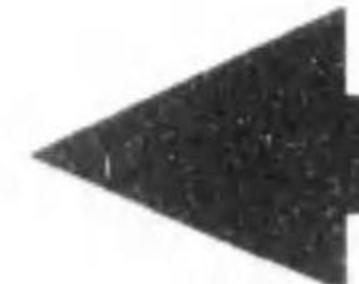




始





庫文造改
篇五十二第 部一第

史業商本日

著冬時井横

23

版出社造改

670
71



• 1611

解題

日本商業史は、日本工業史とともに、故横井時冬氏の二十餘種にわたる著作のうちで、最もよくまとめられ、最も學界に裨益したことの多い代表的著作である。これよりさき、明治二十四年六月に遠藤芳樹氏の編纂にかかる上下二巻の日本商業志（上巻は六月五日、下巻は六月十日、博文館發行、其後絶版となり市場に跡を絶つたが、昭和二年に至り日本産業資料大系の第八巻に集録せられた）が發刊された。此書は古代より明治十四年までの商業史を編年體的敍述法によつて記述したものである。其特長とするところは参考文書、資料を明細に記入し、其原文を挿入してあることで、學徒にとつては頗る便宜なものであるが、一方缺點としては編年體的敍述である爲に、或事項の發達を系統的に見ることが困難であり、また或事項を参考せんとするに當り検索するのが不便である。

更に、明治二十五年には、菅沼貞風氏の大日本商業史が發刊された。（發行所は、八尾新助書店）この書は、太古の時代に筆を起し、寛永年中に筆を描いてゐる。主として、外國貿易の歴史に重きを置いてゐる。附錄として平戸貿易史が添付されてゐる。

横井氏の日本商業史は明治三十一年十二月に發刊された。併しこれよりさき、氏は明治二十五年の五月、帝國商業史講義錄と題して日本商業史を印刷に附し、高等商業學校の學生に使用せしめ、兼ねて先輩知友の間に配布された旨が氏の學友三上參次氏の批評文のなかに記載されてゐる。思ふに、明治三十一年に發刊された日本商業史は、此講義錄に訂正増補されたものなりと推測せられる。

大正十五年三月この日本商業史は、日本商業史の續篇維新後の商業史（明治三十三年十一月刊）とともに合本せられて、白揚社から横井時冬全集第一巻として發行された。此日本商業史（維新後の商業史をも含めて）は、太古より明治三十年頃までの商業及び商業と必然的關係ある貨幣、度量衡、貸借、質擧、鑛業、都市制度、相場、交通等の歴史を系統的に敍述したものである。本書は、前述の二書と比較するときは、商業と相互關係にある諸業を廣範圍にまとめたる點に特色を有する。ただ、参考書を多く擧げたるは結構なれど、どの部分がいづれの参考書のいづれの箇所を参考せしものなるやが明確でないのは、後學の研究者に不便を與へることすくなくないのは殘念である。

今日より本書を見れば、本書發刊（三十一年）以後の多くの新らしい資料及び破綻の結果がないのと、明治三十年以後に於ける商業の發展がないのは、物足りないが、しかし、廣い意味の經濟史文献のまとまつたものがすくない今日、前記二著とともに尙ほ學界を裨益すること莫大である。今日に於いても尙ほ充分そのレーデンデーターを主張しうる權威を持つクラシックであると信ずる。

本書は絶版以後年久しく市場に姿を見せること多からず、昭和二年版は價廉からざると魯魚の誤かなり多きため、學徒の利用を充分ならしめざるうらみがあつたが、今般、改造文庫として廉價に落手し得られることとなつたのは、學徒のために欣ばしいことと言はなければならぬ。

本書の著者、横井時冬氏の傳記は、日本工業史（改造文庫）に概説して置いたから、ついて見られむことを望む。

石濱知行

横井時冬君小傳

親友 小杉 榎 還

わが益友たりし本會贊助員横井君逝かれぬ、嗚呼悲しいかな。君と交りを結び初めしは明治十七年三月の頃より、わが杉園をくりをり訪はれて、何くれと本邦の歴史制度、及び歌文の事などからはれしが、其頃早稻田専門學校通學中にして、法學を修め居られしを、本來わが國體の世界無比なる天皇陛下を、僕伴にもいただき奉る國民は、いやしくもわが建國の大體を心に認むるを得ざれば、一日も事業に從ふを得じとの意見なり、としめされたるを聞きて、よき友を得たりと、平生にゆきかひをともになしつ。其年間は、牛込區筑土八幡下なる下宿業某の二階をかり居とせられき。さて小中村清矩翁、本居豊穎大人などに名簿をおくりてをり制度、文物、歌文、國語等の事を問はれしなり。翁は湯島天神の坂下、大人はいまだ下谷に住居せられつる頃なり。同十八年三月にいたり、余紹介して、栗田寛大人に從ひ、歴史制度などの質疑をなし、本務通學早稻田校の法學、英學等の參攷となしぬ。元來名古屋には、宣長翁このかた、本居の門人多き地といひ、特に横井千秋氏の同族なればとて、宣長翁以下を信仰せられたり。またわが邦の經濟學といふもの、いまだ研究する地位の人多からぬを、甚くも憂慮せられ、不動産の沿革取調べんとて、ふかく其すぢを考證しつつ、早稻田學校卒業論文にあてられんとて大日本不動産法沿革史といふものを編輯せられき。さて、平生の嗜好は、歴史談及び書畫を始め、磁器、陶器、漆器類、またこの美術品を應用すべき

務の商業今古の沿革、工業の研究などに至りては、專賣特許のかけ札をかけられよなど、つねに戯れかたらひつる人々も多しときく。さて又この横井家は、名古屋藩特有たりし、竿鷹とて竿を以て鷹の進止を指揮する、一種の鷹飼法を傳へし家なりとて、平生其事を語られるが、その事芸窓櫻載にも載せられ、又其家の系圖をも載せられたり、就いて見るべし。父時相翁は名古屋藩の御鷹匠頭といふを勤務せられしとぞ。

まことや時冬君は、温厚にして謹み深く方正の性質朋友に信あり、朴素を主張せられければ、つねに詠吟する詩歌、また記事文なども、獨りこれを決せず、其すぢの人には益を請ふ、故に余はいつも其歌記事文、或は考證文など見ざる事なしといふも、恐らくは虚飾にあらじと思ふほどなるが故に、數種に涉れる得意を能く知れり、又新古を論ぜず、文房具の硯印材の類、或は漆器、陶磁器又茶具、酒杯などにいたるも、をりにふれてめづらかないとおぼえらるゝもの二つある時は、君必ずよろこばんとて贈らるゝもの少からず、或は盆栽、或は花卉の根わけ、苗の類における、分配せられて培養するもの多し、されば余も書畫の類、名家のかける短冊を始め、公私旅行のをり、其地産の磁陶器、または細工ものなど、その度ごとに贈るを例として、かたみに樂みあへり、かかる交りかたみに親しきを以て、さきつ年本會組織の時も、よくかたらひて贊助員となしつ、去年の秋にいたり、國書刊行會といふもの起り、余も其編纂の一部監修分擔すべき事なりしに、神速に進行して、續々群書類從の中、書畫類、金石文類、園庭類、茶香類などは、君と余と、其刊行する原書を、評定すべき衆に出づるを以て、屢來往してこの數十部をえらみつゝ、ことし卅九年一月となり

しに、君は二月のはじめつかた、かり初のやまひにありて起ふし只ならずときくほどに、醫師かたくいさめりとて、書を読み筆を執る事をなさざれば、多く面談なさまほしとて、いたる事屢なりしも、うち見には輕からざる容體とも見うけざれど、看護人もつきそひて、重々しげに扱はれぬ。さはいへのものうち語らふには、大かた平生にかはらぬが如く、またみづからも入院するに及ばず、自宅にて靜養せよと、某醫學博士大病院にての指揮なりなど、述らるるほどなるを以て、日時を経なば復常し給はん、靜閑悠々保養あらまほしなど、面會ごとに詞をかけて、いつも別れぬ。さて四月八日、朝より晝頃まで、靜に語らひ、能くうち合せて歸りしが、十三日朝早く子息の春野氏來りて、九日より様子よろしからず、高津鉄三郎氏始終來られて、何かと注意せらる、外ならずこのよし一言をかくといふに驚きて、直ちにいたり訪ぶらふに、いかにも顔面や、浮腫みえて、おも氣に見うくれど、きのふけふは少しくよくなれり、九日朝は左の手しびれ、頭脳いたみ目くらみしが、手當のことなる事なし、それよりわかれつゝ、不日訪はむと思ひしも、突然郷里より來客あり、日々談話する用件のために、親戚もよび寄せなどして、四五日間うちかゝり、けふはあすはと思ひながら、十八日にいたりぬ、この夜も遅くまで、其人々と語らひ十二時寝につかむとする頃、門戸をたゞく音すれば、立むかへさするに、横井よりの急便なり、危篤に及べりとのよしなれど、直ちには得いたらず、明朝はやく伺はんとて事使をかへしやりぬ。十九日朝いたる。同日高等官三等に陞叙、なほ特旨を以て從五位に叙せらるゝなどの榮典ありて後、遂に逝す。嗚呼惜しいかな。同郷の親友高津

富永などの兩氏を始め、知る知られぬ人々も詰めあへり。兄時逸氏來りあひぬ、この人には昨年の秋もあひしが、不圖もこの大事あるが爲にあひ見んとはとて、互みに袖只ならず。さて一昨日便りありて、たゞちに來りぬとて、高津、富永の人々等と後事何くれの遺託もありしよしをきく。また葬儀は自葬式になして、死體を火化し、郷里祖父江村なる父母の墓畔に安置せよ、その自葬式のあらやうは、小杉によく談してよとの事なりといはるゝも、まづ胸塞がる心地す。また墓石には陰銘に略履歴の如きもの、杉山令吉に託せよ、などの事までいひおかれぬとぞ。實に夢見るおもひにて、思ひきや、つねに吾が後の事は、君よくとりなし給へとそ、誓ひしなれ、とて枕邊に立居もとほれずせんすべなし。嗚呼悲しいかな。かくて神宮奉齋會のうちに、自葬をたすくる掛員あるを以て、その人々をたのみて、同じき廿二日に谷中の祭場に於いて葬儀をいとなみ、同夕日暮里村にて火化しぬ、嗚呼悲しい哉。こゝに卅八年十二月に撮影せしといふものをかり出て、複寫し本會の諸君にしめすものとす。墨蹟詩歌の類、つねに紙の小切の如きものにかいつけて、しめされたる二三なきにあらねど、君が本性、さるものもて人にはこりがに見するをいとふかくつゝまれしかば、清書せるほどの筆ならねば、ことさらにこゝには出さず。されど絶筆ともおぼしき一書あり、以てせめてこゝにさしいれあはせて著述目録をもかゝげそふ。

- | | | | |
|-----------------------------|-------|--------|-------|
| 大日本不動産法沿革史 | 一冊 洋式 | 園藝考 | 一冊 和式 |
| 商人鏡 | 二冊 和式 | 工藝鏡 | 二冊 和式 |
| 消息文變遷 <small>かりのゆくへ</small> | 一冊 | 大日本工業史 | 圖帳一添 |
| | | | 二冊 和式 |

大日本商業史	二冊	大日本美術圖譜 <small>(説明四冊添)</small>	小杉博士 同著 四冊 和式
大日本繪畫史	一冊	洋式	
大日本工業史要	一冊		
國史覽要	二冊		
大日本殖產史	一冊	商業修身教科書	井上博士 同著 三冊 和式
扶桑能書傳	一冊	芸窓襍載	一冊 洋式
看板考	一冊 洋式	中島郡誌	一冊 和式
鸚鵡軒隨筆	卅五冊 和式	鸚鵡軒叢書	十冊 和式

なほ未成稿のもの多し、こまかなる考證、考案などのものは、芸窓襍載にのせられしも、いはれもしつるを、よく見わきて、見る人はよく心得たまひねかし。また君からざまの號を柳城といひ、またちかく芸窓といふ。蓋し余かたはらに愛する芸クサノカウを一益贈りつるに、いとよく愛しつつ大に培養し、また窓のもとにもわけうゑて、この名をみづからかゝげらる。隨筆にはやがてこの名を負はせつるなり。

明治三十九年四月の末旬

左に掲げし所の一篇は、さきに予が帝國商業史講義錄と題し、試刷に附して先輩知友の間に配布せしとき學友三上參次君が寄せられし所のものにて、予がこの書の編纂に從事せし來歴を明

にものせられて、いとうれしければ、同氏にこうて卷末にかゝげおきつ。

學友横井時冬君博學洽聞にして、性また堅忍特に考證に得意なり。曩に公にせられし不動産沿革史・園藝考など皆學者間の好評を博し、諸種の雑志の上にあらはれたるもの、はた予輩の感服するもの多し。近ごろまで帝國商業史を著し其試刷を寄せられたり。取り敢へず一讀して先づその坐右必備のものなるを喜び、後常に参考に資していよ／＼その好著なるを確めぬ。

此書によりて予と同じく益を享くる人極めて多からん。されど横井君が此書を著すに當り、長き年月の間如何に辛苦せられしかを熟知するは、恐らく予に若くものなかるべし。去にし明治廿一年の冬なり。文部省の高等商業學校新たに内國商業史取調係を置き横井君を擧げ、文學士土子金四郎、菅沼貞風の二君と共に専ら其事に與らしめたり。然るに幾ならずして土子君は留學の爲めに歐米に出發せられ、菅沼君は南洋諸島に計畫するところありてまた渡航せられしが、不幸にしてマニラに病没せられぬ。それより後は横井君獨り奮發して事に當り、商業學校もまた保護を與へられしかば我帝國大學の書庫及び史誌編纂係、帝國博物館、東京圖書館・内閣の書庫、水戸の彰考館などに藏せる貴重の圖書を閲覽し、或は東京府廳に請ひて舊幕府よりの引繼き書を攻索し、或は舊諸藩主の邸に就きて其記録を検覈し、或は實際の經驗ある古老に質し、或は米相場の事を調査せんが爲めに久しく大阪市に出張するなど、専ら材料の該博にして且つ精確ならんを務められたり。越えて明治廿五年の五月に至り、講義錄として一旦之を印刷し、以て商業學校の學生に課し、兼ねて先輩知友の

間に配布してその批評をもとめられき。材料の該博精確なるはそれかくの如し。而して之を綴るに當りても此類の書が動もすればたゞ事實を列舉するに止り、謂所質極めて文に勝つの弊に陥るに似ず、能く之を消化し、巧みに之を綜合せられたれば嚼蠟の嫌ひ蓋し割合に少し。

夫れ商業は社會生存の要素なり。然るに從來の史書は意をこゝに致さず、たゞ食貨志の如きものありてその一部分の沿革を記せるのみ。學者の遺憾渺少なりとせず。一兩年前に至り、遠藤芳樹君の日本商業志と題するもの世に出てたり。甚だ精細正確となりいへども稍綜合を缺けるに似たり。是れその主として編年體によりしに基くならん。日本商業史といふものまた故菅沼君の遺稿として公にせられたり。これは紀傳體を用ひ分疏宜しきを得たれども、惜いかな筆を徳川氏の鎖港に絶つを以て、世人の最も知らんと欲する近世の事に於ては闕如たり。予は是等の好著を評讃するに非ざれども、横井君の此書こそ完成せる本邦の商業史とは云はめ。また以て前二書の缺を補ふに足らんと思ふなり。もとより毫末も間然するところなしにはあらざれども、横井君のごとき博學堅忍の人人が多年の時日と非常の辛苦とを以てせらるゝにあらざれば、決して成し得べからざるものと信ず。今や再度の試刷に附せらるゝに際し、予に一言を求めらる。乃ち略此書の來歴を讀者に吹聴する事しきり。敢へて之を以て此書を輕重せんとするにはあらず、また時に自から勗めんとするのみ。

日本商業史 卷一

第一編 太古より寧樂朝の末に至る

第一章 商業の起源、内地商業の概略………	二
第二章 貨幣………	三
第三章 度量衡………	六
第四章 賣買、貸借、質擧に關する法制………	三七
第五章 内地交通の概略………	三八
第六章 朝鮮の交通附渤海………	四一
第七章 支那の交通………	四四
第二編 平安朝より王朝の末に至る	
第八章 京師市街の制井に市制………	四六
第九章 内地商業の概略………	四七

第十章 貨幣、度量衡	西
第十一章 賣買、貸借、質擧に關する法制	老
第十二章 内地交通の概略	六
第十三章 朝鮮支那の交通貿易	突
第三編 鎌倉幕府時代	
第十四章 鎌倉市街の制	三
第十五章 内地商業の概略	六
第十六章 貨幣及度量衡	九
第十七章 賣買、貸借、質擧に關する法制	八〇
第十八章 内地交通の概略	八三
第十九章 朝鮮支那交通貿易	八五

第四編 足利幕府時代より織田・豊臣幕府時代に至る

第二十章 内地商業の概略	一〇三
第二十一章 貨幣、度量衡	八七
第二十二章 賣買、貸借、質擧に關する法制	九七

第二十三章 内地交通の概略	一〇三
第二十四章 支那及朝鮮貿易	一〇五
第二十五章 日本人朝鮮支那の侵略	一一二
第二十六章 内地貿易の發達	一二四
第二十七章 航海業の發達	一二三
第二十八章 鎌業の發達	一二四
第二十九章 埠の商人	一二六

日本商業史 卷二

第五編 德川幕府時代

第三十章 江戸開府并に江戸の商業	二元
第三十一章 京都の商業	二三
第三十二章 大坂の商業	三四
第三十三章 各藩城市の位置	三四
第三十四章 貨幣藩札并に度量衡	四五
第三十五章 驛傳及飛脚業	五三

第六編 維新後	第五十三章 開港及條約	二四
第六十五章 取引所	第五十四章 通商	二三
第六十四章 銀行	第五十五章 公度量衡	二二
第六十三章 商業會社	第五十六章 郵電	二一
第六十二章 商業會議所	第五十七章 電信及電話	二〇
第六十一章 商業教育	第五十八章 鐵道	一九
第六十章 海運	第五十九章 電信及電話	一八
第六十五章 取引所	第六十章 海運	一七
	第六十一章 商業教育	一六
	第六十二章 商業會議所	一五
	第六十三章 商業會社	一四
	第六十四章 銀行	一三

日本商業史 維新後の商業史

第六編 維新後

第五十三章 開港及條約

二四

第三十六章 菱垣廻船・樽廻船附廻船法規	一六〇
第三十七章 商業の株式	一五九
第三十八章 蝦夷の商業	一五八
第三十九章 琉球の商業附琉球王世系表	一五七
第四十章 江戸日本橋の魚市及大坂の三大市附兩毛の絹市	一五六
第四十一章 米相場及金銀錢相場	一五五
第四十二章 流通手形附手形諸式	一五四
第四十三章 賣買、貸借、典質に關する法制	一五三
第四十四章 江州及越中富山の行商	一五二
第四十五章 特殊の商人	一五一
第四十六章 南洋貿易及航海業の發達	一五〇
第四十七章 阿蘭陀人及英吉利人の貿易	一四五
第四十八章 墨西哥の新航路、鎖港及渡海の禁止	一四六
第四十九章 朝鮮貿易附朝鮮王李氏略系	一四五
第五十章 長崎における清蘭の貿易	一四七
第五十一章 水產物附煎海鼠鱻鰐番立直段表	一四九
第五十二章 鎌業	一四九

第六十六章	保 險	三六八
第六十七章	倉 庫 業	三九三
第六十八章	條約改正 内地貿易	三九七
第六十九章	東 洋 貿 易	四〇三
第七十章	米 國 貿 易	四一〇
第七十一章	歐 洲 貿 易	四一五

日本商業史 卷一

第一編 太古より寧樂朝の末に至る

第一章 商業の起原、内地商業の概略

太古草昧の世、人類の聚合して邦土をなすや、其生活甚だ單純なるもの故、各自田獵して食ひ、紡織して衣るに過ぎざりき。されども人智やゝ開くるに及びては、其餘あるものを貯藏して漸く後の闕乏に備ふるに至る。其後一層人智の開くるや、己が餘れるものを以て他の足らざるものに與へ、互に相易へて其用に供す。これを交易といふ。太古火照命ホリノミコト、火遠理命ホリノミコト又名天津日高日の兄弟、海山の幸サチ易へをなし給ひしは、我大八洲において交易をなす、これを始とす。今商估にて祭る所の惠美須神はこの火遠理命なりともいへり。其交易にして要る所専ら利にあるときはこれを商といふ。あきは飽充足の義にして、其商アキをなすをあきなふといふ。即ちこれ賣買なり。又物をあきなふをうるといふ、利益を得るの義にして物を購ふをかふといふはかふるの義なりとぞ。さて其かふるに當ては彼此大率價值を定めざるべからず。あたひは當合の義にして其需要物の多寡と其交易物の精粗とに從ひて彼此適合する所の度をいふ。即布若干を以て穀若干に易へ、絹若干を以て馬若干に易ふるの類なり。これら又交易の一變して賣買となれる一證とすべし。己れ必し也要するにはあらざれども

人の餘れる物を買ひてこれを貯蓄し、需要の人を待ちてこれを賣り、利益を得るを以て業とする者いづ。これを商人といふ。商人の聚集して賣買する地を市といふ。市は元來人の群集する所の名にして、衆人の集會する所を天高市といひ、天皇の都城として百官の集會する地に高市の名あるが如きこれ其例なり。賣買は衆人の群集する地を便利とするが故に、市に於てこれを行ふにより、後には遂に商人の群集して賣買する地の名とはなりぬ。

古へ人口稀少にして部落各所に散在したる時代に在りては有無相通ずるの道大むわ市によりしものと見ゆ。市は衆人の群集する所なれば商業をなすには便利なりしならん、これ古代商業に關しては市の事最も多く顯るゝ所以か。今其重なるものを擧ぐれば應神天皇の朝に輕市大あり、市を立つる事のものに見えたるこれを始とす。其後雄略天皇の朝に餌香市河内あり、武烈天皇の朝に海柘榴市大あり、敏達天皇の朝に阿斗桑市和あり、文武天皇の朝、藤原の都に始て東西市あり、樂寧の朝に東西市及び小川市美濃深津市大阿部市備後市駿河辰市大などありき。殊に餌香市、海柘榴市は最も有名のものにして、雄略天皇の時齒田根命より沒官したる資財を餌香市の橘樹のもとに置きて賣却せしめ給ひしこと見え、又顯宗天皇の縮見屯倉首シムラミツカズヒが家の室壽の御歌に吾饅者旨酒餌香市不以直買アタヒモテカハズ、と誇り給ひしこと見ゆ。こは高麗人が餌香市に來りて旨酒を釀しゝに、時人競うて高價を以て買飲せし故なりといふ。海柘榴市の如きも武烈天皇の歌場衆に入りて歌ひ給ひしこと見え、又推古天皇の朝、唐客入京の日、餚騎を遣して海柘榴市に迎へしめ給ひしこと見ゆ、さればこの二所は當時繁昌なる市場とこそ覺ゆれ。この外交通便宜の地には市場もありしものと見え、常陸茨城郡高濱の海邊、出雲島根郡

朝酌促戸渡などには百貨輻湊して市人の往來せしこと、ものに見ゆればなり。又そのかみは遷都屢々ありて經營に遑なく規模鴻大ならずと雖も、寧樂の都に至りては、ことに建築術の進歩したる時代なれば、其規模鴻大にして壯麗なりしとおもはる。其大略をいへば朱雀大路を中に置き、左右兩京四坊を設け、東西九條の大路を區画したり。今田畠の字に三條、五條或は七條、八條などの名ある寧樂の都の市街は養老七年の詔によりて、五位以下及び庶人に至るまで力營辨に堪ゆるものは瓦を以て屋を葺き、塗るに丹堊を以てせり。又宮城の美を盡せる事は今日現存する唐招提寺の講堂を見ておもひやるべし。講堂は平安宮の朝集堂なればなり。これによりても東西市の盛なりしこと自ら知られき。

又遠く物を鬻きて營業とする行商の如きも、はやくよりありしものと見え、雄略天皇の朝、播磨文石小磨アヤシフマロが暴虐を以て商客の艦船を斷ち物品を奪ひ取しこと見え、又欽明天皇の朝、山背深草の人秦太津父ハタノホツチが伊勢に向ひて商價し還る途次、山中にて二狼の鬪ふを見てこれを救ひしこと見ゆ。又寧樂の朝、大安寺の修多羅分錢三十貫を借りて越前の都魯鹿津に行きて商賣したこと見ゆれば、はや山を越え海を渡りて利を求めるものありしなるべし。秦太津父は欽明天皇の御夢に入りしより頻りに優寵を蒙り、遂に大藏省ツカサを拜するに至れり。こは賣買沽價の法を掌るものにて、市司の始なりとす。又舒明天皇の朝、上毛野宗麿カミノホツマロに商長の姓を受け給ひき。こは後世の大藏省及東西市司の職掌の如きものならん。宗麿は崇峻天皇の朝、吳國へ遣され吳權を持還りし久比の子なれば、かゝる優恩

を蒙るも偶然の事にはあらざるなり。孝徳天皇の朝、大化改新の詔によりて世襲の職を廢し給ひ、賣買に關する沽價訴訟の事も國司の掌る所となりぬ。又京師を修めて京坊毎に長人を置き、又四坊に令一人を置きて戸口を按檢し、奸非を督察する事を掌らしめ給ひき。されど最も市制の備りしは大寶以後の事なるべし。

大寶令に至り、大藏卿は全國の權衡、度量、賣買、沽價の事を總轄し、京師は左右京職太夫にて市塵、度量の事を掌り其下に東西市正ありて財貨、交易、器物真偽、度量輕重、賣買沽價の事を掌れり。東西市には佑、令史、價長、物部、使部、直丁等ありて庶務を分擔し、又地方は國司にて取扱ひしものゝ如し。そは攝津職太夫に於て市塵度量の事を掌れるを見て知るべし。又彈正臺を置き、其弼以下の官人をして宮城及び左右兩京を巡察して非違を糺弾せしめらる。

凡そ市は恒に午時を以て集り日入前鼓を三たび擊ちて散ず。市は肆毎に標をたて行名をしるさむ。市に在りて興販するものは男女坐を別にせしむ。市司貨物を時價に准じ三等とす。官私權衡度量は毎年三月、大藏省に請うて平校せしむ。地方は國司にて平校するを聽す。横刀、鎗、鞍、漆器の屬は各鑿造者の姓名を題さしむ。行濫のものを以て交易するものは沒官し、短狹法の如くならざるものには其主に還す。官の市買を除き皆市に就いて交易し、坐ながら物主を召び時價に違ふことを得ず。皇親及び五位以上は帳内資人及び家人奴婢等を遣し、市肆を定めて興販するを得ず。

内地に於ける外國貿易場の重なるものは筑紫の那津、上國の難波なりき。那津は筑紫の大津にして外舶輻湊し、難波も亦上國の大津にして津の國と稱し、津守氏を置きて其事を掌らしむ。難波は

筑紫より上國に入るの關門にして蕃客常に群集す。仁德天皇の都を奠め給ふに及びて難波の津益々繁昌す。文武天皇の大寶令を定め給ふや、内地を往來する蕃客の所有物を錄申せしめ、弓箭兵器等を以て諸蕃と交易することを禁じ、且つ官司の未だ交易せざる前、私に諸蕃と交易する者は其物品を沒官すなど規定し給へり。其後孝謙天皇神護景雲二年十月、左右大臣に大宰の綿の二萬屯、大納言に一萬屯、以下朝臣に綿を賜ひて新羅交關の物を買はしめる。されど皆朝廷若くは官人の貿易にして未だ一般の人民は自由に貿易をなすこと能はざりき。古事記、日本書紀、釋日本紀、續日本紀、今義解、新撰姓氏錄、出雲風土記、常陸風土記、靈異記、

類聚三代格、帝王編年記、扶桑略記、和訓葉、上古賣買起原

第二章 貨幣

我邦上古に在ては稻穀布帛の類を以て物貨と交換し、恰もこれ稻穀布帛は當時の通貨なりき。畢竟上古我邦に土産の金銀なかりし故ならん。金銀の產せざりしことは素盞鳴尊が韓郷の島は金銀あり、若し吾兒をして御する國たらしめば、浮賣なくして佳ならずや、との給ひ、又仲哀天皇の熊襲を討し給ふや、當時の神託にも榜衾タクフスマシラギ新羅の國は金銀彩色多しとの給ひき。これら的事を思合すれば太古より金銀の產せざりし事明かなり。神功皇后以來屢々韓土支那より金銀を貢せしと雖も甚これを貴重し、大概佛像其他器具裝飾の用に供せしに過ぎず。銀は天武天皇白鳳三年、對馬國守忍海造大國對馬下縣郡より採りて貢上したるを始とす。銅は太古より我邦に產せしものと見え伊弉諾尊に白銅鏡あり。其後銅を以て武器を作り又鏡を作りたる事見ゆ。ことに崇神天皇の鑄給ひし寶鏡は銅

なりといふ。されば銅の早くより我邦に産せしこと明かなり。されど熟銅の出でしは元明天皇慶雲五年、武藏國秩父郡より獻じたるを始とす。當時神祇の瑞寶を顯すものとなして、年號を和銅と改め給ひき。其後銅の多く我邦に産せし事は聖武天皇の盧舍那佛の大像を鑄給ふや、熟銅七十三萬九千五百六十斤を費し、塔及鐘に十萬八千二百斤五兩を費し給ひき。この他諸寺の建築、佛像の鑄造に用ゐ給し料も多かりしなるべし。金は聖武天皇天平廿一年、陸奥守從五位上百濟王敬福、陸奥小田郡金華山より採りて獻ぜしを始とす。當時天皇大に佛法に歸依し東大寺の盧舍那佛を塗るため遣唐使をいだして黄金を買はしめんとし給ひしをりなれば嘉賞し給ひ、全く佛陀の加護慈賜に出でしものとなし、東大寺に行幸して盧舍那佛を拜し、年號を天平感寶と改め、敬福に從三位を授け、宮内卿に移らしめ給ひき。これより先き文武天皇の朝、對馬より黄金を貢するものあり、元を建てゝ大寶元年とし、又大倭國忍海郡三田首五瀬を對馬に遣し、黄金を治はしめらる。五瀬黄金を獲て復命せしかば、五瀬に封五十戸田十町を賜ふ。實は五瀬韓地に於てこれを取り、朝廷を欺きたるものなりといふ。そは聖武天皇の詔に大倭國は開闢以來、黄金は人の國より獻ずることあれども、斯地にはなき物と念へるに、などの給ひしにて知るべし。

我邦に於て錢貨の顯れたるは顯宗天皇の朝、稻斛銀錢一文あるを始とす。されども銀の出でざりし時代といひ、且つ鑄錢の事絶えてものに見えざれば、或は外國より輸入したるもの用ゐしにはあらざるか。其後天武天皇白鳳十二年詔して自今以後必ず銅錢用ゐるなかれ、又銀錢を用ゐることを止るなかれ、などありと雖も何れの年、何れの處に於て、鑄造せられしや詳なら

ず。持統天皇の朝、廣直肆大宅朝臣麿、勒大貳壹忌寸八島、黃書連本實等、鑄鐵司を拜すとあり。其後文武天皇の朝、始て鑄錢司を置き、直大肆中臣朝臣意味麿を以て長官とすとあるによりて考ふれば、持統天皇の朝には官を拜せしものあるも、別に官衙を設くるには至らざりしか、當時鑄錢司を置れしを見れば、必ず錢貨の鑄造ありしなるべし。されど其製形を知らず。大寶令を定め給ふや大藏省に於て錢金銀の事を掌り、其所管の典鑄司に於て金銀銅錢を鑄造する等の事を掌れり。又國內銅鐵を出せる所ありて、官未だ採らざるものは百姓の私に採るを聽し、又凡そ山澤に異寶異木及び金玉銀彩色裸物あるを知り、國用に供するに堪へん者は皆太政官に申して奏聞せしめらる。元明天皇和銅元年始て催鑄錢司を置き、從五位上多治比真人三宅麿を以てこれに任す。これによりて諸國にも鑄錢司を置れし事明かなり。催鑄錢司は諸國の鑄錢を駆催す義なればなり。又同じき年始て銀錢并に銅錢を鑄りてこれを行はしめらる。共に文を和銅開珍といふ。明る二年銀錢を廢し、一に銅錢を行はしめ、同じき三年に至り、また銀錢を禁すなどあるを見れば、銀錢よりも寧ろ銅錢を用ゐる方便利なりしならんか。これより銅錢を諸國に於て鑄造したるなるべし。これまで稻穀布帛を以て通貨としたる慣習は容易に脱せざるものと見え、和銅年中種々の方便を以て錢貨の用を知らしめ給ひき。かく一意に獎勵し給ひしかば私鑄錢を用ゐるものも出來りしと見え、私に錢を鑄る者は斬に處すとの法律を定め給ひ、又錢を選ぶ事を禁じ給ふなどを見れば、やゝ錢貨を用ゐるやうにないしものか、淳仁天皇天平寶字四年、金銀銅の三貨を鑄り並に世に行はしめらる。錢の文を開基勝寶といひ_{新錢の十}銀錢の文を太平元寶といひ_{舊錢の十}銅錢の文を萬年通寶といふ。舊錢の十に當る稱德天皇も

亦天平神護元年、銅錢を鑄りて前の新錢と共に世に行はしめらる。其文を神功開寶といひしとぞ。

日本書紀、續日本紀、三伏寶錄、令義解、朝野群載、扶桑略記、年代曆、小右記

第三章 度量權衡

太古物の長短を量るに呪アタさに當るを「アタ」といふ等の名稱ありて未だ尺度の器あるを聞かず。只手置帆負オキホオヒ、彦狹ヒコサ知の二神天御量を以て大峠小峠の材を伐り瑞殿を造り給ふ事見ゆ。これ尺度の類なるべけれども其製作いかなりしにや、今考ふるに由なし。器を設けて物を量りし事何れの御世より始まりけん。されども神功皇后征韓以來彼土の器財を多く齎し來れば、或は尺度も此時に來りしならんか。又應神天皇の朝、吳織穴織など來り、雄略天皇の朝、漢吳の二工來りしにより、何れ工女來らば尺は齎しきたりしならん。殊に雄略天皇の朝は大いに建築術に意を用ゐ給ひ、鬪鷄御田、猪名部真根の如き良工もありければ必ず尺度なくては不便ならん。故にこれ等を以て考ふれば高麗尺支那尺度來して既に使用せしならん。孝德天皇の朝、今のの曲尺に同じき尺を設られぬ。これ所謂令前の常用尺なり。文武天皇の令を定め給ふや、凡て度十分を寸とし十寸を尺とし、一尺二寸を大尺の一尺とし、十尺を一丈とす。地を度り銀銅穀を量るには皆大尺曲尺一尺一寸七分三厘六七分三厘六を用ゐ、常用には官私悉皆小尺曲尺八寸七分八厘七分八厘を用ゐしめ、度量權を用ゐる官司には皆様を給せらる。様は銅を以て製す。大尺は高麗尺にして當時唐制に據りて度に大小の別は立給ひしかど度法は從來慣用の高麗尺を以て大尺とし、唐の大尺を探りて小尺としたるまでなり。此小尺は曲尺に

して大寶より稍長きは歲月を経て訛長したるものならん。又この小尺の世に存するは東大寺所傳の天平尺曲尺九寸七分八厘法隆寺所傳の鏤牙尺同上陸奥國慧日寺所傳の鏤牙尺曲尺九寸八分二厘なり。又この大尺即高麗尺は中古竹量と稱して用ゐしが、近世に至り遂に吳服尺とはなりぬ。元明天皇和銅六年度量衡の改制あり、從前の大尺高麗尺を廢し、唐の大小尺を用ゐて其大尺曲尺九寸七分八厘を常用と度地とに用ゐ小尺曲尺八寸一分五厘は晷景カゲを測り湯薬を合するにのみ用ゐしめらる。和銅小尺の今世に残りたるは、高野尺曲尺七寸九分東寺金蓮院尺八寸一分強、槇尾尺八寸二分強、泉涌寺尺八寸二分、大安寺尺八寸三分半、法壽菴尺八寸三分等なりとす。元正天皇養老四年尺様を諸國に頒ち給ふこと見ゆ。されどもこの頒尺は和銅尺にして別に改まりし所なし。

太古量のことをいはず、されども稻は必ず束把を以て數へ、穀は必ず器ありて其多少を量りしらん。量の史に見えたるは顯宗天皇の朝、稻斛に銀錢一文とあるを始とす。此時度量の制ありしにや又漢土の度量を傳へて用ゐたりしにや知るべからず。欽明天皇の朝、麥種一千斛を以て百濟王に賜ふとあれば、既に定制ありしものならんか。又舒明天皇の朝、始て斗升斤兩を定め給ふ事ものに見ゆ。この御宇には大上君御田耜、藥師惠日などを唐に遣し給ふことあるによれば、この制は唐制によりて定め給ふものか。世に令前の大重量といふは大寶以前に用ゐたる量にて、上古より用ゐたるものなりや又舒明天皇の朝より用ゐたるものなりや確かならず。法隆寺に太子升とて當時の一斗量と覺しき今升五升四合弱ものあり、又寧樂の南圓堂に布施升あり、其容全く法隆寺太子升に同じといふ。さればこれ令前の一升量なるべし今前大量今升五合八升四四小量今升一合九四八と定めたるは横山由清の説に従ふ崇峻天皇の朝、權衡を吳國より傳へ以來權衡によりて量法を定め、穀は大一斤百六十目今升五合を一升今升五合八升四四とし大十斤を一斗とし、穀は大一斤の穀

を得べき量を一把とし大十斤の穀を得べき量を一束とし、それを稻一斤といふ。法隆寺に度量貳拾衡ある由ものに見ゆるは、この稻量をいふなり。伊勢の神嘗祭に懸稅稻といふものあるに思ひ合すれば、いよ／＼明かる事ならん。文武天皇の令を制し給ふや、量十合を升とし、今升四升九合八升十升を斗とし、十斗を斛とすとありて専ら唐制に倣ひしものと思はる。今升に比較したる量は横山由清の説に従ふ。今日現存する古器中、此升に稍々近きは法隆寺銅製の釣升にて銘に重大廿六斤受一石四斗とするものにて、今升の六斗四升九合許を容る。此一升は即四合六勺三撮五抄餘にあたればなり。また元明天皇和銅六年、量衡の制を改め令前の制に復し給へり。

權衡の始さだかならず。崇峻天皇の朝、上毛野久比を吳國に遣されしが、歸朝の時彼より齎したる種々の物を獻ぜし中に吳權ありしをしろしめさせずして問はせ給ふに吳國にて萬物を懸定めて交易をなさしむるものにて、名を波賀理といふ由奏せしを始とす。舒明天皇の朝、斗升斤兩を定め給ひしは唐制に據り給ひしものならんか。文武天皇の令を定め給ふや、權衡は廿四銖一銖四分を兩匁とし、三兩を大兩とし、十六兩を斤百六十匁世に唐目といふとし、銀銅穀を量るには大稱を用ひしめらる。これ専ら唐制に據り給ひしものと思はる。今秤を以て量るに其重八九分より一匁一二分に至る依て一錢を以て今秤の一匁と定めて唐の權衡を量れり右横山由清の説に従ふ。元明天皇和銅六年の改正には又大化以前の舊に復し給へり。令の量目との比較は東大寺正倉院に傳ふる所の銀壺天平神讓三年重五十五斤銀臺重六十其他銅鉢臺・銅皿・八角鏡、花盤などの欵識に其量を記したると、法隆寺に傳ふる所の沉水香に其量を墨書したるとに據てこれを知れり。大稱一匁二分匁世に大和日と云ふ。聖武天皇の皇后安宿媛の其父不比等の家におはしゝ時支那より得たる稱尺を以て

第四章 賣買、貸借、質舉に關する法制

市に入りその使用法を教へ給ひし事みゆ。されば寧樂朝に至りても尙稱尺を用ゐるに馴ざりしにや又支那より得たる稱尺といふは今何様のものなるを知らず。法隆寺に吳量、福量、俵量などあり東大寺に吳斤定、國斤定などいふものあるを見れば、當時くさ／＼の權衡ありしなるべし。日本書紀、令義續解、新撰姓氏錄、大神官儀式帳、法隆寺資財帳、東大續要錄、一代要記、扶桑略記、法隆寺寶物考證、古今要覽稿、田令圖解抄、地方新書、上古度量權衡考、本朝度量衡說

賣買の道未だ開けざる時代に在りては、其所謂賣買とは物と物との交換に過ぎざることなるが、我邦にても古へは貨幣の鑄造乏しかりし故、往々物と物との交換をなし後世に至るもなほこの慣習を脱せざりき。

顯宗天皇の朝、百姓殷富稻斛銀錢一文とあるに依れば、はや既に貨幣を使用したるものゝ如し。されどこの以前我邦にて鑄錢の事ものに見えざれば、或は外國より輸入し來りたるものにはあらざるか。齊明天皇の朝高勾麗人が態皮一枚價綿六十斤といひしが如きは、正しく物と物との交換なりき。天武天皇の朝銀銅錢を用ひたること見え、持統天皇の朝鑄錢司を拜するもの見ゆ。又元明天皇の朝和銅二年、交關雜物價錢四文以上は銀錢を用ひ、三文以下は銅錢を用ひしめ給ひ、又同じき四年穀六升を以て錢一文に充て交換せしめ給ひ、又同じき五年諸國送る所の調庸物を錢に換さしめ、錢五文を以て布一常に準じ給ふなど、専ら錢貨の用を知らしめ給ひしかど、なほ錢貨の少きにや、蓄錢の多少によりて位を授け給ひき。又同じき六年土地を賣買するに錢を以て價となし、他物を以

て價となすことを禁ぜらる。されば土地すら他物を以て賣買の媒介物となしたるものありしなるべし。なほこの後も他物を以て賣買したることは、天平勝寶七年東大寺越前桑原莊券、天平神護三年伊何我部廣麿が解文に土地の價を稻何束とするしたるにて知るべし。

土地にまれ物件にまれ自由に賣買することを聽されしも、獨僧尼はこの權利を有せざりき。されど和銅六年以來、屢々寺家に於て田園を買收することを禁ぜられしを見れば、當時佛法盛にして禁令を犯すに至りしものならんか。凡そ家長あらば其子孫弟姪等輒く奴婢、雜畜、田宅及びこの他の財物を私に賣ることを得ず。奴婢の賣買は皆本部の官司を經て立券せしむること、なほ土地の賣買に於けるが如し。馬牛は只保證を立て私券を取るまでに官司を經ず、此他の物件は別に制限する所なし。奴婢、馬牛を買ひ立券の後、始て舊病あることを知るときは三日内に賣主に返すことを得せしむ。賣主に於て無病なりと欺きたるものは市法によりて罰せらる。直半分を渡し財物焼亡したる時は、所謂水火損敗の類にて賣主其償の責に任せず。又直半分を渡し本主死亡したる時は、其親に對して契約を履行せしむべし。若し親なきときは其殘直をいだし、四隣五保に付して功德を營ましむる等なり。

孝德天皇の大化改新の詔によりて、班田の法を施し給ひより土地の賣買は一般に禁ぜられしと雖も、なほ私墾の土地に至りては自由に賣買を聽されしものゝ如し。凡そ大化より五十六年を経て文武天皇の大寶に至り、田令を以て土地に關する制度を定め給ひき。

凡そ宅地田園を賣買するには皆所部の官司を經て申牒したる後聽さるゝものとす。只其倉屋は證

據分明なるを要するまでに官司を經るに及ばず、直半分を渡し宅地焼亡したる時は、賣主に於て其責を負はず、蓋し損益相半すればなり。土地の賣買は物件と違ひ最も丁重なる取扱を要するものにて、所謂國判立券にして三通を要し、一通は國に留め、一通は郡に留め、一通は買主に留むること、天平寶字元年十市郡司解に見ゆ。又沽券には四至、面積、代價等を詳記し、且つ保證人を立つることにて天平勝寶三年柘植郷長解文には郷長、證人、筆取、稅長などの名さへ見えたり。されば後世の僅に私券を作りて賣買したる比にはあらざるなり。

往古の券契には今日用ゐる所の實印の如きものを用ゐしや、當時と雖も印章はあれど今日の如く一般に用ゐるものにあらずして印章に官印私印の別ありて、私印は官許を得て用ゐしものと覺ゆ。そは惠美押勝に惠美家の印を聽すとあるにて知るべし。天平寶字年間の東大寺文書中に、生江息島畫師池守が姓名の印調足^{ツキ}勝の名印などあれど券契に用ゐたるものにあらず。券契は大抵草名若しくは押字なりき。天平勝寶三年柘植郷長解文には田主敢臣安萬呂が下に左手の食指を以て押したり。そは戸令に字を解せざるものは指を畫して記と爲よとあるものにて、後世の母印はこれらの變じたるにはあらざるか。又券契を呼びて手形といふも、掌を押して證左とせしよりの名なりといふ。寧樂朝よりはやゝ後の事なれど、伊都内親王の御願文、後白河天皇の御起請文などには御掌を朱に浸して所々に押し給ふものあり。さればこれより以前にもかゝる例ありしにや。日本書紀、續日本紀、合載

至安抄、物價通考、和
訓葉、私印押字沿革

既に賣買の道ありて有無相通すと雖も亦一時互に融通して用を辨するの道なかるべからず。こゝ

に於てか貸借のこと起れり。往古は借贷、出舉自ら別ありて本を徵し、利子を要せざるものを借贷といひ、本利共に徵するを出舉といふ。出舉は本をいだして利を收むるの義なり。出舉に又公私之二種ありて、公出舉とは錢穀をいだして公用を資くる租稅の屬をいふ。されども其始は賑恤に出たるや明かなり。故に天武天皇の朝、貧富の度によりて天下の戸を三等に分ち給ひ、中戸以下に貸して上戸に及ぼし給はざるを以て知るべし。本書に於ては公出舉の事をいはず、専ら私出舉の事に就いて陳ぶべし。

上古既に貸借の事行れたるべけれども、史に顯はるゝもの甚少し。されども持統天皇の時詔して凡そ負債者乙酉年より以前のものは利を收むるなれ、若し既に身を役したるものは利を役するを得ずとあるによれば當時貸借の事盛に行はれしが如し。文武天皇の朝豐後國宮子郡の少領膳臣廣國が八兩の綿を貸して十兩に倍し、或は小斤の稻を貸して大斤に取ること見え、又信濃國小縣郡跡目の里人、他田舍人蝦夷は貸付の輕斤を用る、徵納の日は重斤を用ゐるなどの事見え、孝謙天皇の朝大安寺僧辨宗が大修陁羅供の錢を借りたる事見え、又寧樂の京に一大僧某あり、錢を貸して其子を養ひしこと見ゆ、されば金錢を貸して營業としたるものありしなるべし。私稻出舉に關しては元明天皇和銅年中、半利に過ぐることを得ざる旨令し給ひしが、聖武天皇天平九年に至り、遂に禁斷し給ふに至れり。こは王臣等私稻を貯蓄し、百姓に出舉して利を求むるより、無智の愚民後害を顧みず妄に私稻を借入れ、遂に貧困に逼り、父子兄弟流離するに至れるが故なり。當時稻を出舉して利を貰ひたるもの多きことを知るべし。

文武天皇の令を制し給ふに及びて負債の事は總て刑部省に於てこれを管し、當時貸借の物品は土地、家屋、奴婢、馬牛、金穀等にして、何人と雖も自由に物を貸借する事を聽されしも、たゞ官人は所部の人より借ることを禁じ、又僧尼は私財をいだして人に貸し與へ、利子を收むることを禁ぜらる。凡そ公私財物を以て出舉するものは私契に任せて官司を経ず六十日毎に利を取り、八分の一に過ぐることを得ず、四百八十日を過ぐるも尙一倍に過ぐることを得ず、家資盡るものは身を役して償はしむ。利を廻して本となすべからず、もし法に違ひて利を責め、或は契外に掣奪し、及び出息の債にあらざるものは官に於てこれを處分す。稻を以て出舉せば一年を以てかぎりとすべし。私契を以て利を取ること制限に過ぐるものは糺告人に任せ、利物并に糺人に賞す。皇親及び五位以上者と雖も郷里に於て出舉するは制外なりとす。借用の牛馬理を以て死したるの證據分明なるとせば官私を論ぜず一時の誤に出づるも辨償すべし。借用の牛馬理を以て死したるの證據分明なると逃避し、若しくは身死するも保人に於て代償すべし。情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし。
東大寺正倉院古文書中寶龜年間實際に行はれし金銀貨借の券に就いて當時の状を見るに負債主一人のものあり又連帶のものあり利子は一貫文に付し百三十文より百五十文までの間をとり期限は一月より二月までの間に往々某給料受取のとき返却すべしなどと條件を付したものありされど質券に比すれば稍短きが如し大抵證人を付したるもの中には付せざるものあり且證人償人相通じて用ひたるものなり

土地貸借のものに見えたるは、孝德天皇の朝水陸を占有して私地となし、百姓に賣り與へて年に

其價を索ることを禁ずるとあるを始とす。土地の貸借も亦大寶令に至り賃租田の事を定めて大いに其制度を明かにすることを得たり。賃租田とは春、直を取りて賣り與へ、秋に至り稻を輸さしむるものをいふ。公田は國司其郷土の沽價賃租に隨ひてこれを賣り其價を太政官に送り雜用に充てしむ。私田は所部の官司を經て公田と同じく聽さる。賃租田は公私共一年の期限なるに、荒廢の田に至りては三年間よく佃るものには官司を經てこれを聽し三年の後主に還さしむ。公田は六年の後に至り官に還さしむ。これ後世小作人のよりて起る所とす。日本書紀、令義解、類聚國史、靈異記、法曹類林、職制律疏、法曹至要抄、續修東大寺正倉院文書

質舉の事に關してはものに見えたるもの甚少し。されど文武天皇の令を制し給ふに及びて始て其制度を明かにすることを得たり。

凡そ家長あらば其子孫弟姪等輒く奴婢、雜畜、田宅及餘の財物を以て私に質舉するを得ず。質舉は私契を作り官司を經るに及ばず、六十日毎に利を取り、八分の一に過ぐることを得ず、四百八十日を過ぐるも尙一倍に過ぐることを得ず、家資盡るものは身を役して償はしむ、利を廻して本となすことを得ず、若し違法の利を責め、或は契外に掣奪するものは、官司において處分するものとす。質は物主に對するにあらざれば輒く賣ること能はず、若し利を計るに本に過ぐるも償はざる時は所司に告げて賣ることを得、若し剩餘あらばこれを物主に還すべし。負債者逃避若くは死亡せば保人代償すべし。若し保人二人なる時は一人身死するも他の一人にて全償すべきものとす。利を取ること制限に過ぐる時は糺告人に任せ、利物弁に糺人に與ふべし。情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし、又質物焼亡するも所謂水火損敗にて償ふの責なし。強盜に奪取せらるゝときも亦これに同

じ。竊盜に遭ひて失ひたるときは其責を負ふべし。

宅地田園を以て質舉することは聖武天皇天平勝寶三年九月四日の格文を以て禁斷し給ひしと雖も往々この禁制を犯して宅地田園を質舉したことは東大寺正倉院古文書中寶龜年間の質券に多く見ゆればなり。なほ甚しきに至りては口分田すら質舉したるものあるに至れり。東大寺正倉院中に現存する時民間にて質舉せし實際の有様を見るに土地、家屋、布の類を以て質物とし買入主一人のものあり又連帶のものあり利子は一貫文に付したるものあり土地家屋の買入證券には家屋の間歌土地の所在等を明記せり大抵證人を立たるも其員數に至ては一月別百三十文より百五十文の間を取り期限は二月より三月の間にて往々布施料或は某給料受取の時返却すべしなどの條件を人のものあり又連帶のものありて一樣ならず且質人の見ゆるは證人にしてこれ保人代價の責を帶びしものならんか

續修日本紀、令義解、法曹至要抄、裁判至要抄、續修東大寺正倉院文書

第五章 内地交通の概略

太古伊弉諾尊の下土を經營し給ふや、葦船、磬櫓樟船あり、素蓋鳴尊の韓地に往來し給ふや、浮寶ありて舟楫の利を説き、杉と櫟樟クヌスとを植ゑて其用に供せらる。浮寶は卽船なり。其後、熊野諸手船、天鳥船、無目堅間小船等の制あり。大己貴尊の天下を經營し給ふや、磬石草木を掃ひて道路を拓き、又岐神を薦めて道路の事を主らしめ給ひき。神武天皇の東征し給ふや、國神珍彥ウツヒコを嚮導とし其經由し給ふ所、速吸之門豊後筑紫岡水門前難波崎、攝津浪速河内白肩津、茅渟山城水門以上雄水門和熊野荒坂津伊等あり、皆當時の通津なるべし。又皇軍の中州に赴くや大伴氏の祖日臣命大來目を率ひて山を穿ち、險を踰えて始て兎田路を開く、よりて日臣命の功を嘉して名を道臣と給ふ。都を大倭に奠め給ふに及びて大倭、河内等九國の國造を置き縣主を定め給ひき。崇神天皇の朝、詔して船舶の要

を諭し、諸國をして始て韓製の船舶を造らしめらる。又北陸、東海、西道、丹波の四道に將軍を遣し、四方を綏服せしめ、ことに豐城命をして東國を治めしめ、知々夫_{武科野信}等十一國の國造を置き給ひて海陸行旅の便稍々開けたるが如し。景行天皇筑紫諸國を巡行し日本武尊をして東夷を征服せしめ給ひ、天皇又七十七王を諸國に分封して其國にゆかしめ給ひき。此時既に國郡の分界ありしもの、如し。成務天皇に至り更に山河を界して國縣を分ち、阡陌に從ひて里邑を定め、國郡縣邑に造長、稻置を置かる。當時定め給ふ所の國造、東北は須惠上印波_{新治}、筑波_常白河、阿尺_奥等より能等能_{佐渡}、西は末羅肥_{天草}等に至るまで凡そ六十三國に至る。崇神天皇以來海路益々開け其舟船の往來する所、西には播磨に鹿子水門、宇須伎津あり、周防に佐婆津、穴門に豊浦津ありて筑紫に至り、東には淡水門房竹水門_{陸奥}ありて蝦夷の境に至る。南海に紀伊德勒津伊_紀北海に高志和那美之水門中角鹿津前等あり、其他沿海の國多く津濟を定めて行旅を便す。神功皇后の大に舟師を興し給ふや和珥津より直に韓地に達す、對馬最も航海の要津なるが故に津島と稱す。これより舟船の往來絶ゆることなし。外蕃皆筑紫に輻輳す、其要地を那津といふ。那津はこれ筑紫の大津なり。忍熊王の亂、皇后針間吉備の堺に和氣の關を置き、其軍を禦がしめらる。鬪を置く、これを始とす。應神天皇の朝、伊豆に令して船を造らしめる。其長十丈船成りてこれを海に浮ぶ、軽くして疾く馳るが故に其の船の名を枯野といふ。後朽廢せしかば、其船材を以て薪とし鹽を燒きて諸國に賜ひ、船を造らしめらる。諸國の貢舟五百隻武庫の水門に集ふ。新羅使館火を失し多く延焼す、よりて新羅の使を責む。國王懼れて船匠を獻ず、これ猪名部等が始祖なり。當時外蕃の朝貢筑紫より東の方海路を取り、

武庫難波に達す。難波實に上國の大津なり、故に津の國と稱す。仲哀、應神、仁德天皇以下歷世四方を開拓し給ひ、繼體天皇に至りて前後定むる所の國造凡そ百廿五國諸道の脈絡相通じたり。道路渡濟の事は道守氏を諸國に置きて道路の事を治めしめ、其渡濟は渡子を置き渡守氏をしてこれを管せしめらる。欽明天皇の朝に至り百濟の使に屢々船を給ひ、又王辰爾をして船賦を錄せしめ、辰爾を以て船長とし、姓を船史と給ふなどの事あるを見れば、當時船舶製造の術進歩したるや明けし。孝德天皇大化革新の詔によりて要路要濟渡子の調賦を廢し、田地を以て給せられ、又始て驛馬、傳馬の法を設けて官使の用に供せらる。こゝに於てか公私旅行の別起る。大化二年、元興寺僧道登、始て山背宇治橋を造る。これより縞流の徒天下を周遊して橋梁律濟を修め力を濟民の事に用ゐるに至れり。齊明天皇の朝、阿倍比羅夫舟師七十艘を率ゐて蝦夷を征服し、停代、津輕二郡を設け、渡島蝦夷を招撫し郡領を後方羊蹄に置き、遂に蝦夷を嚮導とし舟師三百艘を以て肅慎を擊つ、こゝに至りて蝦夷悉く版圖に入る。天武天皇攝津職を難波に置き津務を管せしめ、又不破、龍田、大江等の地に關を置かる。文武天皇の大寶令を制し給ふや、道橋津濟の事は民部省に於てこれを掌る。共に兵部省に屬す。凡そ津橋道路毎年九月半より十月までに修理せしめらる。其要路陥壞し水を停め行旅を廢する時などは時月に拘らず修理せしめられき。また要路津涉渡に堪へずる處には皆舟を置き、津に至る前後に依りて渡らしめらる。また凡そ諸道を大路_{陽山}中路_{東海}小路_{上に舉げたるもの}外に分ち、三十里毎に一驛を置かる。若し地勢險阻及水び草なき處は便によりて安置し里數を限らず各驛長一人を置きて

驛務を掌らしめ、驛田を附し其收穫を以て支度に供せらる。驛馬、傳馬を供する皆鈴傳符の廻數に依る。親王以下各數あり、其諸國に鈴を供する亦定數あり。官人傳馬に乗じて出使する時は皆官物を用ひ位に準じて供給せらる。公使驛及び傳馬に乘するに若し足らざる時は即私馬を以つて充てしめらる。私行人五位以上驛に投じて止宿するを聽され、若し邊遠及び村里なき所には初位以上及び勳位あるものも亦聽さる。凡そ伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發を三關とし鼓吹軍器を設け國司分ちてこれを守れり。關門は日出に開き日入に閉づ、行人關國に向はんと欲し、過所を請ふものあらば本部具に其事及び人物名數二通を造りて所司に申送す。行人關津を出入する皆人到を以て先後とするを得ず。行人關津を出入する皆過所載する所の關名に依らしめらる。船筏關を過ぐる亦過所を停擁請ふべし。長門及攝津其餘過所を許す

長門及攝津其餘過所を許す

諸國攝津職太宰府弁道橋郵驛過所公私馬牛等の事を掌る。

元明天皇の朝都停驛を山背相樂郡岡田、綾喜郡山本、河内交野郡楠葉、攝津島上郡大原、島下郡殖村、伊賀阿閉郡新家に置き、又大寶二年文武天皇が始て開かしめ給ひし岐蘇道險隘にして民行旅に惱みしかば、更に一條の岐蘇路を通ぜしめらる。坂古道といふ されども行旅の困難なりしことは諸國の役民卿に還るの日食糧絶乏して多く道路に飢うるものあるより、勅して郡稻を割きて別に便地に貯へ、役夫の望に従ひて交易せしめられ、又行旅の人をして各一囊錢を以て當廬の給となし、永く労費を省きて往還を便にせしめらる。國郡司等をして豪富を募り、米を路側に置きて其賣買に任す、一年の内米一百斛以上を賣る者には、名を以て奏聞せしむなどの事にて想像すべし。藥師寺僧行基、攝津大輪田泊、和泉神崎泊を築く、又山陽、西海、南海三道の舟程を定む。檍生泊より韓泊に至

る一日行、韓泊より魚住泊に至る一日行、魚住泊より大輪田泊に至る一日行、大輪田泊より河尻に至る一日行とす。これによりて大いに舟行の便を得しといふ。行基常に道橋を通じて濟度を爲す、又山城泉、攝津高瀬、長柄、中河、堀江等の橋を修造す。

日本書紀、古事記、國造本紀、續日本紀、令義解、新

撰姓氏錄、本朝文粹、口決纂疏、帝王編年記、元亨釋

起、古京遺文、大和志

第六章 朝鮮の交通 附渤海

朝鮮開國の起原は尤も茫邈にして信すべからずと雖も、其國史によれば支那唐堯の時、神人太白山の檀木の下に降る、國人立てゝ君となす、これを檀君といふ。國號を朝鮮と稱し、平壤に都す。その後殷の紂王の亡ぶるや箕子五千人を率ひて朝鮮に避け、平壤に都し、國民に禮義田蠶織作を教へ、朝鮮こゝに於て始て興る。四十代の孫否秦に屬せしが、其子準に至り燕人衛滿の爲に逐はる。衛滿の孫、右渠漢の命に從はず、武帝の爲に亡さる。武帝其地を分ちて四郡をおく。樂浪、臨屯、玄菟、眞番、照帝益山郡に入り韓王と稱す。これを馬韓といふ。辰韓、弁韓韓辰又下を併せて三韓と稱す。漢宣帝の時赫居世辰弁諸部を征服して新羅と號す。朴氏は赫居世を始祖とし漢宣帝の時に起り昔氏は脫解を始祖とし漢明帝の時金氏は奈勿を始祖とし晋穆帝の時に起れりこれを新羅の三姓といふまた漢元帝の時朱蒙靺鞨より起りて平壤に據り高勾麗と稱す、朱蒙の子溫祚また別に一國を立つ、これを百濟といふ。朝鮮は獨り支那人の北部より入こみて殖民せしのみならず、素盞鳴尊、稻飯命など新羅へ渡り給ひし事我國史にみゆれば、太古既に我邦人の東南部へ入こみて殖民せしや明かなり。

太古素盞鳴尊其子五十猛神を率ゐて新羅國に到り曾戸茂梨の地に居まし後出雲國へ還り給ふといふ高麗曲に蘇志摩利といふものあり彼邦人の説によれば開祖檀君蘇志摩利の地にて急雨に逢ひたる時の事を學びつるものなりとぞされば檀君は素盞鳴尊にはあらざるか又彼邦の古書に耽羅初人あらず神靈和氣を下し神人化生す高乙那、良乙那、夫乙那といふ日本國主其三女を遣し配す降つて乘るに全木船を以てし兼て五穀牛馬を備ふ今出雲國仁田郡に伊我多氣社あり五十猛神を祭る和氣は五十猛神にあらざるか崇神天皇六十五年大伽耶より使者蘇那曷叱智等を遣して朝貢す。これより大伽耶の王子阿羅斯等新羅の王子天日槍等來朝せしが殊に阿羅斯等の如きは、崇神天皇の聖德をしたひ遙々國をいでしも道に迷ひて垂仁天皇の時に至り來朝せしかば天皇其志を憐み先帝の御名をとりて彌摩那國の號を賜ひき。神功皇后の新羅を征し給ふや高勾麗、百濟の二王來りて降を乞ひしかば遂に西蕃の爲に内官家を定め給ひき。垂仁天皇の朝以來日本府を任那に置き、韓土を控制すること殆ど附庸國に於けるが如し。彼朝貢を怠れば兵を發してこれを討し、表文無禮なればこれを却く。加之孝德天皇の朝新羅の朝貢使來り、國名を改めて王城國と稱すれば勅して使者を責め、其貢を却けしめ給ひしが如き、國權を張るに足れり。故に朝鮮の交通は對等國の關係にあらずして附庸國の關係なるを知るべし。我邦の朝鮮半島を征服せし以來彼より學術工藝を輸入して我邦の文明を助けたること最も多し。これ朝鮮の朝貢使來朝して儒學を傳へ、繼體天皇の朝、五經博士段楊爾來朝し、推古天皇の朝、僧觀勒、僧曇徵の徒來朝したるが如き、我邦の文學上に著しき進歩を與へたるものなるべし。應神天皇の朝、阿直岐王仁支王第二子末多を寵愛し給ひて、百濟王の位に即かしめ給ひたるが如き、天智天皇の唐兵の百濟を侵すに當り、阿曇比羅夫連等を遣してこれを救ひ給ひ、百濟王子豐璋を護送して位に即かしめ給ひ日本工業史を參観すべし

しが如きは、大いに恩威を施して韓人を悅服せしむるに足れり。されども彼常に我隙を窺ひたりしことは仁德天皇の朝高勾麗より鐵的、鐵盾を獻じ欽明天皇の朝高勾麗また表文を鳥羽に書して獻ぜしが如きは、皆兒戲に類すと雖も我邦の人智開發の度を暗に試みたるが如し。唐の高宗の高勾麗、百濟を滅すや其地悉く新羅に入る。こゝに於て高勾麗は廿八王七百五年、百濟は卅王六百七十八年にして亡ぶ。唐新羅に鷄林州大都督府を置き、王を以つて大都督となす、故に新羅獨り社稷を保つことを得たり。これより韓國の交通漸く疎にして唐の交通年を逐うて開くるに至れり。

新羅統一の後、北方に國を立つるものあり、これを渤海といふ。渤海は本栗末靺鞨にして祚榮の父乞乞仲像保の時、長白山の東に據りてやゝ勢を得しが、大氏祚榮に至り饒勇にして騎射をよくし衆の爲に崇拜せらる。高勾麗の亡ぶるや、其餘衆逃れてこれに投す。こゝにおいて祚榮自ら震國王と稱し、諸郡を蠶食して威武大に振ふ。我元明天皇和銅六年、唐睿宗封じて渤海郡王とす。これより靺鞨の號を去りて専ら渤海と稱す。我元正天皇養老三年祚榮死し、子武藝立つ、武藝明君にして益々疆域を開き、其地南は新羅に接し、東は海を窮め、西は契丹にして五京十五府六十二州あり。肅慎、獮貊、沃沮、高勾麗、扶餘、挹婁、卒賓、拂涅、鐵利、越喜の故地を併有し、また學生を唐に遣して文物制度を學ばしめ、政府の組織は大抵唐制の模擬せしといふ。聖武天皇の神龜四年、其臣寧遠將軍高仁義等廿四人を遣して來朝す。海上途を失し蝦夷の境にいたり、高仁義等十六人殺され、首領高齊德等八人僅に身を脱して出羽に達す。朝廷使を遣し迎へて京都に入る。天皇大極殿に御し、渤海使の朝賀を受け、從六位下引田蟲磨を以て送使となし、璽書を渤海王に給ふ。これを渤海

海の我邦に通ずる始とす。當時韓人の來朝するや武庫難波の使館におきて饗應するを常とす。欽明天皇の朝高勾麗の使人の爲に山背相樂部に新館を造りたるが如きは例外なりとす。朝鮮の航路は難波津を發し、博多津に泊し、肥前の埴嘉島に至り、これより道を壹岐、對馬に取りて彼に達す。支那行に比すれば遭難に罹るもの少しと雖も船舶脆弱にして往々覆没の禍を免れざりしが如し。孝謙天皇の朝、能登^船の高勾麗へ航するや、其歸朝の日に當り風波暴惡にして海中に蕩ひしどき船靈を祈りて曰く、幸に平安にして國に到らば朝廷に請ひて酬るに錦冠を以てせんと、果して其事の如く平安に歸朝せしかば朝廷これに錦冠を與へ、從五位下を授け給ひき。この一事にても當時航路の艱難おもひやるべし。古事記、日本書紀、續日本紀、出雲風土記、新撰姓氏錄、鹽尻、中外經緯

第七章 支那の交通

我邦の支那と相通するや、其始詳ならず。垂仁天皇八十六年筑前伊観國造私に漢に通じ土物を贈る、光武授くるに印綬を以てす。天明四年筑前志賀島の石窟より漢委奴國王と銘したる黃金蛇紐の印を獲たり、これ漢時授る所のものならんか。國に遣して非時杳莫を求めしめ給ひし田道間守にはあらざるか其後景行天皇の朝、漢に通ぜしものありと雖も皆筑紫人民の私交に過ざりき。雄略天皇六年吳國の使人來朝し八年身狹^{サハシ}青檜隅^{アラカマハコトコ}博德等を吳に遣さる。これを朝廷遣使の始とす。これより朝廷屢々吳國へ使を遣されたりき。當時吳と稱するは皆六朝をいふ。推古天皇の朝、大禮小野妹子を隋に遣さるゝや隋主妹子の還るに及びて斐世清等をして送り來らしむ。朝廷爲に新館を難波に築き、難波吉士雄成

を筑紫に遣してこれを迎へ、厚く遇し給ひしは支那交通の頗繁に赴きしこれを端緒とす。幾もなくして隋主其臣に殺され國滅びて唐これに代る。舒明天皇の朝、大仁大上御田鍼^{ミツキ}、大仁藥師惠日を唐に遣さる。これ遣唐使の始にして唐又高表仁をして御田鍼を送り來らしむ。これより歷朝遣唐使を出す事となりぬ。遣唐使の派遣は留學生、學問僧を送りて我邦の文學宗教を開發せしむる目的にありしが果して其効ありて文學上に名を揚げしものは大むね其徒なりき。高向^{クロマサ}玄理、下道眞備、僧請安、僧道昭、安部仲磨の如きこれなり。獨り仲磨唐に留りて還らず、官左散騎常侍安南都護に至る。その才學を知るべし。當時遣唐使の大任を拜するものも亦一世の人物にして我國光を發揚せしむるに至るもの多し。殊に粟田真人が則天武氏に謁するや、自ら儀容備りて君子國の使臣たるを表したるが如き、藤原清河の玄宗に謁するや、其趨揖自ら異なるを感じ畫工に命じて其容貌を圖せしめし唐使の發するや船舶脆弱にして風浪を凌ぐに堪へず順風を待ちて纜を解くを常とす。舒明天皇の朝の末に至るまで凡そ十一回にして或は覆没し或は漂流したるもの實に五回の多きに達せり。當時使臣の危險なること知るべし。坂合部石布^{イシキ}の如き、爾加^{エカ}委島に漂流して賊の爲に殺され、清河の安南に漂着して從者悉く賊の爲に殺され、僅に仲磨と免れたるが如き、今なほ人をして戰慄せしむ。故に朝廷にてもこれを重んじ發するに臨み、節刀を授け給ひ神祇に遣唐使の平安を祈らしめ給ひしだと専ら其無事ならんことを望み給ひ、其歸朝するや官位を陞せて旅情を慰め給ひき。聖武天皇の唐船四艘を遣らしめ給ひしより遣唐常に四艘を以て渡航することとなりぬ。當時官船の遠洋を航する

もの唯この四隻あるのみ。屢々遣唐使の漂流するを以て、大宰大貳小野朝臣老南島に人を遣し牌をたてゝ牌毎に島名及び津泊路程を書して漂船の向ふ所を知らしむ。遣唐使の航路を取る先づ難波のみつの碕を發し博多津に舶し、それより肥前松浦郡植嘉島に會す。島に二港あり、一を相子田泊といひ船二十餘艘を容る、一を川原浦といひ、船十餘艘を容る。川原浦の西より曼樂崎に到り纜を解き、西馳するを常とす。されども往々漂流の禍を免れざるが故に路を韓地に取りてゆくものあるに至れり。日本書記、續日本紀、肥前風土記、萬葉集、後漢金日略考、中外經緯傳、後漢集

第二編 平安朝より王朝の末に至る

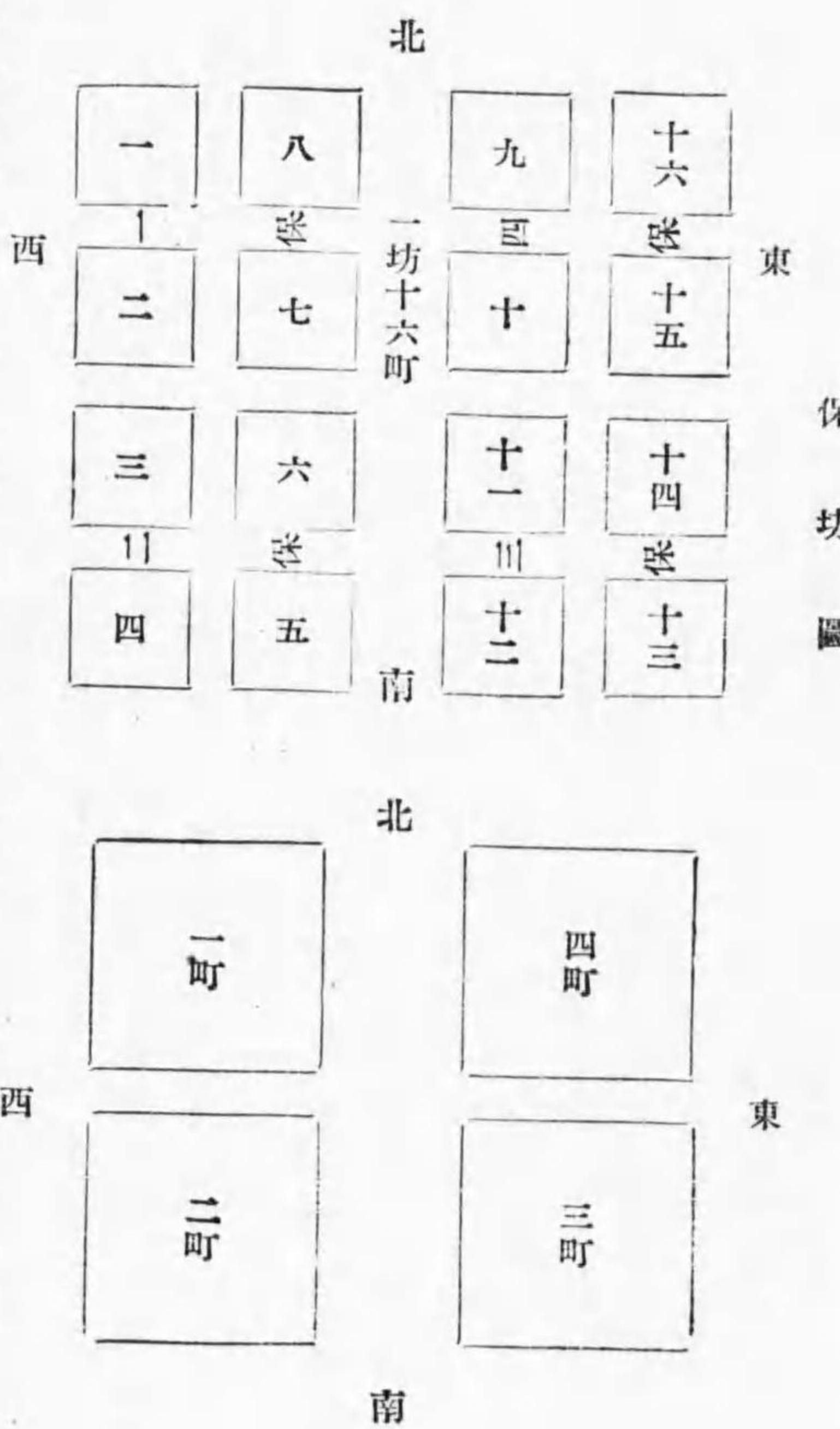
第八章 京師市街の制并に市制

桓文天皇延暦十二年、都を山城國葛野郡宇太村に遷し給ひ、明る十三年東西市をも新京に遷し、且つ廬舍を造り市人を遷し給ひき。宮闈堂宇の盛なるはいふまでもなく、京師市街の制も亦大いに備れり。仁明天皇の承知年中衛府の軍人が市中に入りて強買し爲に市廬を荒廢せしめたるが如き、或は又清和天皇の貞觀中市人が王臣家に屬し、高家從者と稱して市司の命を用ゐざるが如き事ありと雖も、これを要するに寧樂東西市の制度に比すれば大いに勝りたるなるべし。

市制の事は既に嵯峨天皇の御宇弘仁格式中に規定し給ひしを醍醐天皇に至り、更に延喜式を編成せしめ給ひ京師市街の制益々備れり。凡そ一條の内四坊あり、一坊の内に十六町あり、十六町の内に四保あり、一町の内に四行あり、一行の内に八門あり、一門長十丈弘五丈をいふ。京程南北一千

七百十三丈、北極并に次四大路廣各十丈、宮城南大路十七丈、次六路大各八丈、南極大路十二丈、羅城外二丈路廣十丈、小路廿六廣各四丈、町卅八各四十丈、東西一千五百八丈、失雀大路中央より東極外畔に至る七百五十四丈、失雀大路半廣十四丈、次一大路十丈、次一大路十二丈、次二大路各八丈、東極大路十丈、小路十二各四丈、町十六各四十丈、右京も亦此に准す。東西京合せて七十二坊、三百保、一千二百六十町なり。すべて失雀通を中心と定め、これより以東を左京洛陽城と號すとし、左京職これを掌り、これより以西を右京長安城と號すとし、右京職これを掌る。一保刀禰に一人を置く、一坊に長一人あり、又一條に令一人あり、坊令、條令ともいふ。そは四坊を掌る故に坊令といひ、四坊は一條なるが故に條令ともいふなり。左右兩京の警察は嵯峨天皇の御宇檢非遺使を置かれ、衛府官人を以てこれに任じ、彈正臺と其職權を同じくせしめられしが、其後、後一條天皇寛仁年中、條母に道守舎を造りて市街を守衛せしめらる。蓋し當時市街警察の制弛廢し盜賊横行し、火を放ち人を劫すを以てなり。

西二行													
北	門	北	門	北	門	北	門	北	門	北	門	北	門
西	門	西	門	西	門	西	門	西	門	西	門	西	門
南	門	南	門	南	門	南	門	南	門	南	門	南	門
東	門	東	門	東	門	東	門	東	門	東	門	東	門
北	門	北	門	北	門	北	門	北	門	北	門	北	門
西	門	西	門	西	門	西	門	西	門	西	門	西	門
南	門	南	門	南	門	南	門	南	門	南	門	南	門
東	門	東	門	東	門	東	門	東	門	東	門	東	門
北	門	北	門	北	門	北	門	北	門	北	門	北	門
西	門	西	門	西	門	西	門	西	門	西	門	西	門
南	門	南	門	南	門	南	門	南	門	南	門	南	門
東	門	東	門	東	門	東	門	東	門	東	門	東	門



京師の東西市は別に一郭をなし市門を設け、執輪二人ありて其開閉を掌らしむ。毎月十五日以前は東市に集り十六日以後は西市に集り半月毎に交代して開かしむ。市司は毎月沽價帳三通を勘造して京職に進む、故に沽價の外妄に物の價を増すことを禁す。また六衛府舎人等は劍を帶びて市に

入ることを禁ぜらる。この他塵毎に榜を立て號を題すること、并に皇親及び五位以上の官人は家人奴婢等を遣して物を興販することを禁ずる等、大抵大寶令に同じ。すべて市内は市司にて取締をなすのみならず、毎日彈正臺の官人出張して非違を糺弾せり。

東市には東絶塵、羅塵、絲塵、錦塵、幞頭塵、巾子塵、縫衣塵、帶塵、絹塵、布塵、苧塵、木綿塵、櫛塵、針塵、沓塵、菲塵、筆塵、墨塵、丹塵、珠塵、玉塵、藥塵、太刀塵、弓塵、箭塵、兵具塵、香塵、鞍橋塵、鞍轡塵、鞚塵、鐙塵、障泥塵、鞚塵、鐵井に金器塵、漆塵、油塵、染革塵、米塵、木器塵、鹽塵、醬塵、索餅塵、心太塵、海藻塵、菓子塵、蒜塵、干魚塵、馬塵、生魚塵、海菜塵、麥塵等の五十一塵あり。

西市には絹塵、錦綾塵、絲塵、綿塵、紗塵、橡帛塵、幞頭塵、縫衣塵、裙塵、帶幡塵、絹塵、調布塵、癪塵、續麻塵、櫛塵、針塵、菲塵、難染塵、義笠塵、染草塵、土器塵、油塵、米磨、鹽塵、未醫塵、索餅塵、糠塵、心太塵、海藻塵、菓子塵、干魚塵、生魚塵、牛塵等の三十三塵あり。

これよりさき仁明天皇の承和九年十月、西市司よりは弘仁十一年四月の式に件等の色物は兩市與に販賣して販賣すべきこと明かなりと云ひ、東市司よりは承和二年九月の勅によりて西市に於て販賣すべきこと明かりと云ひ、東市司よりは弘仁十一年四月の式に件等の色物は兩市與に販賣すべし、と云ひて紛争したりしが、遂に西市司の言を可とせられたりき。然るに延喜式にてはこれらの弊を矯正して兩市互に通賣すべきものを定め給ふに至れり。又後世商沽が物品を以て屋號とするは是等塵名より出たるものなるべし。平安城を置れしより以來、東京のみ榮えて西京の榮えざり

し事は、圓融天皇天元五年、慶保胤が作りし池亭記に、西京人家漸く稀れにして殆ど幽墟に幾し、人あれども去りて來るなし、屋は壞るゝも造るものなし、といへるにて思ひやるべし。されば西市の衰へたるも理ありといふべし。

後白河天皇に至り保元の亂あり、續いて二條天皇に至り又平治の亂あり。久しく太平に浴せし京師市人の夢を破りしより壽永の末に至るまで、屢々戰亂ありて商業頓に衰へたるなるべし。加之天災うち續き治承元年四月大火あり、櫛口富小路より起り凡そ百八十餘町を焼失す。養和元年には大風雨大水などつゞきて五穀みのらず天下饑饉し、自ら家を毀ちて市に出てこれを賣るに一人が持ちて出たる直なほ一日の命をさゝふるに及ばず。甚しきに至りては古寺に至りて佛を盜み堂の物の具を破り取りて鬻ぐものあるに至れり。四五兩月のほど京中死するもの四萬二千三百餘人に及ぶといふ。されば商業の事間はずして知るべきなり。又商沽の法も亂れたりと思ふは、治承年中商賣の輩市塵雜物沽價の法に従はずして違犯せしかば檢非違使等をして五箇日一度番を分ちて東西市に向ひ違法を勘糺せしめられき。當時市場には一般に市姫とていはへる神あり、或は云ふ、市姫は延暦十四年贈相國冬嗣が東市屋に宗像大神を祀りて守護神となすに始まる。高倉天皇治承四年六月平清盛、都を攝津福原に遷す。これより公卿殿上人家を毀ちて筏を組み或は舟に積て漕ぎ下り治安の都は日に隨ひて荒行けり。されど新都も亦十月に至り平安に復せしかば京師の商沽は新舊兩都の間に彷徨して幾多の財産を失ひたりき。かゝる折柄又々壽永元年天下饑饉し京中の人家を壞ちて沽却し殆ど人家なし。使廳に命じてこれを制止すれどきかず、天下既に麻の如く亂れ壽永二年源義仲、

北越を風靡して京師に入り、其徒市街を狼籍し全都の衰頽こゝに至て極れり。日本後紀、類聚三才格、弘仁式、延喜式、朝野群載、弘
拾芥抄、百練抄、小右記、方丈記、清露眼抄、職原抄、金光寺縁起、源平盛衰記、保慶閣記、田制私考

第九章 内地商業の概略

賣買の物品を陳列する所を肆イチノクラといひ、貨物を置きて賣買する舎を店家マチヤといふ。即東西の町是なり。既に前期に於てこれらのものを見たりしが、尙この外海舶輻湊の地に貨物を停めおき、其物を賣りて貨を取る所の者あり。これを邸家ツヤといふ。つやは津屋の義なり、この津屋一轉して遂に後世の問屋となれり。或は云ふ、つやはつとひやの義なり。又市中の店は棚に物を陳列して賣りたるが故に後世店を稱して棚といふ。又行商は朝とくより起きいて、賣物を名のりあるくといふ、古へより細民商業の苦心如此もの歟。又食物等を入れたる桶櫃を頭に載きて賣りあるくものあり。これを裨販ヒサキヤといふ。ひさきめは提賣の義にして男女に通ずる名なりと雖も販女販婦などいひて専ら女にいへるは中古女にて賣りあるきし故ならんか。物を載くことは販婦のみに限らず當時の風習と見ゆ。

貿易は前記の如く鎮西に博多の津あり。京畿に武庫、難波の二津ありて貿易す。ことに博多の大津は諸蕃輻湊、中外關門の地にして當時貿易第一と稱す。この他京畿には河陽カヤ、大津、江口、神崎、蟹島等商業地を以て著る。河陽は山崎の地にして關西より京師に入る要衝の津に當りて百貨輻湊し大津は元滋賀の古津にして延暦十三年名を大津と改め給ひ江濃北越の物貨聚集の地となり、遂に難波津と共に東西二津とはなりて京畿樞要の津とはなりぬ。又江口、神崎、蟹島等何れも水邊の地に

して商客の舳艤相連りしこと、當時詞人の詩文に徵して思ひやるべし。

前期の如く市を立て商業をなすことは、京畿のみならず地方に於ても一般に行れしが、殊に有名なりしは椿の市、辰の市、飛鳥の市、おふさの市以上大和飾磨の市、播磨難波の市攝小脇の市江等なりき。今地方に四日市、八日市、上市、下市などいふ地名の存するのは當時の商業地ならんか。市は衆人の群集する所ゆゑ前期より既に歌垣をなし、或は刑人をさらすなどの事ありしが、平安朝に至り空也の如き名僧は市場において彌陀を唱へて衆生を勸化したるより、市上人の名さへ負はれき。されば何事にまれ人の注意を引くべきことは大抵市にてなしたものと思はる。

王政稍々衰ふるに及びて商業の發達を妨げたるもの少からず。朱雀天皇承平三年諸國に盜兵起り人家を破りて貨物を掠め、山野に伏して往返の商人を追捕せしが、これより騷亂うち續き承平六年藤原純友叛して南海亂れ又天慶二年平將門下總に叛して關東大いに亂る。加ふる頻年五穀みのらずして米は升別十七八文の高に至り饑渴に迫るもの多し。僅に百年餘を経て又安倍賴時等叛して奥州亂れ所謂前九後三の役とはなりぬ。又六十年餘を経て京師に保元平治の亂起り續いて養和壽永の亂となり、山陽、南海、九州の船路はこの戰の爲に杜絶せられしのみならず諸州商民の損害を釀したること幾千なるを知らず。此際京師の商沽中、備中の眞鍋島、讚岐の鹽飽島等に行きて商沽したるものあり、又三條の金商、吉次信高が屢々奥州へ下り商賣し、大福長者となりしが如きは奇數といふべきのみ。新國史、本朝世紀、日本紀略、本朝文粹、凌雲集、源氏物語、宇都保物語、枕草紙、和名類聚抄、源平盛衰記、山家集、平治物語、類聚名物考

第十章 貨幣、度量衡

桓武天皇延暦の初、鑄錢司を罷め、同じき九年に至り、又鑄錢司を置かる。同じき十五年銅錢を鑄しめらる。文を隆平永寶といふ。新錢一を以て、舊錢十に當て、新舊並用せしめらる。この天皇の御宇に至り、諸國吏民の錢を貯ふることを禁じ、又錢貨を出して爵を求むることを禁じ給ひき。嵯峨天皇の朝、鑄錢司を廢し給ひ、長門國司を改めて鑄錢使となし、長官以下の官を定め、更に銅錢を鑄しめらる。文を富壽神寶といふ。當時鑄錢每歲五千六百七十貫を以て定額とせらる。淳和天皇の朝、一萬一千貫を定額とし、鑄錢司を周防に移さる。仁明天皇承和二年錢貨漸く賤きを以て銅錢を鑄しめらる。文を承和昌寶といふ。新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる。又祥瑞の故を以て嘉祥元年銅錢を鑄しめらる。文を長年大寶といふ。新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並用せしめらる。文を饒益神寶といふ。新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる。清和天皇貞觀元年錢貨稍々賤きを以て銅錢を鑄しめらる。文を貞觀永寶といふ。新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる。同じき七年京畿及び近江國賣買の輩、惡錢を選び弃る事を禁ぜらる。同じき十二年交易上弊多きを以て銅錢を鑄しめらる。文を貞觀永寶といふ。新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる。太宰府いふ村馬の銀穴下縣郡に在り、高山の底より巖窟四十丈許を鑿る。白晝炬を執て入る、近年處々崩壊し、大に功力を費し費用辨し難し、よりて延暦十五年の例により本島大豆租地子等を以てこれに充んと請ふ。對島銀を探ること極て險難なりとぞ、先づ鑽を穿つこと漸く深れば穴中暗黒にして咫尺を辨せず、故に三人を一番とし一人炬を執り二人從ひ進む。探る所の鐵物は山頂風を受くべき處に置き、火を以て焼きしとなん。宇多天皇寛平元年銅錢を鑄、文を寛平大寶といひしが又醍醐天皇延喜七年銅錢を鑄しめらる。文を延喜通寶といふ、新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並用せしめらる。當時鑄錢年料の銅鉛は備中、

長門、豊前等の國をして毎年鑄錢司に送らしむ。備中銅八百斤、長門銅二千五百十六斤餘、鉛一千五百十六斤、豊前銅二千五百十六斤、鉛一千四百斤にして其採稻每斤三束九把餘を以て給せらる。三善清行上疏して曰く、天下人民三分の二は皆禿首者なり。是皆家に妻子を蓄へ口に腥膻を啖ふ、形は沙門心は屠兒、其甚しきに至りては群盜をなし竊に錢貨を鑄ると、當時惡僧の輩にて錢貨を鑄りし者ありしなるべし。村上天皇天德二年銅錢を鑄しめらる。文を乾元大寶といふ。并に鉛錢をも鑄しめらる。これより天正年中に至るまで凡そ六百年間鑄錢の有無定かならず。後醍醐天皇の御宇乾坤通貨を鑄しめ給ひしこと見ゆ。されども今世に傳らざるが故に其形を知らず。この間大抵本邦の古錢并に支那輸入の錢を用ゐしなり。支那錢を多く用ゐしことは高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣が近時民間恣に宋國錢を用ゐるは、理に於て私鑄錢を用ゐると異なる所なしと大いに論じたるにて知るべし。續日本紀、日本後紀、類聚三代格、類聚國史、三代實錄、續日本後紀、延喜式、朝野群載、木朝文粹、九曆、日本紀略

錢	名	發行年月	種	類	直	徑	重	量
和銅開珍	元和銅明	天淳元年	銀	八	分	二	匁	一分
同	同	同	銅	八	分	一	匁	
開基勝寶	天平仁字天四	年	金	八	分	三	匁	一分
太平元寶	同	銀	不祥	不祥	不祥	不祥	不祥	不祥

萬 年 通 寶 同		銅 八 分 一 叔 二 分	
神功開寶	天稱平德護天年皇	銅八分	一 叔 五 蘭
隆平永寶	延桓歷武十五年皇	銅八分	一 叔 九 分 九 蘭
富壽神寶	弘嵯仁娥九天年皇	銅七分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
承和昌寶	承仁和明二天年皇	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
長年大寶	嘉同元年	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
饒益神寶	貞清觀祥元年	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
貞觀永寶	貞同觀十二年	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
寬平大寶	寬宇平多元天年皇	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
延喜通寶	延醍喜酬七天年皇	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭
乾元大寶	天村德上二天年皇	銅六分五釐	一 叔 九 分 九 蘭

中古以後尺度は和銅大尺を用ひ、差少の延長はありつれども 地を計り物を度るには皆これを用ひて變更なかりしが如し。又量は一條天皇長保年中新製を發して改め給ひしが其後、後三條天皇に

至り長保の例に倣ひ、延久四年參議藤原資仲に勅して諸斗升を聚め、其中正を檢して新に斗方一尺六分深三寸六分の升を作らしめらる。世にこれを宣旨斗といふ。又清涼殿に御し穀倉院の米を庭上に運び、藏人等をしてこれを量らしめ給ひ、石を以て錘とし、一斛の輕重を定めらる。掘河天皇寛治年中又量制を定め給ひ、合方二寸深八分、升方四寸深二寸、斗方一尺深三寸二分、斛方二尺深八寸の升を作らしめらる。この後郡倉升、宮中升、家用升、八合升等ありと雖も各其量を異にして何れの制に據りたるを詳にせず。權も亦中世に至り別に改まりし事なし、唯延喜式を定め給ふに及びて、銖兩斤の外に分といふ名稱を加へられしまでなり。古事記、愚管抄、日本略紀、安東郡專當沙汰字文、潤育、伊呂波類抄、條々決疑

第十一章 賣買、貸借、質舉に關する法制

賣買法も亦前期の如く大寶令を用ひたる事にて、僧尼は隨身品物の外賣買すべからず、又國司は一任の内所部に於て交關すべからず、又政府に於て沽價法を定め、それに準じて賣買せしむる等、一も改まりし所なし。沽價に關しては天暦元年・寛和二年・延久四年等何れも雜物の沽價を定められしが、其後は此法も行はれざりしにや、高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣、商業に規律なきを慨嘆して衰弊の極となし、中估の法を再興し、市人をして其堵に就かしめたりき。所謂中估の法とは賣者買者との價值を折衷したるをいふ。稻米を以て賣買の媒介物とする事は尙此期中にも行はれしかば、延喜式祿物價法、驛馬直法、諸國運漕雜物功貨等何れも稻束を以て定められき。この他民間にても稻米を以て價值としたることは今日現存する古文書中多く見る所にして、そ是一條天皇

寛弘年中、樋螺鉗長劍を直米七十石と稱し、近衛天皇久安中、鍔西直法に染唐綾參端代米十五石、顯文紗參端代米十石六斗、白唐綾壹端代米三石六斗、唐絹十八端代米十九石六斗と誌したる類なり。されども前記の如く稻米のみならず錢貨の鑄造もやゝ増加せしかば、一般には錢貨を用ゐたるが如し。今前期と比較して錢貨を以て賣買したる物價の一斑を示すときは左の如くなりき。

孝謙天皇天平寶字年間物價		一條天皇長德年間物價	
大豆玖束	直參拾陸文	麥五斗	直二百五十文
黑米貳斗	直貳百文	米一石	直一貫文
色紙貳枚	直肆文	用紙五十帖	直五十文
生薑陸把	直廿文	信濃布十端	直五百文
中墨貳廷	直廿文	朱漆鞍骨一口	直五百文
筆六管	直貳百文	金一口	直百文
薪卅荷	直參百陸拾文	銀造打出太刀一腰	直十五貫文
炭廿籠	直百文	絹二疋	直四貫文
樋貳枝 <small>長二丈方五寸</small>	直百文	蒔繪櫛宮二合	直十貫文
粉酒貳升	直拾文	馬二疋	直二貫文

土地の賣買は前期の如く丁重に取扱はれしものにて、沽券には賣人買人双方連署して郡判國判を取り證人を立つるものとす。證人には往々刀禰を以てするものあり、刀禰は一保内の長にて後世の組長の如きものなり。又沽券中には四至面積代價及び相傳の來歴を記載し何れも花押を用ひたり。代價は物件の如く往々稻を以て定めたるものあり。稻を以て土地を賣買する事は前期中和銅年間既に禁ぜられ、此期に至りても桓武天皇延暦廿一年更に嚴禁を加へられしも、慣習の久しき到底行はれざりしものと見ゆ。就中甚しきに至ては、崇徳天皇長承年中、田一段の直に母馬一疋を以て賣買したるものあるに至る。これを要するに王政の衰ふるに從ひ、土地賣買の儀式も衰へたるものと見え、この期の中頃よりは郡判國判を用ひざるものあるに至れり。

類聚國史、日本紀略、本朝世紀、胡野群載、貞信公記、玉海、權記、東寺百合古文書、東大寺小櫃

所藏古文書

公出學に關しては前期に於ても略したるが故に其大略を一言するのみ。凡そ公出學稻は毎年除目を定むる日に當り、參議をして國司に代り其負數を定めしめ、又出學の稻は必ず官許を得て後に班給せしめ、また豫め出納の日を定め悉に時日を盈縮せしめざる等、専ら貪吏の奸を妨ぎしも弊害多くして遂に其目的を達すること能はざりき。公解錢を貸して國用を助くることも亦公解稻に同じ。しかし錢は多く京師近畿に出學して遠國に少かりしなり。稻を以て私に出學する事は聖武天皇天平九年嚴禁し給ひし所にて、只前期に於て孝謙天皇天平寶字二年と桓武天皇延暦十八年との二度のみこれを許さる。或は朝廷の大臣を寵するにいで、或は凶年食に乏しきより出たることにて特例なりとす。私出學錢に關して嵯峨天皇弘仁年中、法制に違ひ過多の利を貪るもの多く出でしかば、公私

出學の錢、一年に限り半倍の利を收め年紀を積むと雖も過責することを得ざらしめ、若し犯すものあらば違勅罪を科し、糺告するものには贓を以て賞せしめられき。この法令に依りて考ふれば當時民間に於て盛に錢を出學せしや明かなり。此他貸借の物品は前期の如く、土地、奴婢、布帛、馬牛其他雑品にして此期に至り、雑品中車の貸借多きを見るのみ。貸借の法制に關しては別に前期と異なる所なし。

土地の貸借に關しては、嵯峨天皇弘仁年中、田品を立て、地子を徵收せしめらる。これ令に所謂賃租田にして乘田なり。この乘田即公田を農夫に佃らしめ、五分の一を收めしめらる。これを地子といふ。醍醐天皇、延喜式を定め給ふにおよびても、地子はおなじく田品によりて、五分の一を收めしめらる。私田の貸借に關しては、この期に於て別に改まりしどころなかりき。類聚三代格、延喜式、江家次第、北山抄、交替式、十訓抄、春記、古今著聞集、拾芥抄、

嵯峨天皇弘仁年中に至り質舉の制を犯し、或は少錢を以て多直の物を質に取り、偏に期限を過ぐと稱し、官司を經ず又物主に應對せずして多錢に賣り剩餘あるも還さず、或是一年の内に限り半倍の利を收め、期限を過ぐるに至りて利を廻して本となす等のものいづ。こゝに至り藤原冬嗣の宣により路頭に牒示して質舉の法制を知らしめる。また宅地田園を質入することは、孝謙天皇天平勝寶三年嚴禁し給ひしが、桓武天皇延暦二年に至り、京内の諸寺宅地を質に取り、利を廻して本となすものあるより更に嚴禁を加へしめらる。この後史上絶えて質舉に關するものを見ず。されど法制に至りては前期と異なる所なし。類聚三

代格

第十一章 内地交通の概略

この期の初、桓武天皇三關を廢して庶民往來の便を開き給ひ、又富士山、燒石を噴出して相模の足柄路塞りしかば、新に鎧荷路を開き、後幾ならずして足柄の舊路に復し給ひき。嵯峨天皇弘仁年中魚住泊、大輪田泊共に毀る、よりて大輪田泊を修めらる。又越後國分寺の尼法光、古志郡渡戸の濱に渡船布施屋を置き、墾田を付して往來の人を濟度す。これよりさき東大寺僧普照、五畿七道諸國の驛路兩側に果樹を植ゑ、行旅の人に便を與へしに、愚民等多く研損せしかば嚴禁を加へ、且つ其水なき所には便を量りて井泉を掘らしめる。これより永制とはなりぬ。仁明天皇承和年中、僧靜安、近江和邇泊を造る。朝廷駿河富士河、相模鮎河に浮橋布施屋を置き、又墨俣河尾張美濃國境草津渡、飽海河、矢作河名大井河遠江駿河國境阿倍河駿河太日河下石瀬河武藏下住田河總國境等の要所に渡船を増して東海東山兩道の往來を便にせらる。すべての工事は大安寺の僧忠一をして總理せしめ、諸國講讀師をして國司と共に檢校せしめらる。前期より縉流の徒道路津濟の事に力を盡して人民を濟度せしが、此期に至りて益々其盛なるを覺ゆ。文德天皇天安年中、諸國盜多くして人民を惱まし、かば、近江相坂の關を復し、新に大石、龍華の二關を置かる、桓武天皇三關を廢し給ひしより六十九年にしてまた關を見る。清和天皇貞觀年中、濱名橋を造らしめる。長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺、當時無雙の大橋と稱す。天長年中大納言清原夏野、私物を出だして魚住泊を修む。こゝに至り復毀る、元興寺僧賢和、賢養等協力修造せん事を請ふ。勅を播磨に下して助成せしめらる。賢和又和邇泊を修繕し國司をし

て検校修理せしめられん事を請ふ。泉橋寺も亦舊によりて泉州の假橋に馬船二艘、小船一艘を置き
傍夫二人を給して洪水に備へん事を請ふ。當時國史の苟且つに安んじ庶民交通の便を圖らず、縕流
の徒に一任して顧みざる事知るべし。醍醐天皇昌泰年中、上野國に強盜蜂起し行旅を絶つに至る。
こゝに於て確氷、足柄に關門を設けて公驗を勘するゝなり、遂に強盜やみにき。僧賢和、魚住泊を
修めし以來損壊すれども朝廷これを修造せず、長く其泊を廢す。三善清行、上疏して修造せられん
事を請ふ。然れども用ゐられず、又この御宇に至り格式成り驛傳海陸運搬の法を定めらる。

驛傳馬牛牧皆兵部省に屬す、驛傳馬を置く。畿内四國九驛九十三匹、東海道十三國五十五驛四百
六十五匹傳馬一百七十四、東山道八國八十六驛八百三十一匹、傳馬二百二十一匹、北陸道七國三十
九驛一百九十餘匹傳馬六十六匹、山陰道七國三十六驛二百二十二匹傳馬七十五匹、山陽道七國五十
七驛九百七十四匹、南海道六國二十二驛一百十四、西海道九國一島十七驛六百五四傳馬一百六十五
匹、驛馬分ちて上中下三等とす、其價法諸國各異れり。

陸運京に向ふ者、皆功賃を給せらる。行程一日大抵、駄別稻三束を以て定めとす。其路糧人別日
に米二升鹽二勺を給せられ、歸路は其半を減ぜらる。諸國海運京に向ふ者、北陸越前は比樂湊より
能登は加島津より、越中は亘理湊より、越後は蒲原津湊より、佐渡は國津より、皆敦賀津に漕す、
敦賀り鹽津に運ぶ、鹽津より大津に漕す、若狭は勝野津より大津に漕す、并に大津より京に運ぶも
のとす。山陽南海諸道は皆國より與等津(ヨドツ)に漕す、與等津より車運して京に至る。但し美作は其國よ
り備前方上津に運ぶ。太宰府は博多津より難波津に漕す、餘は山陽等國に準ず。參河、遠江、因幡

又海運を用ゐ船貨及び挾抄水手稻(カサトリフコ)を給せらる。遠近に隨ひて差あり、其路糧も亦上下に依りて増減
あり。この他駄荷、車載、人擔の法を定めらる。

上にいひし如く國司等、久しく太平に浴し治民の法を講ぜず、道路津濟の事、縕流の徒に一任し
て顧ざりしが尾張國司藤原元命の如きは、一條天皇永延年中、官帳に記載しながら馬津の渡に船を
置かず、津邊の人民をして小舟を以て濟渡せしむ。こゝを以て往々覆溺を免れず、庶人をして往來
に困しましむるに至れり。孝德天皇の朝驛傳の制を設け給ひしより殆ど四百年を経ると雖も、驛傳
は只官府の用に供せし迄にて人民は尙未だ其便益を受くるに至らず、諸道一も宿すべき旅舍なく、
就いて借るべきの車輿なし。日暮れば道傍の民家に入りて一宿を請ふか然らざれば山野に露宿する
のみ。稍々其力ある行人は到る處草廬を結びて臥す。後一條天皇治安年中、常陸介菅原孝標・得替
して京に上るや、處々に草廬を結びて宿せし事見え、又初瀬寺は畿内の名勝にして市内を距る十餘
里なるも一旅舍あるをきかず、歸路奈良坂に到り一廬を設けて宿せし事見ゆ。當時行旅の不便想ひ
やるべし。堀河天皇の朝、陸奥出羽の押領使藤原清衡、中尊寺を建て、白河關以東外濱に至る行程
二十餘日の間一町毎に卒都婆を建て行旅の標とし、やゝ便を與へしが、又高倉天皇の朝、平清盛輪
田泊に一島を築き舟泊に便を與ふ。初この島を築くや、大小石を集め石毎に一切經一字を寫してこ
れを填む。故に經島といふ、今の和田岬これなり。又清盛、藝備間の海峡を鑿りて瀬戸内海の往來
を便にす、これを音戸峠(オンドセイ)といふ。海路を往來するもの永く其利に頼るは清盛の力なり。三代實錄、文德
更科日記、類聚國史、延喜式、本朝文粹、尾張國解文、日本紀略、
實錄、類聚三代、音戸峠記、山梶記、源平盛衰記、

國府所在地一覽表

國名	國府所在地	行程	國名	國府所在地	行程
山城國	河陽離宮	一日	和泉國	高市郡	一日
河內國	伊勢國	一日	志摩國	阿拜郡	一二日
攝津國	尾鷲國	一日	伊賀國	高市郡	一日
遠江國	伊豆國	一日	參河國	和泉國	一日
相模國	沼田國	一日	駿河國	高市郡	一日
近江國	大中國	一日	美濃國	高市郡	一日
下總國	大和郡	一日	常陸國	高市郡	一日
安房國	大住郡	一日	陸藏國	高市郡	一日
相模國	相模郡	一日	斐國	高市郡	一日
伊豆國	伊豆郡	一日	河國	高市郡	一日
遠江國	遠江郡	一日	國	高市郡	一日
尾鷲國	尾鷲郡	一日	國	高市郡	一日
伊勢國	伊勢郡	一日	國	高市郡	一日
攝津國	攝津郡	一日	國	高市郡	一日
河內國	河內郡	一日	國	高市郡	一日
山城國	山城郡	一日	國	高市郡	一日
河陽離宮	河陽離宮	一日	伊賀國	高市郡	一日
志摩國	志摩郡	一日	阿拜郡	高市郡	一日
伊勢國	伊勢郡	一日	高市郡	高市郡	一日
攝津國	攝津郡	一日	高市郡	高市郡	一日
河內國	河內郡	一日	國	高市郡	一日
山城國	山城郡	一日	國	高市郡	一日

備美作中國	隱岐國	出雲國	因幡國	丹後國	佐渡國	越中國	加賀國	若狭國	陸奧國	上野國	飛驒國
中國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
賀夜郡	苦東郡	吉字郡	美佐郡	太水郡	美敷郡	射城郡	能馬郡	遠宮郡	群馬郡	大野郡	驛國
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	
五九日	四七日	十八日	三十五日	九十五日	六十一日	四七日	十七日	二三日	廿五日	十四日	
日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	
備後國	播磨國	見前國	耆磨國	馬波國	後國	越後國	能登國	出羽國	下野國	信濃國	
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	
葦田郡	御野郡	磨賀郡	氣米郡	久多郡	氣田郡	桑城郡	頸登郡	能生郡	丹鹿郡	都賀郡	筑摩郡
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	
六十日	四八日	三五日	十廿五日	七十三日	四七日	半一日	十廿七日	九四七日	廿四七日	廿四七日	廿四七日
日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日

安藝國	安藝郡	下上	七十四日	周防國	佐波郡	下上	十九日
長門國	豐浦郡	下上	十一日	紀伊國	名草郡	下上	四日
淡路國	三原郡	下上	四日	阿波國	東郡	下上	五日
讚岐國	阿野郡	下上	六十二日	伊豫國	越智郡	下上	八十六日
土佐國	長岡郡	下上	三十八日	筑前國	肥前國	太宰府在御笠並郡	
筑後國	御井郡			豐前國	肥前國		
肥後國	益城郡			日向國	京都		
豐後國	大分郡			薩摩國	兒湯郡		
大隅國	桑原郡			高城郡			
壹岐國	石田郡			對馬國	下縣		
					補		

第十三章 朝鮮支那の交通貿易

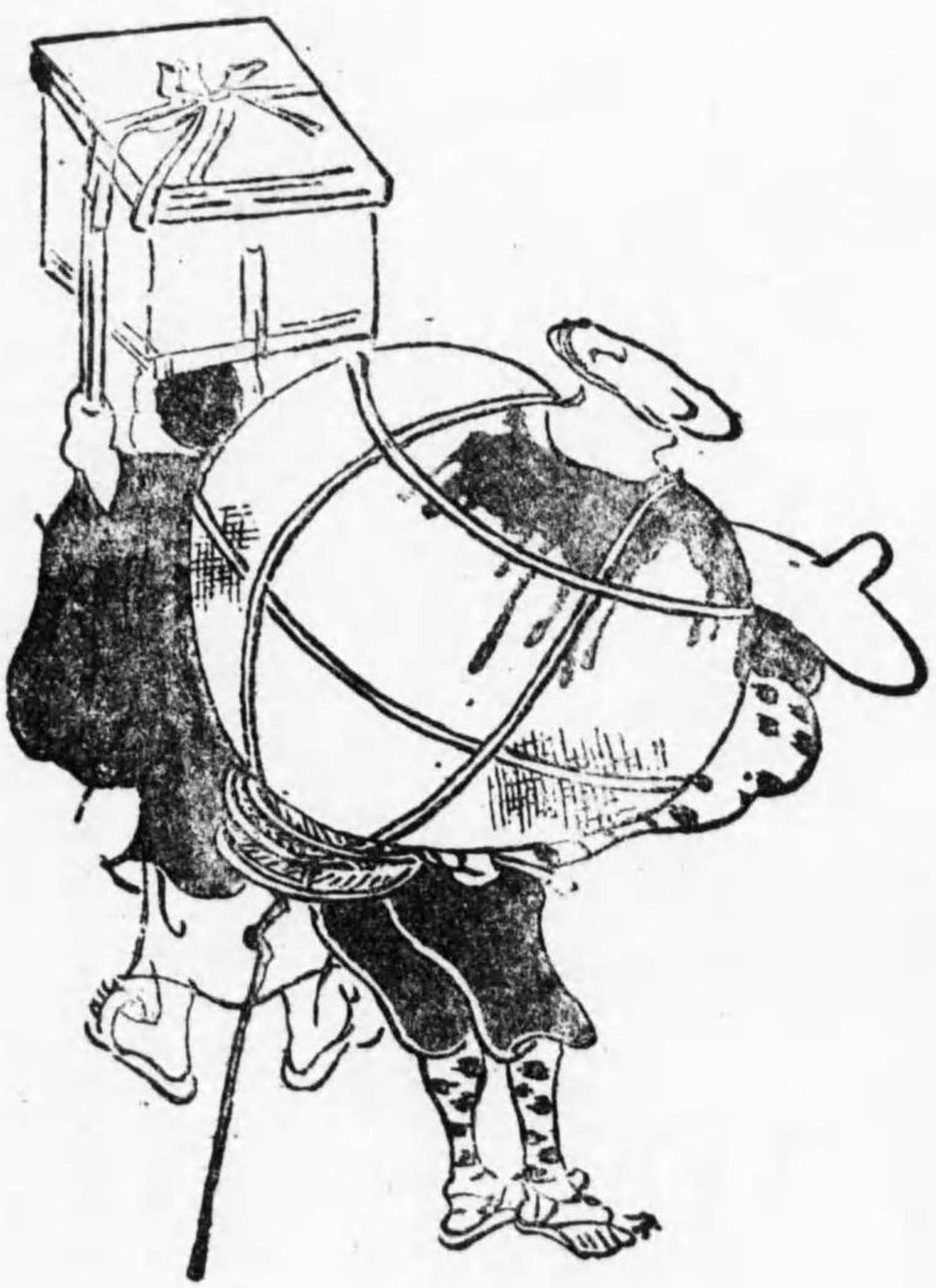
前期の末より韓土既に分裂してまた我に服従せず、桓武天皇延暦年中、遂に遣新羅使を罷め給ふに至れり。この後は彼より使を遣すこともありしが舊典に依らず、いと無禮のことのみ多かりしか

ば其使を追還し、朝廷も亦使を遣されざることはなりぬ。しかし彼我の貿易は絶えざりしものと見え、淳和天皇天長年中、庶民競ふて資を傾け新羅の交關物を買ひ、遠來の物を愛せしかば、太宰府に令して禁斷せしめらる。其後宇多天皇寛平六年、新羅の賊船四十五艘來りて對馬を犯しつゝが如きは貿易上大いに妨害を與へたるものといふべし。新羅も弓裔甄萱の徒叛きて國內頗る亂れしが、遂に我醍醐天皇の御宇に至り、弓裔の臣王建、諸將に推戴せられて王位に即き、國號を改めて高麗と稱す。こゝに於て新羅に代りて我に通ず、新羅は朴氏十王、昔氏八王、金氏三十七王、合せて五十五王九百九十二年に亡ぶ。圓融天皇天延年中、高麗國交易使藏人所出納國雅缺く貨物を具し參入せしこあるを見れば、わざ／＼朝鮮へ朝廷供御の品を買入の爲に遣されしものか。後一條天皇寛仁三年、刀伊賊船五十餘艘、壹岐島を襲ふて守藤原理忠を殺し、對馬、肥前、筑前等の海邊を抄掠す。太宰權帥藤原隆家擊ちてこれを破る。刀伊は即女眞にして賊船中高麗人の多くありしを以て、これより高麗の商人來るも貿易を許さず、刀伊來寇の爲に貿易上に大なる影響を及したりき。この後白河天皇の朝に至り、薩摩の島津、對馬の宗など、彼邦へ人を遣し貿易して利を得しが、こせしが、清和天皇貞觀年中、渤海來朝せしにより内藏寮蕃客と貨物を交易し、又京師の市人をして私に交易することを聽し給ひ、又陽成天皇元慶年中、渤海使來朝せしにより、内藏頭和氣彝範を遣し、鴻臚館に於て交換せしめ給ひき。その後我醍醐天皇の御宇、契丹の太祖阿保機西北方に起り、自ら天皇王と稱し、四方を攻めて抄略せしが、遂に忽汗城を圍み渤海王大諱謨を降し、渤海の號を

改めて東丹國と稱す。こゝに於て渤海祚榮の王と稱せしより十四王、二百十四年にして亡ぶ。契丹も亦渤海の如く我邦に交通して貿易をなしたり、契丹後國號を遼と改む。堀河天皇寛治六年、我商船の遼に渡る規則を定む。既にして遼商道言等來り、事を以て相争ひ遂にこれを禁ず。其後嘉保年中、太宰帥藤原伊房、明範法師を契丹に遣し貿易せしめしにより罪を得て官位を奪はる。史上明かならずと雖も、當時人民の私に渡航して貿易したるものも亦多かりしなるべし。

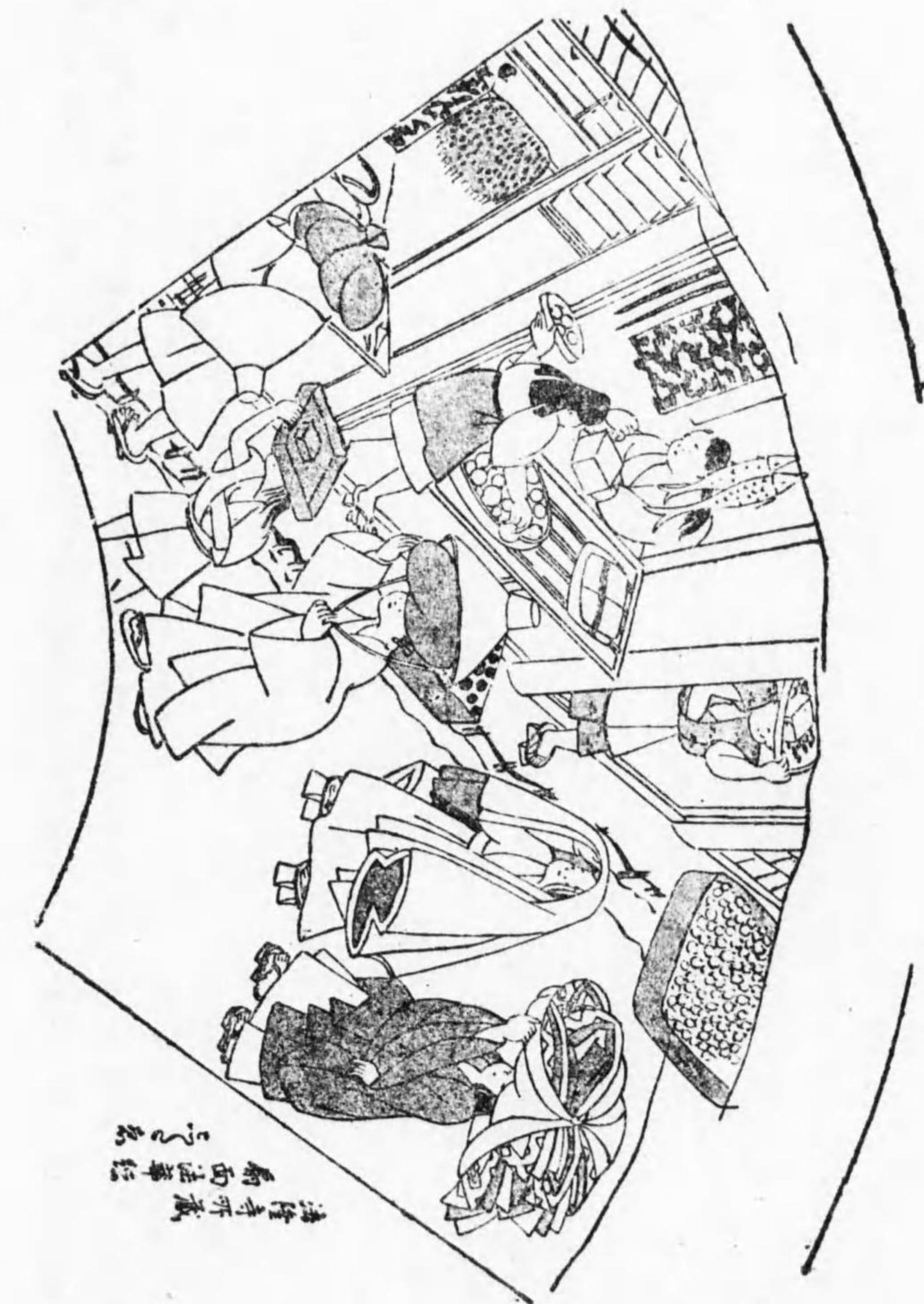
支那の交通は前期の如く、桓武、仁明の兩朝何れも遣唐使を發し、留學生、學問僧をも遣されたりき。其中橘逸勢、僧最澄、僧空海の徒最も名あり。航路の困難ありしことは前期の如く、屢々暴風に遇ひて漂流せしかば、住吉の神に海路の平安を祈り、又五畿七道の諸寺に勅して海龍王經大般若經を讀ましめ給ふなどにて其一班を窺ふべし。されば小野篁が船舶の變換を怒り、部下に對して面目なきとて朝命を奉ぜず、流刑に處せられしも當時の人情ならんか。遣唐使の資は砂金を用ゐしものと見え、仁明天皇承和三年、陸奥國司をして八溝黃金神に祈り、砂金を探らしめる。其數常に倍して遣唐使の資を助けしかば從五位下勳十等を授け給ひき。遣唐使も承和より殆ど五十餘年絶えたるしが、宇多天皇寛平六年八月、菅原道眞を大使に紀長谷雄を副使として、判官主典などをも定められぬ。當時在唐の僧、中瓘溫州刺史朱褒が遣し、商人王訥に託して、具に唐國凋弊の狀を説き、入唐の使者を停めらるべしといひ越せしかど、朝廷既に遣使に一決してこの叙任はありたり。されど王朝驕奢の極度、既に財政の缺乏を告げ其資備り難く、且つ大使も亦中瓘の言を引きて行路の困難を訴へしかば。其擧は遂に止みぬ。されども彼我の貿易は絶えずして行れしかば、仁明天皇承和

伴大納言繪詞 行高



年中建禮門前に三幄を張りたて唐難物を置き内藏寮官人及内侍等をして交易せしめ、名づけて官市といふよし見え、陽成天皇元慶年中、唐商崔鐸が筑前に來り清和天皇の朝、香藥を買はしめんが爲遣されし多治比安江等を送り來りて貿易し、また淳和、光孝、醍醐の三朝に於て、屢々官使の未だ到らざる前、私に蕃客と交換する事を禁ぜられしにて知るべし。思ふに當時諸院、諸宮、諸王臣等奢侈に耽りたる時代なれば争ふて遠物を買ひたるなるべし。村上天皇の御宇、宋遂に周に代りて支那の帝位に昇りしが當時未だ其國內を統一する事能はざりしかば我邦にム交通する事なかりしが、圓融天皇天元三年、吳越を滅せしより、始めて我國と商業上の交通を開けり。觀山僧、齋然が宋に往來し又其弟子嘉因を遣して書を宗主に贈りたる時など、皆彼邦商船の往來に頼らざるものなし。一條天皇寛弘二年宋商曾令文來る、當時蕃客の供給に堪へざるより、宋の商人に年紀を一定して來るべきよしの官符を下しゝも、彼等其制限を待たずして來りしかば追還さんとの朝議ありしが、我邦にて唐物の需要ありしをりなれば其議はやみぬ。されど後冷泉天皇永承年中、筑前の人清原守武其徒五名と私に宋に入り貿易し、明年佐渡に流されぬ。この後平清盛宋國の貿易を興し、兵庫港を修め、宋人を福原の別荘に延き、後白河法皇の臨御を奏請するに至れり。されど間もなく戰亂となりて貿易も一時はやみぬ。

王朝の貿易は先づ蕃客來朝すれば、これを鴻臚館に安置し、迎接供給するの例なりしが、王朝の末に至り其費に堪へず、來朝の年紀を定むるに至れり。されど彼等其供給を甘んじ、事を便風に託して淹留數年に至りて還るものあり。其貿易は官府の專有する所となり、蕃客來朝すれば迎送に人



を遣し、其貿易するや大藏省の丞、錄、史生、藏部、價長などを率ゐて客館に赴き、内藏寮の官人と立合ひて交換するものとす。されば官府の未だ交易せざる前に交易すれば盜に準じて徒刑に處すとの法律さへありて徒に官府の翫弄物を交易するに過ぎず、其貿易の振はざる知るべきなり。鴻臚館は京都、難波、博多の三要處に置き、京都には東西二館ありたり。延暦遷都のはじめ建設の地を定め給ひしが、嵯峨天皇弘仁年中、東鴻臚館の地を僧空海に賜ひて東寺とし、西鴻臚館の地を僧修因に賜ひて西寺とし更に七條の地をトして館舍を建てらる。難波も亦上國の大津にして蕃客人朝の要地なれば鴻臚館を置かる。時人これを難波館と稱したりき。又博多も貿易上必要の場所なる故、南館北館を置かれしが如し。當時筑紫館と稱するものこれなり。このほか越前敦賀に松原客館を置き、氣比神宮司をして検校せしめらる。これ渤海遣貢使のために置かれしものと思はる。されどこの後鴻臚館の頽廢せしことは村上天皇天暦年中、菅原文時が意見封事中鴻臚館を修理し、遠人を懷け、文士を勵さん事を請ひたるにて知るべし。

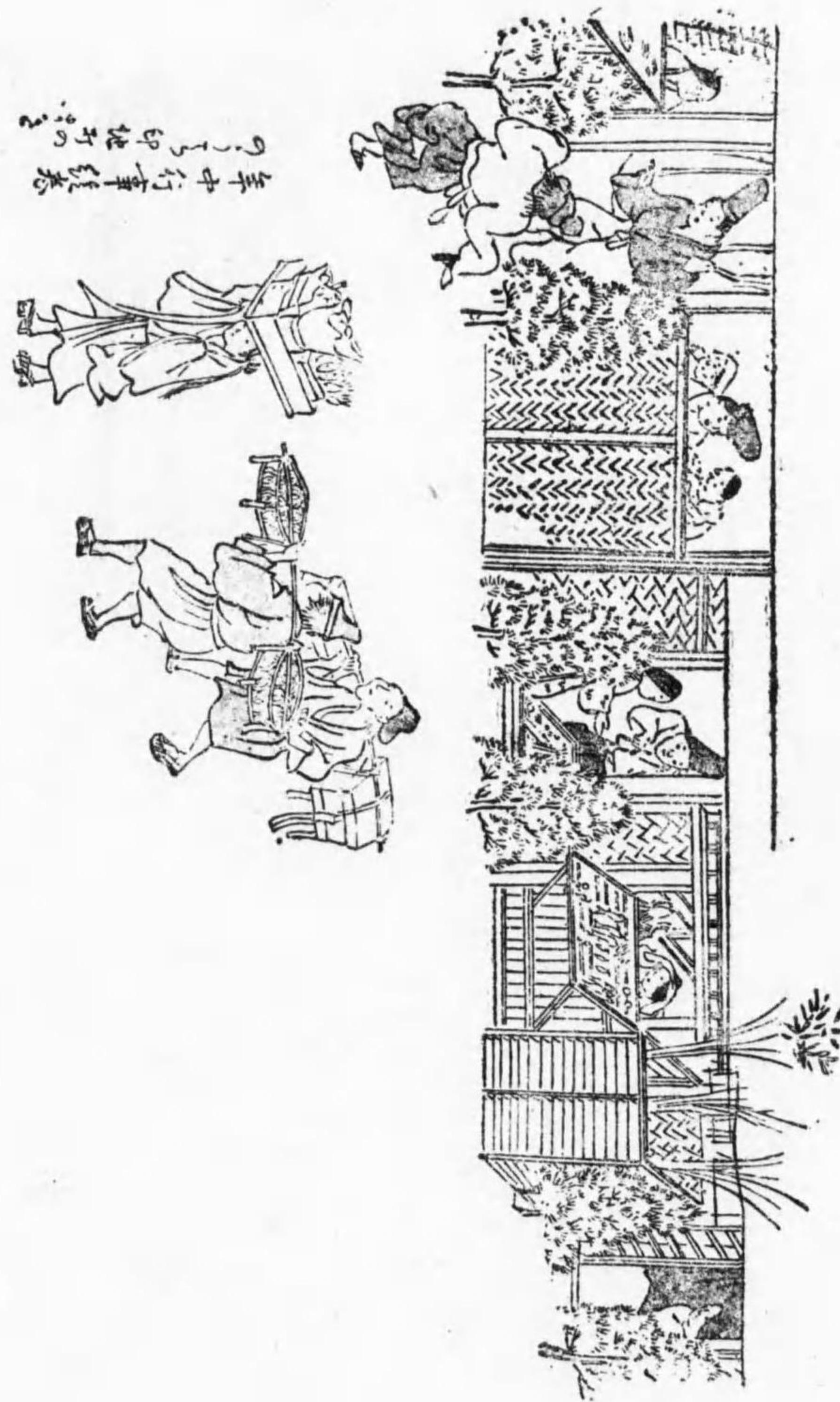
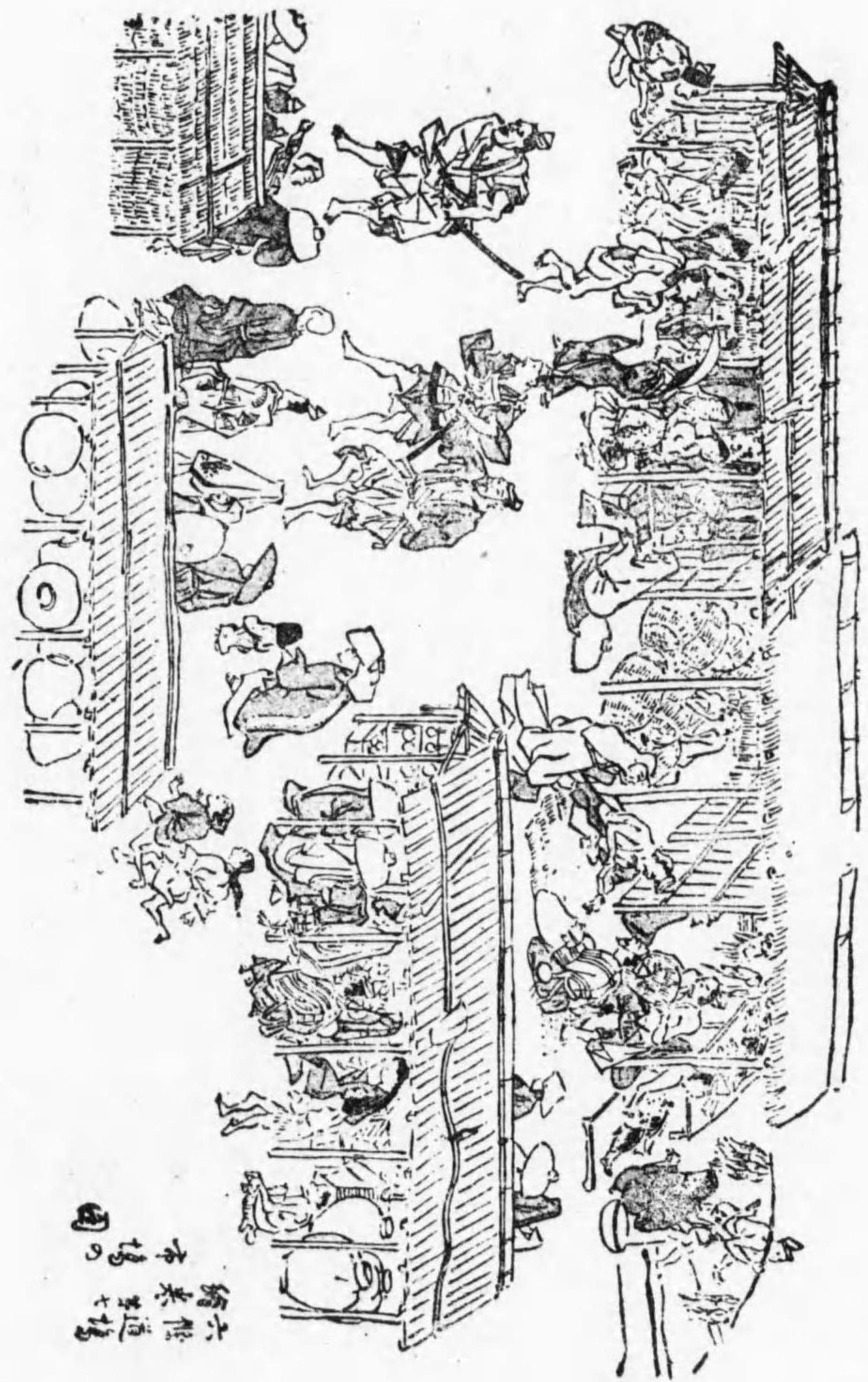
航路は前期の如く難波津を發し太宰府に至るや、朝鮮へ赴くものと支那へ赴くものとに論なく、共に肥前松浦潟に至り、朝鮮へ行くものは路を壹岐、對馬に取り、支那へ行くものは路を庇良、値嘉に取れり、故に松浦潟、後には唐津ともいへり。庇良、値嘉は支那航路要樞の地なるを以て清和天皇貞觀年中、太宰權帥在原行平の建議により、松浦郡庇良、値嘉兩郷に上近、下近の二郡を置き、且つ値嘉島に島司郡領を置くことゝはなりぬ。後この島司、郡領は廢せられたり、庇良は今の中戸島にして値嘉は今の五島なりといふ。三代實錄、續日本後紀、類聚三代格、胡野群載、延喜式、萬葉集、小右記、百鍊抄、日本紀略、扶桑略記、玉海、管家文章、本朝文粹、元亨釋書、入唐略記、駁戎概言、

東國通鑑、朝鮮史略

第三編 鎌倉幕府時代

第十四章 鎌倉市街の制

源賴義の鎮守府將軍となりて陸奥に下るや、鎌倉に來りて石清水八幡宮を勧請す。後相模守となりて再び來り、平直方の女を娶りて義家を生む。其後賴朝の父義朝も亦この地に來りて龜谷に住せしといふ。されば文治年中、賴朝のこの地を相して幕府を建つるも偶然の事にはあらざるなり。鎌倉の地たるや海郎野人の外住む人もなき相模海灣の一漁村なりき。然るに賴朝の府を開くに及びて大名小名より諸國の商工集り來り、或は市をたて、或は店を飾り、家居さらに軒を輒り、賣買諸職の輩町をたて小路を通じて山谷村里それぐに號を授けたりといふ。これより京師の商業は日に衰へ、鎌倉又商業の中心とはなりぬ。されば京人湯井濱に數百艘の舟ともつなをくさりて、大津の浦に似たりといひ、千萬宇の宅軒をならべて大淀のわりにことならずといひき。當時鎌倉の逃物アツラヘモノと稱し京師鎮西等より商沽が齎し來る所の綾羅錦繡、或は唐物高麗珍物も亦多かりしならんか。鎌倉の市街は保檢斷奉行地奉行にて支配し、鎌倉中世より政所寄人の内さるべき輩を以て保檢斷奉行と地奉行との兩職に補せられ、互に相助けて府下保々の雜務を掌りし故、この兩職をつかねて保々奉行とはいへり。されども其専務とする所を分ちいへば、保檢斷奉行は市中を巡察して非違を檢し是非を斷するつかさにして、ひとへに檢非違便の職の如し。地奉行は道路、屋舎、賣買等の事を旨とする



ものにて所謂市正の職に類せり。四條天皇仁治元年鎌倉も亦京師に倣ひ、保々奉行をして街坊に篝火を設け番兵を定めて盜賊に備へしむ。後嵯峨天皇寛元三年保々奉行に市街の五則を令す、則ち道路を修繕せよ、屋檐を出して道路を妨る事を得ず、肆塹を開きて市街を狭むる事を得ず、屋を溝渠の上に架する事を得ず、故無く夜行する事を得ず等なり。若し命を用ひざる者あらば。使を發して屋舎を壊撤せしむ。また毎戸常に續松^{ツヅラツ}を用意し、盜殺の變あらば火を點して捕獲せしむ。北條義時建保三年鎌倉中諸商人の員數を定められしが、また北條時頼寶治二年鎌倉商人の式數を定めらる。これ後世の株式の如きものか。これよりさき鎌倉中々處々の商沽に肆塹を設くる事を禁ぜしに、建長三年市街を數所に定め、限外に置くことを得ざらしむ。又龜山天皇文永二年、鎌倉府下の市街九所を定めて貿易の所となし、道路を掘り鑿ちて家屋を構ふることを禁ず。伏見天皇永仁元年鎌倉地大に震ひ山谷崩れて舍屋顛倒し死するもの二萬三千二十四人、當時鎌倉府民のやゝ多かりしことを知るべし。また所謂鎌倉の七口とは名越切通^{ナガヨコトコト}、朝夷名切通、巨福路坂^{ヨウブツロツカ}、龜谷坂^{カメヤマツカ}、假粧坂^{カイザイツカ}、極樂寺切通、大佛切通にして、これ又當年鎌倉府の境域を追想するに足れり。吾妻鏡、庭訓往來、詞林采葉抄、海道記、帝王編年記、北條九代記、武家名目抄、新篇鎌倉志、鎌倉職官考

第十五章 内地商業の概略

源賴朝の奥州を平ぐるや、葛西三郎清重をして鎮撫せしむ。清重頗る治民の術に長じ各所に市を立て交易の道を通ず。賴朝これをきゝて大いに感じ清重を平泉の檢非違使とす。市を立つることは

奥州のみならず各所に於て王朝の如く行れしかば、地頭等往々河手津料と共に市料を課して得分の一となしむ。政權の鎌倉に移るや、京師の商業日を逐ふて衰頽し、東西市制の如きは其名を存せしのみ。されどなほ土御門天皇の建仁年中までは市司もありしと見え、市屋廳焼失の事ものに見ゆ。其後承久の亂に關東の軍勢十九萬餘騎闖入せしが如きは大いに京都の商業を妨害せしならんか。又後堀河天皇寛喜年中天下饑饉し、殊に京都は屋を壞ち取り薪となして賣買し、又貧民富豪の家に推入り米錢を強借して分配するに至る。如此京師大いに亂れしかば、北條泰時、六波羅に命じて和市賣買の間奸謀をなすを禁じ懲肅を加へしめたりき。又泰時四條天皇曆仁年中籌屋を京都の辻々に設け篝火を燒きて盜賊に備へ在京人等をして守らしめ、料に用ゐる篝所の松の用途を辻毎に十貫文と定む。仁治元年十一月篝屋の用途を諸國地頭に課し、五十町毎に錢五貫文を出さしむ。當時京師群盜蜂起の聞えあるを以て篝屋守護人をして警固を嚴にし、篝屋毎に大鼓を備へしめ、事あるときは忿なりしことかくの如し。これうたしむ。又町家をして豫め續松^{ツヅラツ}を備へしめ、鼓聲に應じてこれを出さしむ。當時京師の物戒嚴もありて商業上に大なる影響を及したりき。後醍醐天皇の元享、元徳にも饑饉ありて京師ことに甚しかりしかば元徳には杜康の業を停めらる。如此饑饉戰爭等ありて商業を妨げたるもこれを要するに北條氏九世百五十餘年民政に心を用ひ、商業も亦大いに發達したるが如し。當時市場には絹

座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座の七座を置き、商品を見世棚に陳列して賣買せり。又市中は常に販婦物を戴きて賣りあるき、又行商は物を背に帶び、腰に刀子を挿し傘を携へて往來せり。この外鍛冶、鑄物師、巧匠、番匠、木道、舟に金銀細工、紺搔、染殿、綾織、蠶養、伯樂、炭燒、檜物師、轆轤師、塗師、蒔繪師、唐紙師、紙漉、傘張、廻船人、朱砂、白粉燒、櫛挽、鳥帽子折、沽酒、醸造、弓矢細工、染草、土器作、葺師、壁塗等の職工も亦市籍にありて商業を助けしといふ。

前記に於て陳べ置きし邸家はこの期に至り問丸と稱し、海舶輜輶の所にありて諸國よりいだす所の貨物を賣り、其貨を取れり。當時は宿泊の所もなくして不便なりし故か、諸國の商人多くは問丸に宿せしとぞ。又湊々の賛錢カイサンは田舎より替して約束の津にて取るといふ、これ後世の爲換にてこの法支那にては唐の憲宗の時既に行れしといふ。そは飛錢と號し商沽の京師に至るや、錢を諸道の富家に輸し、輕裝を以て四方を趨り、券を合せてこれを取れり。宋に至りては直便・兌便など稱し、又盛に民間に行れたりき。これ支那は版圖の廣き邦にて、京師と地方との往來には爲換の必要を早く感ぜしならん。この期の初我商沽の宋へ往來せしもの少からざれば、或は彼法を學びしにはあらざる歟。又當時諸國の產物にて商品と覺しきものは、先づ京師にては大舍人綾、大津練貫、六條染物、猪熊絣、宇治布、大宮絣、烏丸鳥帽子、豐島筵、嵯峨土器、奈良刀、高野剃刀、大原薪、小野炭、小紫簾、城殿扇、姉小路針、鞍馬木茅漬、醍醐烏頭布、東山蕪、西山心太などなり。この外諸國にては加賀絣、丹後精好、美濃上品、尾張八丈、信濃布、常陸紬、上野綿、伊勢切付紙、但馬紙、讚

岐圓座同檀紙、播磨檻原、淡路墨、伊豫簾、上總鞆、武藏燈、佐渡沓、備前刀、出雲鉢、能登釜、河内鍋、備中鐵、奥州金同漆、安藝樽、土佐材木、備後酒、和泉酢、越後鹽引、隱岐鮑、周防鰯、近江鮒、淀鯉、宇賀昆布、松浦鰯、夷鮭、丹波栗、若狭椎、宰府栗、筑紫穀、甲斐駒、奥州駒、長門牛等なり吾妻鏡、島津家本吾妻鏡、百練抄、庭訓往來、新編式目、法然上人行狀繪詞、春日驗紀繪詞、建保職人歌合、如是院年代記、北條九代記、倭訓釋、東里新談、通雅、事物紀原、夢溪筆談

第十六章 貨幣及度量衡

これよりさき藤原秀衡毎年金千兩を朝廷に貢獻せしかば、源賴朝の陸奥を取るもなほ金を朝廷に貢獻せしといふ。凡獻納、贈酬、沙金、南廷を用ひ、民の租調を貢する亦多く錢貨を納む。然れども終に鑄錢をなさず、専ら宋錢を用ひ、舊錢と並用せしむ。後鳥羽天皇建久四年宋錢を停止せしめる。これ寛平、延喜、乾元等の舊錢次第に磨滅して通用上宋錢との差異を生ぜしにより。龜山天皇弘長三年切錢を用ゐる事を停止せらる。切錢はなほ破錢といふが如く輪郭缺損したるもの、或は文字の不明になりたるものをいふ。此期に至りてもなほ布を以て錢に准じ諸物の直を定め、これを准布と號して用ゐしかば、後堀河天皇嘉祐二年准布を禁じ専ら銅錢を用ゐしむ。又同じき三年切錢を用ゐることを停止す。後宇多天皇建治二年北條時宗、商沽を宋に遣し金を齎して銅錢に易へしむ。後醍醐天皇建武の初、銅錢を鑄る、文を乾坤通寶といふ。また楮幣を作り銅楮并に行はしめる。我邦に於て楮幣を用ゐる事こゝに始まる。この期に至り錢何疋といふ名稱起れり。即錢一貫を百疋といひ、米七十五石代八千疋といふが如し。度量權衡は此期に至り一定の制度なく莊園領家

各隨意の器を設け用ゐたるが如し。故に往々知行賣買の證文に其知行所に用ひたる柵の圖を添ふるものあるに至る。されば伏見天皇永仁年中、東大寺大佛殿常燈新に用ひる所の升のみにても相升・檜升・飯守升・富堂升・山城升・六山升・荒蒔升・相樂升・忌部升・門田升・伊賀升の十一種あり。一堂宇にて用ゐる所かくの如し、其他推して知るべし。吾妻鏡、吾妻鏡脱漏、西宮記、法曹至要抄、太平記、物價通考、永仁御即位用途記、永仁二年大佛殿常燈新目錄物

第十七章 賣買、貸借、質舉に關する法制

これよりさき朝廷に於て屢々 沽價法を議定し、商人に下されしが、米は堀河天皇寛喜三年、宣旨を以て一石一貫文と定められ、其後大抵この沽價を標準として下されたるが如し。建長五年天下の諸士皆鎌倉に集り、薪炭等雜物の價漸く騰貴す。加之材木寸尺法の如くならざるを以て、北條時頼其寸法沽價を定む。即炭一駄、薪三把一百文、並に薺及藁糠各一駄五十文とす。且つ強ひて賤價を以て買ふことを禁ず、同しき六年又炭薪藁糠等の雜物高直の聞えあるに依りて其價を定む。其後、後宇多天皇弘安四年、後醍醐天皇元德二年にも諸物の沽價を定めらる。

武士は相傳の私領地を除き、勳功或は勤労によりて得たる所領の土地を賣買することを聽さず。故に若し制に違ふものあらば、賣人といひ買人といひともに罪科に處せしむ。其後四條天皇延應年中、武士は縱ひ私領の土地と雖も、下輩に沽却することを停止し、若し犯すものあらば其土地を收公せしむ。これ鎌倉幕府封建代の法制にして武士の所領地を保護したるものといふべし。されど一般の人民に至りては毫も檢束する所なかりき。この期に至り土地賣買の儀式漸く衰へ、郡判國判

を受けず、所謂私契にして口入請人などの名を書加へたるものあれどもこれ甚少し。又代價も前期の如く往々米或は絹を以てするものあり。沽券文もこの期に至り、假名を交へて書するものあり、或は全く假名にて書するものあるに至れり。されど沽券には必ず華押を用ひたりき。華押を判形と呼びしことは正和五年正月市若丸寄進田券文、明徳五年六月尾張國中島郡福重保田畠沽券文などに見ゆ。吾妻鏡、島津家本吾妻鏡、法曹至要抄、貞永式目、式目新篇追加、侍所沙汰篇、砂石案、百廢抄、勘仲記、東寺執行日記、大神官古文書、東寺百合古文書、光明寺古文書、伊勢鹿海妙高寺古文書
土御門天皇の御宇、法然上人の弟子善惠房證空が西山の善峰寺より信州善光寺に至るまで、十一箇の大伽藍を建立して、供米修理の爲にあしをつけて置かるといふ、あしは卽利息なり。されば今いふ祠堂金をして利息を取り、供米修理の資に充てしものならん。其後、後堀河天皇の嘉祿二年弘仁、建久の格に由り利錢出舉は一年を限り半倍の利とし、縱ひ年紀を積むも増加するを聽さず、又券契に制外の利子を記載するも無効なりとせり。四條天皇暦仁年中、諸國の地頭等商人借上の輩を以て代官とすることを停止せり。これ地頭商人間に貸借の盛に行はれ、遂にこの弊害を醸したるなるべし。又伏見天皇永仁三年、庶民競うて後害を顧みず錢貨を借入しかば、富裕の人益々利潤を得、貧者彌困苦に陥るの状あるを以て、遂に利錢出舉に於ては縱ひ辨償せざる旨訴申するも成敗に及ばずと令せり、されどなほ出舉はやまざりけり。當時實際民間に行はれし券契に就いて考ふるに、貸借の期限は一定せざるも利錢出舉は其利子、月別大抵百文に付、五文より八文の間を取り、券契の文も多くは假名交りにして證人を立てざるものあるに至れり。吾妻鏡、式目新篇追加、法然上人行狀繪詞、東寺百合古文書
後深草天皇建長七年、鎌倉無盡錢と號し、質物を入れざるものには一切借用するを聽さざるによ

り、人々衣裳物具を質に入れて錢貨を借るにいたれり。これより盜人等贓物を質に入れ錢貨を借用するに至り、物主と質取主との間に訴訟を起すもの多かりしかば、遂に質取主をして質入の姓名在所等をたゞさしむるに至れり。土地の質入は廿年を以て期限とし、若しこの期限を経過するときは錢主の所有にさせしむ。其後武士の所領地に關しては質券を以て流すことを禁じ、且つ家人にあらざる下輩に於て所領地を質に取りたるときは期限経過の後と雖も賣主をして知行せしむ。又質物に入れたる土地の作毛に關しては本錢を辨ぜざる間は錢主にてこれを進退し、本物を辨じたる以上は本主の進退にさせしむ。凡質學には土地を用ゐたるもの多くして期限は一定せざれども、其利子は大抵月別百文に付五文より八文の間を取り、券契には證人を用ひたるもの少しと雖も、往々口入人の姓名を書き加へたるものあり。其券契の文は貸借と同じく假名を交へ用ゐたるもの多かりき。

この期に至り武士の所領所に關する法制を規定したるも、賣買、貸借、質學等に關する一般の法制は明法博士等専ら大寶令に據り往々註釋を加へて用ひたりき。訴訟の事あるや本奉行、合奉行を置く。本奉行とは家司の内より專當の奉行を定め其沙汰を致さしむるものをいひ、合奉行とは政所の寄人の内より一人を以て其副たらしむるをいふ。いづれも常日の所職にてはなかりしを引付衆を置れし後、其衆を以て本奉行に定むる事は臨時の職掌にて初の格に異ならざれど、合奉行に至ては寄人の内より一人を以て其副たらしむるをいふ。いづれも常日の所職にてはなかりしを引付衆を置く。本奉行とは家司の内より専當の奉行を定め其沙汰を致さしむるもの少しと雖も、往々口入人の内より常日より定め置るゝ例となりて自ら職名の如くなれり。又本奉行の沙汰或は遲滞し、或は偏頗の事あるとき訴訟人越訴をいたすべき爲に越訴奉行を置く。これ北條時宗執權の初、はじめて評定衆二人を以て此職に補せられ、奉行人の私曲を壓せられしより特に其任を重くし、評定衆の中

にても多くは北條家の親戚たる輩を擧用せり。

式目新篇追加、東寺百
合古文書、武家名目抄

第十八章 内地交通の概略

源賴朝の幕府を關東に開くに及びて、鎌倉京師間を始、諸國の通信皆飛脚を用ひ、公用の傳馬は其沿道の士民に課す。當時鎌倉より京師に至る飛脚は大抵七日を以て定めとす。其急報を要するものは四日にして達す、これを最速と稱す。其驛次は野路、鏡、蒲生野、守山、馬場、小野、醒井、柏原、垂井、笠縫、墨俣、黒田、一宮、下津、萱津、古渡、熱田、鳴海、二村、八橋、矢作、豊河、橋本、引間、池田、見附、掛州、島田、菊川、岡部、麻利子、手越、澳津、蒲原、木瀬川、鮎澤、關本、酒匂、コウツ粉水、大磯等なりとす。後鳥羽天皇文治年中、賴朝驛路の法を定め、上洛の使者雜色等、伊豆駿河以西近江に至るまで、堀門庄々の所を論せず其傳馬を騎用し、爲に其糧食を備へしむ。又雜色足立清經に命じ、鎌倉京師間の路次驛家渡船の事を監理せしめ、其人夫は大宿に八人、小宿に二人を國守護人に命じて夜行番衆を置き、交番して旅人を警固せしむ。又處々の新驛を増置し、其路次各驛をして鎌倉京師往復の早馬及將軍家荷物の送夫を管せしめ、其人夫は大宿に八人、小宿に二人を課す。如此賴朝が道路驛遞の事に意を用ひ、諸道相通じて壅塞する所なきが如しと雖もはや武人専横を極め朝廷の命令は行はれざりしものと見え、文治の初、朝廷發する所の宇佐奉幣使、播磨國に至て武士の爲に追はれ、隨身の神馬、神寶、皆明石の驛家に放棄して京師に還りぬ。順徳天皇建保年中、諸國關津の地頭に命じて渡船を備へ、行旅の煩憂を除かしめ、且つ其船貨及用途は皆料田

の收稻を以てこれに充てしむ。傳へいふ後堀河天皇の貞應年中北條義時土佐、兵庫、坊津三港の士お鎌倉に徵集し列船式目廿一條を頒行すとされとも其文當世のものにあらず恐くは後人の偽作せしものならんか寛喜年中、北條泰時海路往返の船舶、或は漂倒し或は難風に遭ひて、他境に至るとき寄舟と號し、地頭等貨物を掠奪するを禁ず。これよりさき諸國の地頭等河手津泊等、の稅を課して得分とせしが、其弊多くして庶民の困難少からざりしかば遂に弘安七年に至り一切停止せしむ。賴朝の薨じてより諸州大に亂れ、強賊諸道山海に充滿して通行するもの甚稀なり。加之四條天皇嘉禎年中、鎌倉京師間往復の急脚等屢路上の駄馬を強奪して百姓を苦しめしとぞ。ことに奥羽は夜盜強賊處々に蜂起し屢旅人を侵掠せしかば、後深草天皇康元元年書を奥大道の地頭に下し、各驛皆番衆を置きて其路次を警固せしむ。其後三年を過ぐるも、奥羽の騷擾尙やまず、旅人路頭に苦しむ者多し。更に陸奥、出羽二國の地頭に令して前命に背くを責め、其知行所各驛皆衛所を建て結番して路次警衛の事を誓はしむ。龜山天皇文應年中、諸國家人等專横を極め、擅に上洛夫駄の料、或は大番役と稱し巨多の錢を貧民に課して催責せしかば、百姓等其苦にたへずして愁訴する者多かりき。よりて大番役別錢參百文の課役を廢して五町別に官駄一匹、丁夫二人を出さしむ。弘長年中、將軍上洛の時始めて其夫役を諸國百姓に賦課す。其法段別に百文、五町別に官駄一匹、丁夫二人を出さしむ。畠は二町を以て田一町に准ず、百姓若し遁逃せば尙其役を郷里に課す。これ後世に至て助郷課役あるの濫觴なり。鎌倉創業の際には驛遞道路の事を掌る一定の官職を設けず、大抵臨時これを置くものとす。即御出奉行、路次奉行、御宿奉行、御物奉行、宿次過書奉行等なりとす。宿次過書奉行は鎌倉、六波羅兩所共にこれを置き、専ら路次驛遞の事を管せしむ、後常職とす。この期に至りてもなほ縦流

の徒が道路橋梁修築の事に與りしものと見え、貞永年中僧往阿彌陀佛和賀江津を築く。其後弘安年中、西大寺僧觀尊宇治橋を修め、正中年中、稱名寺の僧も亦遠江國天龍川及下總國高野川の橋梁を修む。これよりさき後二條天皇乾元年中、安東爲條資財をいだして播磨の賀古河口より石塘を海中に二町餘造りて福泊を築く、碇泊の便經島に匹敵し商沽輻輳す。後四十餘年を経て塘内淤塞して復修むるものなく、終に衰頽に至る。後醍醐天皇嘉曆年中、攝津兵庫、渡邊、神崎の三箇津に勅して八年間諸社神人供祭人の船と雖も皆商錢を徵して大佛殿料に充てしめらる。元弘年中より各驛傳馬と籠輿とを置き、旅人病者等を送るべき料に充てしといふ。又大津、坂本には馬借あり。鳥羽、白河には車借ありて京畿貨物の運搬を助けしとぞ。建武の初諸國を分て遠中近とし、往返の行程日數を定め、尋て大番條々を定められしが、又大津葛葉の外、悉く處々の新關を撤し、商業往來の便を得せしめ給ひき。吾妻鏡、百練抄、貞永式目追加、式目新篇追加、十六夜日記、關東往還記、峰相記、鎌倉極樂寺古文書、庭訓往來、太平記、建武年間記、名所方角抄、武家名目抄、古今要覽稿

第十九章 朝鮮支那交通貿易

筑前の博多は外蕃常に輻輳して、朝鮮支那の貿易場たりしが、當時支那より輸入する所のものは唐錦、唐綾、唐墨、茶碗具、唐筵の類にして縉紳家これを購うて珍重す。又攝家は其私領薩摩の坊津に於て貿易し、唐物稅を課す。天野遠景の九州奉行となりて諸津の稅を課せしも、坊津は陽明家に拒れて遂に課すること能はざりき。平氏の亂に對馬守藤原親光高麗に逃る。王厚くこれを遇し、賴朝の迎ふるに及びて船二艘に珍寶を載せて送還せり。されど朝鮮の交通貿易は安貞年中、對馬の

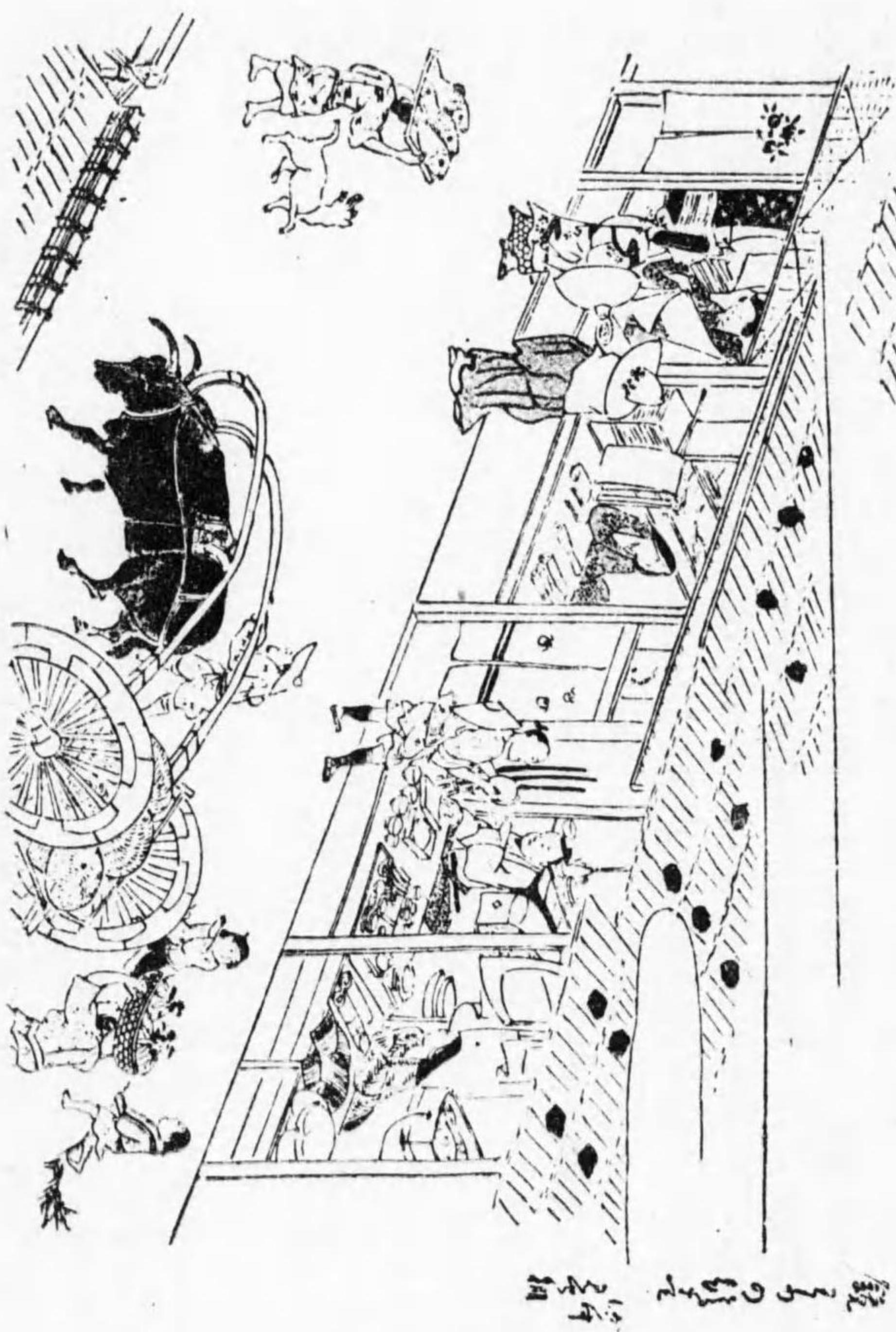
惡徒・高麗國全羅州に闖入して財物を掠めたるが如き、或は貞永年中、鏡社部人高麗國に渡りて夜討をなし珍寶を奪ひ取たるが如き、或は弘長年中對馬の民高麗國金州を襲ひ、其貢船の米穀を奪ひて還りたるが如き、幾分か貿易上に妨害を與へたるなるべし。これに反して支那の交通貿易は此期の初に至り盛に行はれしが如し。そは僧榮西、僧道元、僧圓爾の徒、我よりゆき僧道隆、僧祖元、僧普寧の徒、彼より來りたるが如き、或は實朝が鎌倉の僧良眞、葛山願成等十二人を宋に遣したるが如き、或は時宗が商沽を遣して銅錢を求めるが如き、ことに著しき例なりとす。後深草天皇の寶治年中、西國に令して米穀渡唐を停止せられしは寛喜以來五穀みのらざるに因るか、兎に角米も亦當時輸出品の一に居りしなるべし。建長六年北條時頼、西國の地頭に令して入宋貿易船の數を定めて五隻とし、其他を破却せしむ。されどもほな貿易は絶えず行はれたり。然るに宋の國勢益々衰へ、北部の遼は金に滅され、金も亦衰へて西北の蒙古起り、金を滅し宋に迫り、龜山天皇の文永五年、其主忽必烈高麗を屬し悖慢の書を贈る。北條時宗これを仰け、使者を逐ひ筑紫海邊を嚴にす。これより高麗・蒙古屢使者を遣すも皆郤けていれず。遂に十一年蒙古高麗の兵を率ゐて壹岐、對馬を寇し、其守護代を殺し進て松浦を犯し太宰府に逼る。筑紫鎮兵風雨に乘じ撃ちてこれを退く。明る年蒙古國號を建て元といふ。又使を遣して修好を要す、時宗これを收へて斬り又報せず、公私用事を節減し益々東國の兵を徵發し、又鎮西の大小名に賦課して筑紫海濱に石壘を築かしむ。弘安四年五月、元兵十萬高麗兵一萬、軍艦四千艘を以て海を蔽て來り、壹岐を取り博多に向ふ。舳艤相衡みて松浦潟に連る。我軍筑肥海濱に羅布してこれを防ぐ。閏七月颶風俄に起り賊艦壞れ悉く覆没し、生きて還る者僅に三人のみ。文永以來國家頗る多事にして内は毎日社寺に勅して祈禱を促し、外は繕甲築壘を専らとして外寇防禦に怠りなかりしかば又貿易に從事するの暇あらざりき。元・弘安役後また武を以て取るべからざるを知り、後伏見天皇の初、僧一寧を遣し修好を説かしむ、北條貞時これを伊豆に錮す。其碩德なるをきゝ免じて建長寺に住せしむ。一寧爲に教化し、元遂に志を得ず常に我の仇を復せんことを畏れ、海防を嚴にして貿易を禁じ、桑門商沽と雖も岸に上るを許さず、其城門に入るものはこれを細作人と見做して處罰したりといふ。後二條天皇延慶年中、我西邊の商沽支那に航し、慶元路に至り官吏と争ひ遂に其一城を焼く。其後花園天皇延慶年中、我渡航者僧友梅を收へて雪州の獄に入れ、刑吏白刃を首に加ふ。友梅從容として佛光禪師臨刑の偈を誦す。珍重大元三尺劍、電光影裏斬「春風」と刑史これを奇としてゆるせしといふ。されば彼我交通貿易は弘安役後一時中絶したることを知るべし。吾妻鏡、百綱抄、五代帝王物語、開東評定傳、蒙古史
古藝來繪詞、吉續記、一代夢記、鑒繩抄、高麗史

第四編 足利幕府時代より織田豊臣幕府時代に至る

第二十章 内地商業の概略

南北の亂以來各地戦争の害を蒙りて商業を妨げしが、京師はことに其衝に當りて最も甚しかりしといふ。足利氏幕府を室町に建つるも、戦亂の餘、京師の凋弊は容易に救ふべからず。永享年中、義教筑紫の富豪四名を京師に移して凋弊を救はんとせしかども、また商業上に影響を及ぼす程の事はなかりき。義政の時權臣細川、山名各黨を立て陣を東西に張り、細川は義視を助け、山名は義尚

を助く、これを應仁の亂といふ。細川の黨十萬、山名の黨九萬と稱す。諸國の守護この機に乗じて封疆を争ひ、日本全國忽潰裂す。こゝに於て各自保守して貢租を閉ぢ幕府の命令また行はれず、京師は東西の軍、郊外に戦ひ邸第、神社、佛閣兵燹に罹る。京師戦場となること凡十一年なり。保元以来京師に兵塵を及ぼす十餘回なるも、諸將尙尊王の大義を存し、縱に兵燹を放たず、戦も亦半年に亘るものなし。こゝに至り古今未曾有の大亂を京師に醸す、實に亂世の極といふべし。また亨祿以来細川の亂にて京師再び戦場となり、邸第、神社、佛閣また焚焼せられしが、甚しきに至りては内裏の垣牆破れて三條橋上より内侍所の燈火を見、紫宸殿前左近橘樹の下に市人茶店を設けて煎茶を賣りしといふ。當時土御門の内裏は、今の上長者町の南烏丸の西にして、方一町に過ぎざりきとぞ。其後天文十二年、尾張の人彈正忠織田信秀、料足四千貫を朝廷に獻じて内裏四面の築地を修む。其子信長足利氏に代りて政を執るや、主として内裏を修繕し、朝廷の節會を舉行し、落中の地子錢以下非分の課役人夫を免許し、諸方に退散せる公卿を還住せしむ。こゝに於て京師漸く面目を改む、偏に信長の勤王の功といふべし。足利氏に至り京都の衰ふるや、和泉の堺商業地として起れり。堺は足利氏の權臣山名氏清、大内義弘等相尋で領し、其地京師に近く海灣を擁し、外舶常に輻輳して貿易の利を占む。故に富商多く室町將軍家の財政を左右するものは皆この徒なりき。信長の尾張より微行して堺に赴きしもこれが爲のみ。堺に次て兵庫も亦中國の良港にして、外船輻輳の地なれば商業も繁昌せしと見え、室町將軍家の局方、はした衆の切米を賣るには常に兵庫に於てせり。この他中國には大内家石見の銀山を有し、遣明船を支配して貿易の利を占め、富第一と稱す。こゝに至



りて周防の山口大に繁昌し、諸藝の堪能諸職の名人、縫物織染彫刻の類までその家々を呼下され、國々よりは諸商人到來して日毎に市を立て賣買せしかば、時人これを中國の花都と稱しき。關東は永享九年足利持氏の亂後、鎌倉凋弊して北條家の小田原大に繁昌し、津々浦々の町人職人西國北國より群り來り、一色より板橋に至るまで、其間一里ほどに棚を張り賣買數を盡しける。山海の珍物琴碁書畫の細工に至るまで不盡といふことなし。異國の唐物未だ目に見ず、また聞も及ばざる器物を幾等といふことなく積置きたり。交易賣買の利潤四條五條の辻に過ぎたりといふ。尾張清洲の織田家の城下も近國の市場にして、中村の足輕木下彌右衛門の長兒猿が遠洲濱松に赴くとて木綿針を買ひ、新居家村百姓の子福島市松が真桑瓜を鬻きしも皆この市場なりき。されば今尙同地に北市場、西市場の名残れり。其後信長の安土に城を構ふるや、高十丈の天主閣を置き、石疊をめぐらしが如く、城下には必ず市街を置き繁榮を來さしむるの要あればなり。故に群雄割據の時代にては其城主の繁榮と商業とは常に相伴ふものなることを知るべし。

足利氏の治世に至りては、將軍より各地の守護及神社佛閣皆其所領地の商業に座を置き、專賣を許して諸役を課し、他の競望を許さず。故に座外のものゝ商業をなすを脇賣・振賣など稱して嚴禁す。即米座、油座、茶座、酒座、錫座、魚座、鹽座、紙座、綿座、布座、銅座、小袖座、博多打座、檜物座、結桶座、材木座、摺曆座、伯樂座の類なり。天文年中京師の座のもの振賣の商人と屢口論をなして檢斷所を煩すを以て過錢として料足一貫文を出さしめ、且つ其商賣を停止せしむ。されど

この弊やまず、永祿年中堺南北の商人他より酒を賣るものありて酒價低落せしかば停止せんことを訴へたるが如く、又京師魚座のもの堺南北を振賣して抑留せられ、其是非を争ひたるが如し。座は後世の株式にしてこれを相續し、又これを賣買、譲與、質入する事を得るものとす。文明年中洛中紙座先祖相傳の支證を一條道場の國壽庵に質入したるものあり。又天文年中伊勢神宮所領の米座を賣買したるに其價壹兩とあり、康永年中祇園社領の綿座所役を出さざるによりて綿賣三人所持の綿を留置くに至る。其賦課の苛酷なるを知るべし。專賣の弊遂に騒亂を起すものあり。これよりさき應永年中北野公文所法印禪能、簪麿の特許を得たるを以て洛中の簪麿を禁じ、江州の米價これが爲に低落し坂本の馬借等大に憤り、日吉祭禮に託して縉紳の車駕及内侍の乗車を抑留す。朝廷山門に命じて馬借の住所を破却せしむ。馬借黨を結び百餘人京師に闖入し、貴賤上下の邸宅に放火するに至れり。

又足利氏に至り屢德政を行ひ、大に商業を妨げたりき。王朝の德政は猶仁政といふが如く、天子一代に一度德政を行ひて民を賑恤し給ひしが、鎌倉氏の中世より德政遂に破れて民事上の貸借にて及ぼすこととはなりぬ、足利氏に至りてはことに甚し。正長年中近江の馬借蜂起し、德政を唱へ京師に入る。この一揆延いて伊賀、伊勢、大和、紀伊、和泉、河内に及ぶ。これより人民屢徳政を請求してやまず、義政の時には所領十七所より徳政を請求し一代中十三度に及ぶといふ。神社佛閣も徳政の禍を免れず、文明年中土民徳政を唱へて東寺を焼き、延徳年中惡黨北野社に閉籠して徳政と號し、遂に其社を焼くに至る。徳政には全國一般に行ふものと、一地方を限りて行ふものとあり

て徳政を行ふべきもの、期限を定め、又其幾分を沙汰し穩便に白晝女を以て取るべしなど規定するも、これ有名無實のことにして貝を吹き鐘鼓を鳴らして徳政を報ずるや、無賴の徒富豪の門に侵入して掠奪するさま山賊にひとと云へり。嘉吉年中僧懸鳳徳政篇を作りて其弊を論ぜし如く、實に暴政にして當時商業を妨害せしこと少からざるべし。

この外諸國には段錢を課し京師には棟別錢を課す。はじめは即位御造營將軍家の代替其他大社の造營等にのみ課せしに、義政に至りてはことに奢侈を極め段錢を課して茗を喫し、書畫古器盆石を弄し公卿僧徒と遊びて日を消し、花觀の饗應には黃金沈檀を以て箸を作るに至る。加之土木を屢興し花御所の經營には六十萬緡を費し、母重子の高倉第の腰障子一間の直に萬緡を費すに至れり。ここに於て義政は京師の倉役を月に九度課せしといふ。これよりさき永享年中有徳の金商人に用金を命ぜしに皆事に託して出さざりしかば直に其商人を刎るに至りぬ。當時商沽の困難思ひやるべし。

世戦亂に屬するも商業は尙絶えず行はれじかば、諸國に問屋ありて賣買を助けしといふ。當時は問屋も世襲のものとなりて相傳せしと見え、文明年中西國の紙問丸屋九郎三郎光次、祖父以來相傳に付他人の競望あるも、由緒によりて煩なきの教書を請ふに至れり。又替錢も絶えず行はれ、爲替の切符を替文さいふといひて用ゐしとぞ。天文年中大村民部大夫、國許にて爲替錢七千疋を渡し、京師にて商人五井より請取し事見ゆれば、當時西陲と京師間にも爲替の行はれしや明けし。又當時商沽の重なる種類を擧ぐれば、鍋賣、油賣、もち賣、扇子賣、帶賣、白い物賣、蛤賣、魚賣、弦賣、ひきいれ賣、土器賣、饅頭賣、法論味噌賣、硫磺等賣、煎し物賣、米賣、豆賣、豆腐賣、素麵

賣、鹽賣、麪賣、燈心賣、葱賣^{ヒトモシ}、枕賣、白布賣、直垂賣、苧賣、綿賣、薰物賣、藥賣、心太賣、すあひ、藏まはり等あり。又商沽が屋號を用ゐる事も此期に至りて行はれしが如し。應永年中奈良天蓋大路の宿屋に龜屋の名あり。永正年中攝州に千鳥屋、鷹屋、こう屋、しろかね屋等の屋號あり。天文、天正の頃に至りては京師堺の商人専ら屋號を用ゐるに至れり。豊臣秀吉の織田氏に代るや、京師大に繁榮を來し王朝の古へに復するの思をなせり。天正十三年には聚樂第なり、足利義滿北山行幸の例に倣ひ、天皇上皇の臨幸を仰ぎしが、これより同じき十四年には大佛殿方廣寺を建立し、同じき十五年には晴天十日北野松原に於て大茶之湯を催し、同じき十八年には三條の大橋を新造し、渡り初として三月十九日相州小田原北條征伐に進發し、同じき十九年には西六條の地を本願寺に與へ、大坂の天満より光佐、光壽を召す。この外洛中の地子錢を許し、市中に散在せる寺刹を一方に移して市街を整理し、文祿四年朝鮮王城のありさまをきゝ、京師王城の四方に土手を築き水難の恐ながらしむ。應仁以來京師大に荒廢し、秀吉の市街を整理する時僅に現在せしもの五組にして、則上立賣組、中筋組、小川組、西組、一條組なりき。後人この五組を上古京と稱し、聚樂組を下古京と稱す。町も亦本名を失ひ、正親町を中立賣、土御門を上長者町、鷹司を下長者町、近衛を出水、勘由小路を下立賣、萬里小路を柳馬場、西朱雀通を千本、五條通を松原、樋口通を萬壽寺など稱するに至れり。

天正十一年豊臣秀吉難波に城を築く。難波は中國樞要の埠頭にして四國九州の漕路に當り、兵庫を右にし堺を左にす。仁德天皇以來、外舶輻輳の所となり其後、攝津職を置きて津務を管せしめら

れ、外藩のためには鴻臚館を設置し、遣唐使の發するも亦御津の崎よりせり。足利氏の時に至り、明應四年本願寺の蓮如石山に一寺を建つ。天正の初本願寺の顯如・其地に城を築きて信長に抗すること十一年、秀吉其城墟に大城を築く。大坂の名は土人城内の雁木坂を大坂と呼びしより遂に城の名となり、後には大都會の總名とはなりぬ。秀吉の堺の富戸を移すに及びて堺の商業大坂に移る。

看聞日記、多聞院日記、大乘院寺社雜事記、祇園執行日記、康富記、觀元日記、宣亂卿記、鷲川綱俊日記、政所賦銘引付、付居事、建武式目追加、春日若宮社日記、東寺百合文書、妙興寺古文書、春日神社古文書、壬生家文書、集古文書、離宮八幡宮古文書、七十一番職人歌合、德政方、鳩拙抄、塵塚物語、劫渦發心略記、昔物語、室町殿日記、應仁記、應仁別記、大内家墨書、小田原記、北條五代記、太閤素生記、江州八幡古文書、瑞州府志、山城名勝志、上立賀綱町古地由來略記、浪速古圖、大坂記、大坂御城記

第二十一章 貨幣度量衡

足利氏も亦北條氏の如く、外國の錢貨を仰ぎて國用をなせり。されば應永五年明より六百貫文を得、永享三年高麗より千貫を得、同じき六年明より三十萬貫を得たり。或はいふ應永年中外國の錢貨のみにては尙國用に不足を生ぜしかば、義持鳴海刑部賢勝を錢奉行として永樂錢を鑄足せしめしとぞ。ことに義政の如きは寛正五年、文明七年、十年、十五年の四度まで明主に銅錢を仰げり。これよりさき明の永樂錢大に我邦に輸入し來り、永高、永勘定などいふ事さへ聞え初めたり。關東は天文の頃より諸民、この永樂^{ビタ}といふ惡錢を取交へて同じ直段に用ゐし故、市町にて彼惡錢を選び論じ、鬪詮やまざりければ、天文十九年北條氏康領内一般に永樂錢を用ゐ、他錢を用ゐることを禁ずるに至る。この後甲州も亦南京錢として永樂錢大に流行せしかば、鑄錢次第に京畿の方に上り、永樂錢のみ關東に留れりとぞ。さればこの時より鑄錢を京錢といひしとかや。慶長九年永樂一貫文

に鑄四貫文を充て行はしむ。然れども錢を選ぶ事尙やまず。これよりさき壽永判、永字判、上字金、雁金等の古制ありしと雖も、今何世に製したるものなるを知らず。天正の初、織田信長大判金を製し後藤某をして極めしむ。これを大判の始とす。天正十五年豊臣秀吉銀銅錢を鑄る、文を天正通寶といふ。同じき十六年、大判金、小判金を製し、後藤光次をして墨書墨判せしむ。大判に天正大判金、菱大判金、太閤大判金、大佛大判金等の種類あり。されども、天正十三年金賦と稱して金五千枚、銀三萬枚を大名小名に與へしとぞ。されば當時既に大判丁銀等のことありしこと明けし。又文祿元年銀銅錢を鑄る、文を文祿通寶といふ。徳川氏も亦文祿年中、駿河銀判、五兩銀判、五兩金判等を鑄造し、其後、後藤光次をして武藏墨判小判金、駿河墨判小判金を鑄造せしむ。慶長四年始て壹歩判金を鑄造す。壹歩判金に大坂壹歩金、籬丸桐壹歩判金、圓壹歩判金等あり。又半兩判金、太閤貳分判金ありと雖も其鑄造の年月を知らず、この他甲州金と稱するものあり、其始詳ならずと雖も武田氏の時の物を古金と稱し、碁石金、板金、太鼓金、細字金、延金、繩目金等の名ありて松木、野中、志村、山下の四家にて鑄造せり。又前田家も天正年中能登の寶達山の金を得しかば豊太閤に請うて後藤家の一族、後藤用介を聘し、大判、小判を製す。牛舌大判金、天正梅輪内大判金、加賀小判金、梅輪内小判銀、梅輪内小判金、井筒小判銀、菱小判銀、この他花降銀數種あり、所謂朱封極印銀と稱するものこれなり。又此期の末に至り切銀、竹流など稱するもの行はれしが、こは元目方の一定したるものにあらずして入用の時數或は銖にて切り、秤に懸けて用ゐしなり。越後にては銖にて切りしといふ。今兩替に切貨といふもの、これより出しなるべし。又錢九十六文を以て百文

と稱せしこと天文年中、上杉憲政の家老長尾某が工夫せし事にて、軍國の用にて、諸國へ人をいだす時財用を豊かにして目的を達せしむる意よりいでしといひ、又唐の省陌とて九十文、八十文を以て陌と稱する事あればそれに倣ひて用ひ來りしならんか。然れどもこの期の初、元徳年中鹿島造營の用途に日足錢の事見ゆれば、こは唯渡來の外國錢九十六錢を以て、一百錢に通用せしより出でし事ならんか。小判も最初は後藤家にて墨書墨判せしを、慶長六年より墨判を廢し刻印とせり。しかし大判は江戸幕府の末に至るまで墨書のまゝなりしとぞ。看聞日記、甲斐妙法寺日記、薩摩記、日用集、太閤記、善隣國寶記、本朝年代記、鳴海氏由緒書、物價通考、金銀鑄造沿革考、松の落葉、貞丈漫筆

度量衡も亦この期に至り各所隨意の器を用ひて一定のものなし。大内家は年貢の麻布をはかるには善惡によらず大工金四尺五寸を尋にして七尋たるべしと令するが如し。量も亦官量はいつしか絶えて各領地私量をのみ用ひしと見え、北條家に榛原升、炭原升あり、武田家に鐵判升カタヅク、はたご升、ながら升あり。東大寺に本借升、川上升、拾合升、寺升、長箸升あり、東寺に坊用升、佛餉升あり、楞嚴寺に七合升、新田八合升、細川市升あり。此外上宮王院地子升文永六年六合九勺弱マカリマチ升文明八年六合六勺二撮反天正中八升零二勺春日神戸直米升永享七年一升一合三勺元武佐升八合一勺藥師寺反錢升天正十五年八合五勺錢升天文十一年六合六勺四撮花田升元龜元年九月六合六勺四撮等ありて枚舉するに遑あらず。永祿十二年北條家は升座十二人を置き、他所に於て製造することを禁ず。且つ年貢借物にはあげ、賣買には下げる用ひしむ。この後長曾我部家も亦この例に倣ひて升の用ひ方を定む。天正年中、甲州の武田家は吉川守隨を秤座とな

し黃金掛引の秤を製せしむ。天正十一年徳川氏の關東を領するに及びて守隨の子彦太郎をして分國中の秤を製せしむ。天正十八年豊臣秀吉、淺野長政に命じて量法を定めて諸國に令せらる。其升の裏に立五寸一分、横五寸一分半、深さ二寸四分半、但し内のりなりとありて、其寫を諸國へ渡したると見ゆ。これを京番番は判又京升ともいふ。今升の九合八勺六撮有奇を容るといふ。多聞院日記、長曾我部元親百箇錄、大内家壁書、北條家古文書、楞嚴寺古文書、北條五代記、甲斐國志、古今要覽、成形圖說、尚古圖錄

第二十二章 賣買、貸借、質擧に關する法制

足利氏に至りても武士所領の恩地は鎌倉の時の如く沽却することを禁じ、若し犯す者あらば買人といひ、賣人といひ、罪科に處せしむ。されども一般の土地に關しては別に拘束する所なかりき。概して土地賣買の儀式は大に表へ、何れも私契にして請人、口入等を立つるも、其契券の文に至りては多く假名を用ひ、花押も中には附號の如きものを用ひるに至れり。一般物貨の賣買に至りては一定の法則なく各地の守護領下の人民に對し、隨意に施したるが如し。即ち大内家は市民或は店屋に持出たる物に對し、漫に盜物と號しそれを押取して喧嘩に及ぶことを禁じ、若し盜品を認めたる時は其所の役人に預け置き批判を請はしむ。この他公方買、守護買と稱して押買することを禁ず。また伊達家植は賣物の代ひさしく支拂ざる處、賣主死去の後其子親の代を催促せしむる時、死去の親存命のうちに相濟したるよし問答に及ぶことあらば、死去の親の日記にまかせ相濟すべきなり。もし又仕拂ひたる支證あらば不及ニ是非と規定し、また長曾我部家は馬を他國へ出し賣買するを禁

じ、若し犯す者あらば其馬を召上げしむ。封建の時代に在りては往々軍畧上、禁賣するものありと雖も、また各自領下の人民を保護するの點なきにあらず。されども武士は物を賣買するを卑しむるは一般の氣風にして、武田家の家法には人の前に於て食物并に賣買の雜談をなすを禁するに至る。又當時の物價は實に左の如くなりき。

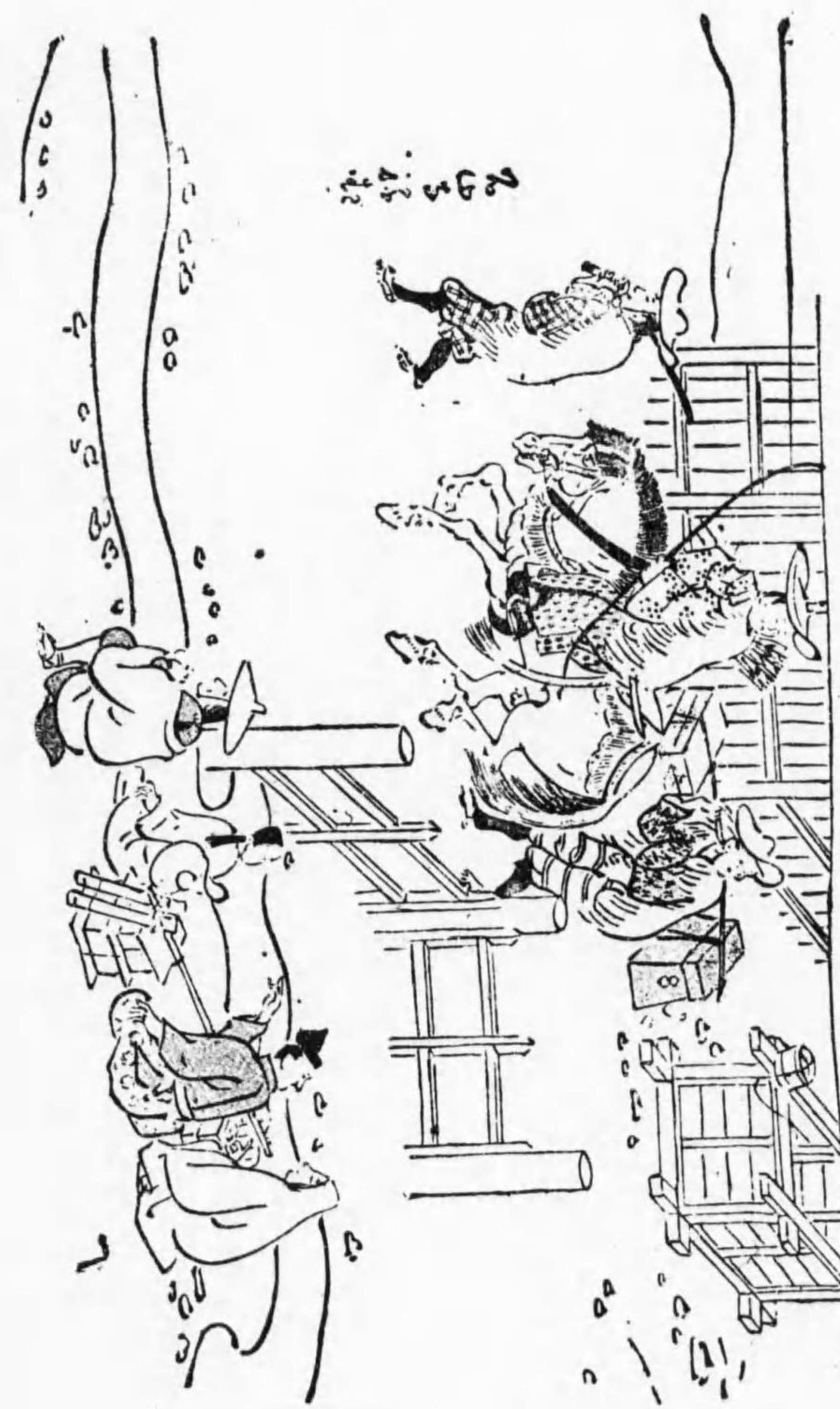
應永年間の物價			天文年間の物價		
十	六	文	酒	二升	代
十	三	文	慈	仙	一切
五	百	文	墨		代
三	百	文	樽	三十枚	代
			飯	びつ	三
			貳	十	文
			上	酒	一升
			木	綿	壹疋
			米	壹石	
			越後布	一端	
			唐錦	二端	

元親百箇條、大神宮古文書、室町殿日記、香取古文書、弓削莊古文書、大内家壁書、武田信玄家法、應介集、長曾我部清涼寺古文書

足利氏に貸借年限を二十年と定め、十年に至るものは一倍を以て辨償せしめ、十年以後は三倍を以て糺返せしむ。又期限を経過したる後催促三度に及ぶも承引せざる者は、政所へ訴申せしめ本利返辨の外、過意分として十分の一を拂はしむ。又本人沈淪したる時は請人に於て辨償せしめ、又巨多の借錢をなし、事を窮困に寄せて借書を破るべき強談に及ぶ事を禁じ、又借書紛失三年以前の分は糺明に由なしとするも、證人等あるときは紛失安堵の下文を興ふるものとす。其他諸國の守護各

法令を異にするも、武田家は錢貨を借るに田畠を書入するを聽すも、謀書謀判を嚴禁し、親の負物は其子をして辨濟せしむるも、子の負物は親をして辨濟せしめず。但し借狀に親の加筆したるものには其沙汰を受くべきものとす。負物人の遁世或は逐電と號し分國中を徘徊するを禁じ、資財の盡きたる者は身を奴婢に賣りて償はしむ。負物人死去すれば口入者をして辨濟せしめ、連判借狀の場合には其中逐電あるも他の者をして負擔せしむ。逐電者の田地を處分するには、先づ年公貢事以下地頭へ辨濟し、其餘分を債主に與ふるものとす。米錢借用一信に至れば頻に催促を加へ猶難澁なるものは過怠と見做さしむ。北條家は如何様なる借錢借米にても、市日に來る商人に對して催促するを禁ず、若し犯すものあらば市の横合と稱し罪科に處す。長曾我部家は借物、預物火事盜人に遇ひ我物をも合せて失ひたるときは辨濟するに及ばずとするも、借物、預物のみ盜火にて失ひたるときは辨濟せしむる等なり。

質物を取りて營業とするものを土倉と稱し、絹布類、繪贊物類、書籍類、樂器類、家具並に雜具の利子を五文子と定め、其期限を十二月とし益香合、茶碗、花瓶、香爐、金物類の利子を六文子と定め、其期限を廿月とし米穀並に雜穀の利子を六文子と定め、其期限を七月とし武具類の利子を五文子と定め、其期限を廿四月とす。土地質入の期限は廿年にして若しこの期限を経過するときは公私領を論ぜず錢主の所有に歸せしむるものとす。武田家は過分の質物を少分にて取たるときは、縱ひ兼約の期を過ぐるも沾却すべからず。五三月相待頻りに催促を加へなほ沙汰なきものは證人を以てこれを賣らしむ。今川家は負物に依りて棚質となし、諸商賣の物を押取ることを禁ず。長曾我部



家は質物、盜火に遇ひて失ひたるときは質置主の損耗とす。質營業者は前にもいひし如く、土倉と稱し、常に重稅を課せらるゝを以て日錢店を設け巧に稅目を避けしかば、更に錢會所を設け日錢店に貸額十分の一の稅を課せられしが、又屢々徳政の爲に苦められしとぞ。室町幕府徳政の法條によれば絹布、繪贊、書籍、樂器、具足、家具、雑具の類は十二月、盆香合、茶碗、花瓶、香爐、金物類は廿月、米穀雜穀類は七月と定め、この期限中は十分の一をいだして返取せしむるものとす。されども其實は一片の法條に過ぎずして徳政の起るや、其期限等を論ぜず強奪し去るといふ。徳政の禍を避くるが爲に土地賣買の券契には、縱ひ徳政あるも改動すべからざる旨を書加へ、又錢貨の借貸にはこれを借狀とせずして預狀とするが如き、皆徳政を避くるの手段なりき。永正頃より將軍家守護等の朱印を用ゐるに至り、券契類に印章を捺すもの出づ。そは天文年中、松尾櫻谷社神田作職の讓文に神主梶原神五郎は方形の陰文墨印を用ゐたるを見る。又亂世にても券契には花押を重んじたりと見え、訴論人差出所の目錄には必ず判形を替ふることを停止す。訴訟に關しては權貴、女性、禪律僧の口入を禁じ又長曾我部家は上下共判形を替ふることを停止す。訴訟に關しては權貴、女性、禪律僧の口入を禁じ又訴論人差出所の目錄には必ず判形を加へしむ。訴訟に關しては權貴、女性、禪律僧の口入を禁じ又人奉行二人若くは三人をして其沙汰の始末を見聞せしむ。甲州武田家は横奉行を置く。訴訟のとき公事奉行の傍に在りて其曲直を察し若し法令にふるゝ事あれば其旨を主將に密告するの職掌にて、室町將軍家の證人奉行の類なり。横は傍の意にて目附の職を横目といふに同じ。又鎌倉氏の制に倣ひ評定衆の中よりさるべき輩を以て、越訴奉行に補し奉行人の私曲緩怠を防げり。建武式目追加、武田信玄家法、今川家古文書、長曾我部元親百箇條、遺老物語、東寺古文書、昆陽遺録、武家名目抄、室町職官考

第二十三章 内地交通の概略

足利氏の志を得るや、鎌倉の封建制度に倣ひ、北朝の武士を諸國の守護となし、其家格に依りて待遇を異にし、所謂下馬衆、三職、御相伴衆、國持衆、准國持衆、外様衆、御供衆など稱し、江戸幕府の萬石以上ともいふべきもの凡て四十七家ありき。今應仁年中室町將軍家に屬せし大名の重なるものを擧ぐれば京畿、南海に細川、畠山、東山、東海に佐々木、六角、土岐、吉良、今川、北陸に斯波、富樫、一色、山陰、山陽に山名、大内、赤松、西海に滝川、大友、關東に上杉、武田、里見、千葉、佐竹、結城、宇津宮等あり。されど其初世は南甲の遺臣屢々回復を圖りて戰争やまず、其中世は細川、山名の徒跋扈して治らず、其季世に至りては天下麻の如く亂れ英雄各地に割據し、又足利氏の命を用ゐるものなし。こゝを以て人々法制を立て領分の民を支配し、恰も日本國中に獨立せる無數の小國を顯出したるに異らざりき。大内家は周防鰐川の渡錢を定め、旅客一人一文、荷物一人持二文、二人持の鎧唐櫃及び長唐櫃馬五文、輿三文皆洪水の時を以て其準則とす。若し此法度に背く者は行人渡守の別なく皆これを罪すべし。又夜間或は風雨の時と雖も渡錢を出さば速に渡すべしと令し、又赤間關、小倉、門司、赤坂の海峽渡錢の制を定め、赤間關、小倉間は三文、赤間關門司間は二文、鎧唐櫃、長唐櫃及び馬、輿共に十五文、犬一四十文とし、風雨の時と雖も此法度に違ひ渡錢を貪り、渡人を苦しむるものあらばこれを赤間關、小倉代官所に引渡し、更に山口の法廷に於てこれを審問し、法に依りて罪を科せり。又領内大道の夜行を禁ず、但し旅人は其投宿の所

を糾して其往來を許す。又職人及び諸人の被官に非る者は當所に寄宿すべからず、又佛閣巡禮の輩は其滯在五日を過ぐるを得ざらしむ。又武田家は内議を經ずして他國に向ひて信書音物を贈るを禁ず。但し信州の居民にして其謀略の通信に從事し及び其國境に住して常に互に相往來するものは此限外とす。又令して駿河合力人の荷物は其主、今川家の過所を携るにあらざれば行李の運搬を許さず、若し違背する者は皆これを誅罰すべし。又上杉家は府内大橋の損壊を修築し、橋上通行の輩擅に威權を振ひ役所を苦しむことを禁じ、往還の旅人みな役所に就いてこれを告げ、必ず其橋錢を出さしむ。但し桑門、遊人、盲人、非人、これを出すを要せず。又廻漕の便を開かんが爲に船舶の課稅を行くを禁す。若しこれを犯すものは科錢一貫文を出さしむ。其領内の道路を修め本道は其幅二間六尺五寸を以^{て一間とす}とし且つ沿道人民に令してこれを修理せしめ若しこれを怠る者は科錢一貫文を出さしむ。又其里正に命じて路次近郊の民を取りて飛脚とし其公用往還の用を辨ぜしむ、若し其傳送遲滞するものは罪皆斬に處す。又旅人投宿を乞はゞ速にこれを許し、房錢は其意に隨ひてこれを償はしむべし。などにて當時武家の諸法度大率かくの如し。鎌倉以來新關を設けて津料と號し、山手、河手を取るもの多く旅人の困難少からざりしが、此期の初貞和年中足利尊氏式目に追加して再度禁ぜしも只一片の法令に過ぎずして諸國到る處に新關を設け、種々の役錢を課して其利を占めしといふ。中には神社佛閣に津料等を寄附して其繁榮を助くるものあり。是に於て春日社兼興福寺は兵庫を領し、叡山は大津を領して津料を

課し、鎌倉の圓覺寺は箱根關

水^董河

及び神奈河、品河等を領して關料、帆別錢を課し、鶴岡八幡宮は國

府津關、湯本關、岩淵關及び岩淵の橋を領して關料橋賃を課し、香取神社は、戸崎、大堺、行徳等の關を領して關料を課す。興福寺寺領の兵庫は毎年二千貫なるに大船ども細川方船と號し關料を拂はず七百貫ばかりに減ず。こゝに於て衆僧嘆訴してやまざりき。其甚しきに至りては天文年中北條氏康の如き富士山に登る道者役を課するに至れり。織田信長の起るに及びて使者を四方に遣して其里程を定め堠を築き、舟楫を設け津梁を通す。天正二年篠原八左衛門、坂井文助等に命じて道路を修築せしめ、大路は幅三間半小路は三間皆其兩傍に松柳の二樹を排植し且つ處々の關を廢す。其後關東の關役、駒の口役を禁す。又天正十四年諸國六町一里的制を改め、三十六町を以て一里と定む。蓋し古制の大里三十六町に據りしものなりといふ。足利氏の末英雄各地に割據するに及びては、道路橋梁皆軍略上的一點に就いて築造し毫も交通の如何を顧みず、或は故に迂回せしめ、或は險路を通ぜしむる等不便實にいふべからず。軍機を報ずるには烽火を以てし、或は旗を以てするものあり。豊臣秀吉の征韓軍を起すに及びては、大阪名護屋間一里毎に急脚二人を置きて其飛信を通ぜしむ。

これ元軍事なりと雖も又以て當時交通の一斑を窺ふべし。大乘院寺社雜事記、春日神社古文書、圓覺寺古文書、鶴岡八幡宮古文書、香取大禱宣文書、寶鏡寺古文書、我部元親百箇條、信長記、太閤記、武家名目抄、鹽尻、應仁武鑑、貞丈雜記

第二十四章 支那及朝鮮貿易

北條氏亡びて間もなく南北の亂起り財用缺耗せしかば、諸國の豪族皆船をいだして元に通ぜり。

足利尊氏の嵯峨に天龍寺を建つるや、僧疎石・直義に謀りて良材器具の要脚を元に募縁せんことを請ふ。北朝、明經明法博士に下して議し其請を聽し、毎年船二艘を出し商賣の好惡に拘らず歸朝の上現錢五千貫を寺家に納めしむる事を約し興國三年航海を始む。これを世に天龍寺船といふ。正平の末、朱元章元主を逐ひ立て帝となり國を明と號す。明年書を征西府に贈りて修好を求む。征西將軍の宮懷良親王其書辭無禮なるを以てこれを郤く、明又趙秩を遣し親王に謁して修好を求む。親王僧祖來に命じ送りて明に往かしむ。明我國俗の浮屠を信するとか、建德二年僧祖闡、克勒等を遣し祖來を送り來り、大統曆を親王に贈りて其年號を奉ぜしめんと欲す。親王怒りて使者を拘留する事二年、祖闡等潛に書を天台座主尊道に贈りて關西親王の爲に阻められて京に入る事能はざる旨を訴ふ。義滿これを聞きて大いに驚き二僧を迎へ書を明に贈る。この後義滿、島津氏久等使を遣して通信を求めしも其國書なきと彼の年號を奉ぜざるを以て皆郤けらる。明の左丞相、胡惟庸竊に明室を篡奪せん事を企て助を藉らんと欲し寧波の指揮官林賢を征西府に遣し援を請ふ。親王これを聽し給ひ弘和元年僧加瑤を遣して詐りて進貢船と稱し精兵四百餘人を率ゐて赴かしむ。然れども胡惟庸・謀破れて應ぜざりき。其後胡惟庸を誅し林賢の獄起るに及びて日本に通せし事顯れ、遂に通商を絶ち海防を嚴にす。應永の初、筑紫商人肥富某、^{コイノミ}明より還り、兩國通信の利を説きしかば義滿、僧祖阿を遣し肥富を從はしめ明に赴き始めて明に通ず。明王允炆叔父燕王棣と戰ふ。我使を接見して答書を贈る。義滿又使を遣すや其國亂を聞き兩様の表を齎して往かしむ。至れば燕王帝位に上の表を得て喜ぶ事甚し。使を遣し義滿を日本國王となし、勘合信一百通を送り十年を一期として其人員二百人

を限る。若し聘問其期に非ず且つ刀槍を携ふる者は寇を以て論ずる事を約す。義滿自ら兵庫に至りて其使を迎へ京師に館せしむ。禮遇甚厚し。其後明又使を遣し國書を齎し来る。義滿これを北山に延き明人の裝束を着け、明輿に乗り明人をして昇がしめなどして喜びたりき。よりて鎮西に令して海賊の明を犯す者を捕へしめ、又守護に命じて商沽に勧め明に貿易せしむ。こゝに於て兩國の貿易盛に起れり。義教永享年中、僧道淵を遣すや明主瞻基宗宣雷春裴寬を遣し、封爵を授け海賊を禁絶せしめ信符二百枚を給して勘合となす。諸國守護、五山南都の僧、兵庫堺の商人等請うて其符を受け往きて貿易す。幕府義滿の時の例に倣ひ大内氏に勘合符を託せしかば、これより明貿易は専ら大内氏の管掌することとはなりぬ。義成、義政、義楨、義澄、義晴皆五山の僧を使臣として通す。後柏原天皇の位に即き給ふや、京師の財政困難にして利を明國貿易に仰ぐ。甘露寺元長、即位段錢の集らざるを以て朝廷に建議し幕府に命じて遣明船を出さしむ。大永年中、細川高國、僧瑞佐及び宗素卿を明に遣す。大内義興も亦僧宗設を遣し兼行して利を明國貿易に仰ぐ。瑞佐後れて至り先後を争ふ。素卿府吏に賄して先に謁す。宗設大いに怒り大監賴忠、都指揮表班劉錦等を殺し、大いに寧波紹興を掠め迫りて城を出さしむ。守臣皆城を棄て遁る。我兵追うて鑰を奪ひ日本の國號を以て府庫を封ず。淹留旬日帆を揚げて去る。明宗素卿を獄に下す。これより我邊海の民、江南沿海の地を掠むる事甚し。南朝の西征府も明國貿易の利益を得んと欲せしかども常に對等の位地を以て修好を完うし通商をなさんと試みたるが故に其目的を達する事能はざりしが北朝の室町幕府は彼の冊封を受け、日本進貢船と稱して修好を結び遂に貿易の利益を占有したりき。足利氏は飯尾氏を世々唐船奉行又唐奉行といふとな

し外藩贈遣方物通信貿易の事を掌らしめ、又同朋衆を以て唐物奉行となし八朔の當日諸家へ分配する唐物を鑑定してそれ／＼の品を定めしむ。其進貢船を出すや進貢物の外に附搭品を官庫に納れる其直錢を受く。大内細川家も亦船を出して附搭品の利を占む。又公方様御商賣物と稱し、太刀、扇子、銅、琉黃の類を送りて販賣せしむ。五山其他の僧徒より年始進上の物、或は諸國の守護より進獻せしものを以てこれに充つ。猶これ等の進獻物のみにて足らざる時は大内家より其用途を仰ぎて買入るゝを常とす。此外商人の船を類船と號し進貢船に隨行せしむ。進貢物は太刀、扇子、屏風、漆器、瑪瑙の類にて、獨り幕府のみならず使臣、奉行、居座、通事、從僧に至る迄、それ／＼分に應じて進貢し直錢を受るを例とす。一回の船賃凡そ三百貫文にして正使に五十貫文、居座に卅貫文、總船頭に卅貫文、通事に廿貫文、目聽に廿貫文、船頭に卅貫文、船方に十貫文を給す。航路は兵庫を發し尾道、赤間關、博多、志賀島を経て肥前に至り、大島小豆浦又は五島奈留浦を發し寧波に至り嘉賓堂に宿す。進貢船は大抵春は清明の後、秋は重陽の後順風を待ちて渡航するが故に早きも四十五日を費せり。其船は三四艘を度とし、これを勘合符の番號によりて一號船二號船などいひき。船の發するに臨みては櫛田、宮崎、住吉、赤間關八幡、奈留大明神等に太刀を獻じ、或は神樂を供して海路の安全を祈り、船の陸地に近づくに及びては見山祝をなして其無事を祝すといふ。當時渡航の船を唐船と號し小船を便なりとして千石内外の船を用ゐしとぞ。又船に名あることは近世の如くにして寺丸、宮丸、夷丸、彌增丸、熊野丸、住吉丸、藥師丸、和泉丸などいひき。進貢船の上陸するや、人別白米五升外に七色或は八色を給し巡視海道より牌を與へて入京の途次其通行を許すの證

とす。京城に入れば會同館に宿し、鴻臚寺習禮亭に於て朝參の禮を習ひ、明服を着して奉天門に入り明主に謁し、闕左門に於て饗宴を受く。逗留中白米五升十一色を給す。進貢の事終りて還るや、市舶司又海上三十日分として人別、米六斗を給す。附搭品は太刀、銅、琉黃、扇子等にして太刀を最も多しとす。附搭品の價は禮部より給するを例とす。其價一定せず、明の成化年中は太刀每把、舊錢三千文を給し弘治年中は、每把舊錢一千八百文を給す。足利氏の附搭品を増して利を得るや、彼其供給に堪へずして價を減ぜしかば、使臣往々其價を爭ふに至る。使臣は五山の僧徒中最も才識ある允澎、清啓、桂悟、碩鼎、周良の徒を選びて任ずるが故に、皆一代の人物にして其禮部に迫りて價を増さしむるや、或は愁を帶びて訴ふるが如く、或は怒を含みて脅すが如く、其一舉一動皆彼の膽を破りて信服せしむるに足れり。足利氏は此の如き一種の外交官を得て巧に名を進貢に假り、變體の貿易をなして大に利を得たりき。天文八年大内義隆の大將軍義晴の命を奉じ僧碩鼎を遣すや、船三艘にして其搭載せし貨物及人員を見るに、進貢の太刀七百十把、附搭太刀二萬四千五百五十二把、銅二十九萬八千五百斤にして官吏廿六人、商人二百九十七人、水夫百三十人なり。當時渡航の目的専ら貿易にありしを知るべし。其後天文十六年僧周良を遣すに當り、渡唐船法度二十八條を分ち、鬪諍を戒め、飲酒博奕を禁じ、品行を謹ましむ。されど幾ならずして大内義隆其臣陶晴賢に弑られ、勘合符を失ひ貿易これより衰ふといふ。教言記、天龍寺造營記、七卷冊子、大乘院寺社雜事記、尤影人唐記、戊子入明記、壬申入明記、策彦和尚初渡集、策彦和尚再渡集、大明譜、驛程錄、下行價銀帳

後村上天皇の御宇、高麗使を遣し海寇を禁ぜんことを請ふ。尋いで又使を遣す。足利義詮これを渡唐方進貢物諸色注文、謙齋雜稿、謙齋和尚略傳、妙智院古文書、南海通記、善隣國寶記、武家名目抄、明史

天龍寺に延き、答書を與ふ。其後高麗又好を對馬の宗宗慶に通す。後龜山天皇元中九年、高麗の將李成桂其王を廢して國を朝鮮の古名に復し、宗賴茂と好を通す。こゝにおいて王氏三十二王四百四十二年にして亡ぶ。應永五年朝鮮使を遣し海寇を禁じ、往來の舟船を通せんことを請ふ。義持大内義弘をしてこれに答へしむ。嘉吉三年宗貞盛朝鮮と約し毎年船五十隻を送り、米豆二萬石を得ることを約す。これより宗氏世々朝鮮の使人接待の事を掌り、我貿易の船舶對馬の信牌を以て證とす。宗氏の一族はじめ大内、周布、志佐、田原、菊地、島津、呼子、四天王寺、清水寺、善光寺等の徒も亦朝鮮と約して毎年貿易船を出す。文明五年、宗貞國五十隻の外に七隻を増し、これを特送といふ。永正七年我釜山居留の民僉使李友會の虐待を怒り、齊浦居留の民と謀り夜に乘じて釜山城を陥れ李友會を殺し又熊川城を陥る。朝鮮防禦使をして討せしむ。駒浦居留の民この變を聞きて皆對馬に還れり。こゝにおいて我三浦居留の地は人影をとじめず、朝鮮の貿易全く絶ゆ。宗氏これを將軍義植に訴ふ、義植大内義興に命じ書を朝鮮王に贈り通交を復することを求む。朝鮮凶徒を誅し其首級を贈るを要す。宗氏凶徒を誅し其首級を贈りて朝鮮の交舊に復するを得たり。されども歲遣船を廿五艘に減じ特送を廢して人民の居留を禁じ唯館を齊浦に設け使節接待の所とす。又天文十年齊浦に居る對馬のもの三百人韓人と相鬪ふ。朝鮮大いに怒り我人民を逐ひて其地に居るを許さず、義晴僧安心等を遣し凶徒を捕へて送り、三浦居留の地を復せんことを議すれど三浦居留を許さず。倭館を釜山浦に移して永く齊浦に至るを禁ず。永祿八年、宗氏朝鮮に請ふて歲遣五艘を増し三十艘となす。當時我國の商船彼の圖書を受けて往來する者宗氏を除く外二十二人、其後義昭、使を遣し齊浦

を開きて居留地となし、宗氏の船更に二十艘を加へ嘉吉の舊に復せんことを請ふも、彼堅く前例を取りて許さざりき。豊臣秀吉の天正十六年九州を征服するや、宗義智橋康廣等に命じ朝鮮王李昭に諭し嚮導をなさしめ明を討たんとす。されども李昭明國の大なるに畏怖し命に應ぜず。遂に文祿壬辰の役となり、兵結びて解けざること七年、慶長三年八月秀吉薨するに及びて師を班す。この間通商貿易のこと全く其道を絶ちたりき。宗家譜、國史實錄、朝鮮通交大記、善隣通交、高麗史、海東諸國記、懲惡錄

第二十五章 日本人朝鮮支那の侵略

元弘建武以來兵亂うち續き隙に乘じて海賊大いに起り、屢々朝鮮支那の沿海を抄略す。支那人呼びて倭寇といふ。元主これを憂へ高麗王に書を贈りて制せしむ。よりて高麗使者に元主の詔書を齎して來朝す。然れども義詮の武威振はず、殊に九州は菊地黨の據る所にして到底號令の行はれざるを以て事に託してこれを辭す。義滿の明に通ずるや、壹岐對馬の海賊二十餘人を捕へて送る。明主大いに喜びて義滿の功勞を賞し日本國王の冊書を授け、また親書の碑文を貽りて肥後阿蘇山を封じ命じて壽安鎮國之山といふ。これによりて暫く海賊の跡を絶ちしに、幾ならずして又往々方物戎器を船に載せて渡航し、間を得れば戎器を張りて抄略し、間を得ざれば方物をいだして貢船と稱す。これ或は征西府菊地黨のなす所ならんか。元中五年我邊民朝鮮に渡り全羅慶尙に侵入して、財寶を掠む。朝鮮大いに恐れて城を修め兵を徵し民爲に農業を失ひしといふ。明る六年高麗慶尙道元帥朴歲等兵船を率ゐ來りて對馬を寇す。宗賴茂防戰して敵船を破る。應永二十六年朝鮮蒙古人を教唆し

領義政柳廷顯及び李從茂等を遣して兵船五百餘艘兵二萬餘人を以て對馬を侵す。鎮西探題濱川義俊太宰少貳滿貞等赴き援ひ討ちてこれを走らす。これ皆倭寇の復讐をなしたるに過ぎず、海賊のかく威力を振ひしは一朝の事にあらずして、王朝の末瀬戸内の惡漢諸國の貢物を奪取りしに始まる。其後黨を結びて一種族をなせり。南北の頃伊豫國に村上三郎左衛門義弘といへる者あり。諸國の海賊を統一してこれが首長となりけるが、義弘死して家絶えたりしかば同族北畠顯家の子師清、代りて其首長となり、讚岐鹽飽島、備中神島、伊豫大島、沖島等の海賊を従へ往來の船を切取り、西海上に威を振へり。當時海賊を稱してセキといふ。せきは即關にして下の關佐賀の關などいへるが如し。これ海賊の往來船を切取るや是等の要所に割據せし故、遂に其名を負はせつるなり。彼等の勢を得るに及びて漸く航路を海外に開き海賊大將軍と稱して他の大小名と比肩するに至れり。朝鮮貿易の開くるや自ら海賊將軍と稱して彼邦に赴きしもの數人ありしが其中、村上備中守國重と名のりしものは師清の後なりき。船奉行は船頭水手等を指揮して舟船のことを沙汰する長官なり。この職元世襲にてさるべき津々浦々に居住せしものゝ如し。抑々船奉行の名目は源平鬪戰の初に見えたるのみにて中頃絶えて聞ゆる事なし。足利氏の頃はこれを海賊大將、船大將とも呼べり。これは戰國以來海濱諸國の大名諸家、水戦に便なるものを扶持して兵船をあづけ、敵國をおびやかし亂妨をなしゝよりの異名なり。遂に後に至りては自ら海賊大將と稱するに至れり。天文永祿の頃には、國々家々の稱一樣ならず、船手衆、船奉行、舟手奉行、舟頭、船方頭、船大將、海賊衆などさまゝに唱へたれど其職掌は異なることなかりしなり。ことに東國にては海賊といふを通稱の如くおもひたりしといへり。

後土御門天皇の御宇、海賊朝鮮に渡りて全羅道の海邊を侵したれども朝鮮王これを拒ぐ事能はず、賊船に王の璽印を押したる書を與へ期を約して來らしめ、賊船の大小を計りて財を與へければ彼等は其貨物を得て明國に往き明人と貿易して利を得たりといふ。また後柏原天皇の御宇、師清の孫山城守雅房海賊を率ゐて明國に押し渡り、津々浦々を放火して米穀財寶を掠めること數度に及びしかば、彼國より使節を遣してこれを禁せんことを請ひし故、雅房に十三年の在京を命じ海賊の名を改めて西海の警固となし、海賊を其下に屬せしめられしといふ。大内政弘、大内義興の如き周防、長門、安藝、石見、豊前、筑前の六國を領し屢々海賊を利用して朝鮮を侵し全羅道の貢物を大内家に入貢せしむるに至る。當時海賊の盛なること推して知るべし。我海賊八幡大菩薩の旗を建つ、故に明人呼びてハ幡船と稱し、これを惧るゝこと猛虎の如し。又彼邦人の我地に據り往きて其邊を亂すものあり、歎縣の人王直の如き亡命を招集し來りて平戸浦に據り、時々部下を遣し明の邊海を剽掠し、又呂宋、安南、暹羅、滿刺加等の諸國に貿易し、我邦にも航路を開き貲巨萬を累ね、稱して五峯舶主といひ、威名海上に振ふ。この後明の海賊徐海、陳東、葉明、顏振泉等來りて攝津、和泉、紀伊、兩肥、豐筑、薩摩、對馬等の邊民を導き往きて支那の沿海に寇す。顏振泉の如きは臺灣に據り自ら稱して日本甲螺といふ。甲螺は猶頭目といふが如し。加志良音甲螺に近し、故に訛稱したるのみ。振泉死するに及びて衆、鄭芝龍を推して甲螺とす。明、和寇を怖れ沿海衛所一百戸毎に船一隻を置き一衛五所五十隻を備へしめ、哨兵を出して其來寇を報ぜしむ。春は清明の後秋は重陽の後順風を得て渡航するが故に春防三四五月を大汛となし、秋防九十月を小汛となすに至る。寇をなすも

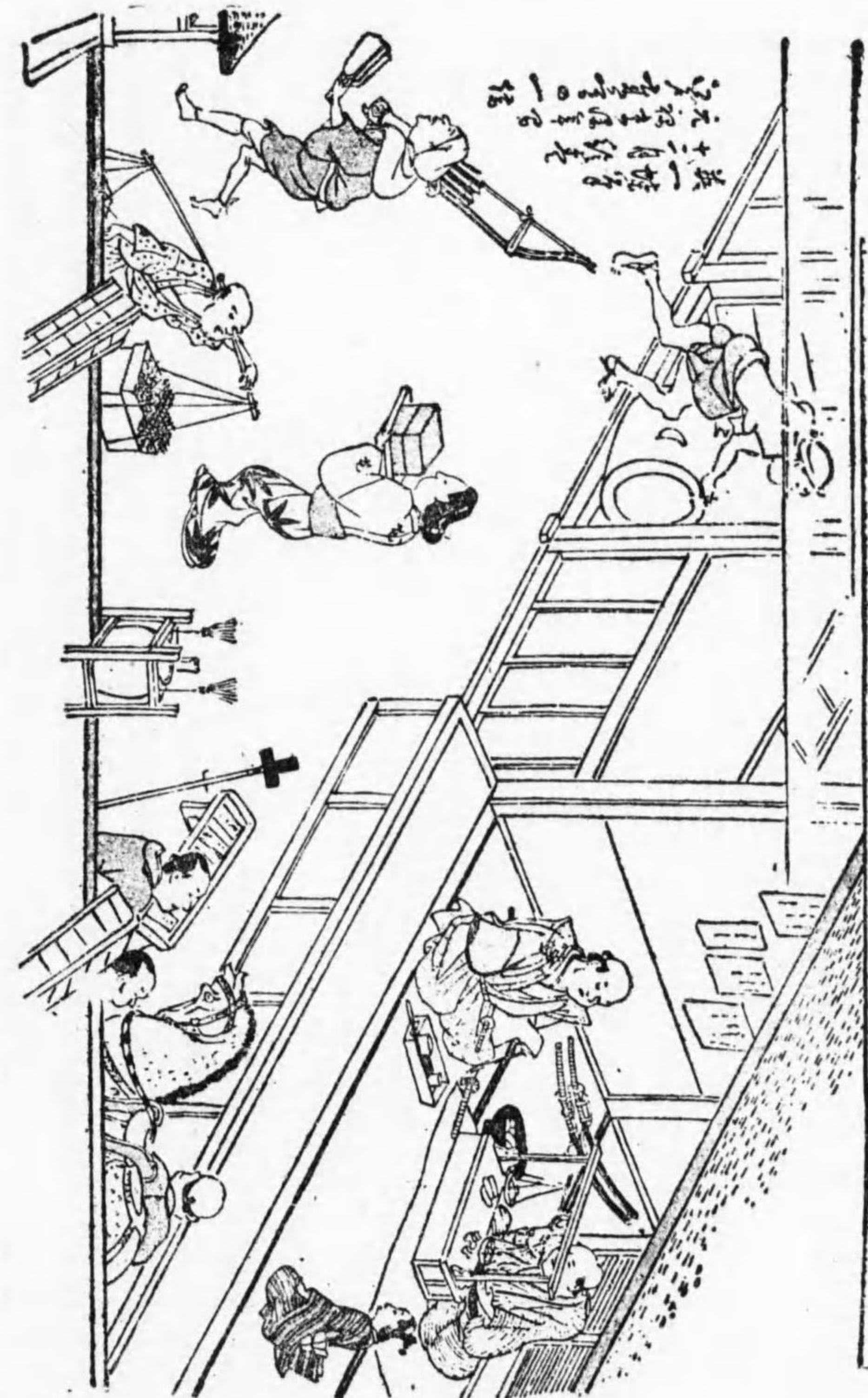
のは、薩摩、肥後、長門の者最も多く、大隅、筑前、筑後、和泉のものこれに次ぐ、多くは薩摩に行商し、それより附行して赴くものとす。其寇をなすや大抵三路よりす。對馬より發し朝鮮を寇し、遼東總路に入るも、又五島より發し直浙山東總路に入るも、薩摩より發して閩廣總路に入るも是なり。然れども又風の變遷に従ひて或は淮南を侵し、或は寧波を侵し、或は福州を侵し、或は廣東を侵す等一ならずといふ。倭寇の季節に至れば廣東、福建、浙江、南直、淮陽、登萊、遼陽七所の鎮兵を増して來寇に備ふ。當時明の廟堂頻りに海防江防の論をなすものありと雖も、我邦兵亂の餘、人武を好みて死を視る事毫毛より輕し。故に其寇をなすや兩肩を脱き長刀を揮つて進む。鎮兵怖れて防ぐこと能はず。内地を横行して財寶を抄畧す。木銃を支那に傳へしも、この時なりとす。其隊を結びて入寇するもの、少きも五六百人多きは萬餘人に達すといふ。阿蘇文書、滿濟日記、來島文書、薩藩舊記、馬編年記、南海亂々記、本朝武高名記、武家圖書編、不求人全編、海外異傳、東國通鑑、日本風土記、五雜俎、閨書、舊唐書、明史、明史謄、臺灣圖編、國朝試教錄、新訂武闘策學考實、七修類要、倭變事略、洗滌記事、靖海記略

第二十六章 内地貿易の發達

抑々西洋諸國に於て始めて東洋に日本あるを知りしは以太利國ヴェニスの商人馬可波羅マルコ・ポロを以て嚆矢とす。馬可河羅は我建長六年一千二百五十四年に生まれ、廿一歳にして父ニコロボロ及び伯父マフエオボロと共に商業をなし、亞細亞に來り、韃靼語に通じて元世祖、忽必烈の寵遇を受け御史中丞となり、大司農卿を兼ね幾ならずして御司大夫となりしが、元支那の全國を統一するに及びて世祖の共に本土に入り、樞密副使兼徽使領侍儀司事となり、ついで楊州の都督となれり。嘗て命を奉じて蒙古、



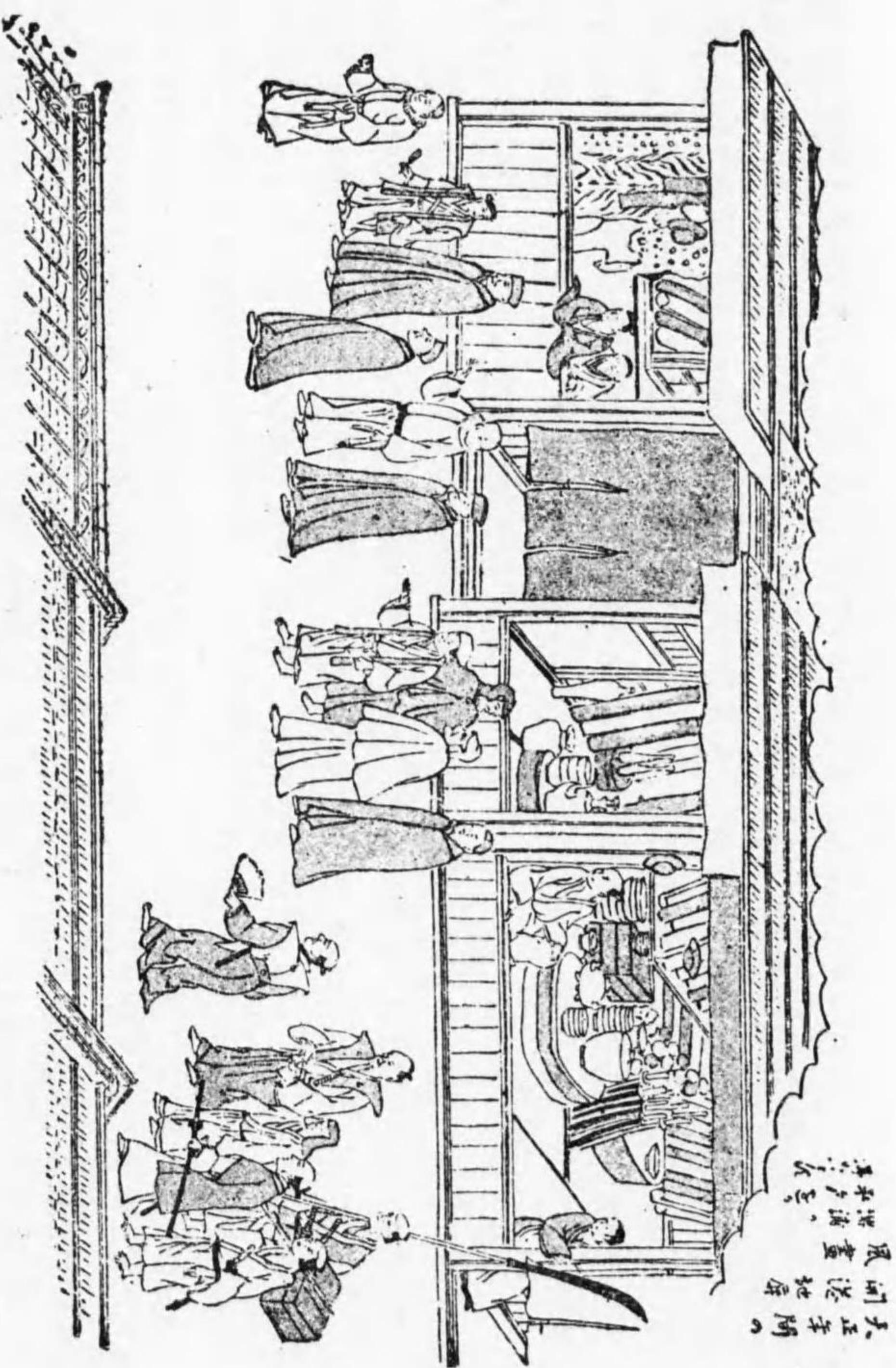
交趾、印度各國に使せしが、一度も使命を辱めたことなかりき。馬可波羅元に留ること二十餘年にして、我永仁三年^{一千二百九十五年}父及び伯父を伴うて無事故郷ヴェニスに還れり。其後ゼノアの戰争起るに會し、ヴェニス艦隊の一部將となり、クルフラ島近海に於てゼノア艦隊と戰ひしに大いに敗れて虜となり、ゼノアに送られて獄に繋がれし時、偶然同囚の人ルスチシヤノの語りたる東洋旅行の奇談中支那の東に當りてジハングリと稱する一大島あり、其民膚色白皙身體強健且つ風俗順良にして自から君を立てゝ政事をなし、外國の隸屬たりしことなし。亞細亞の全大陸を併呑して餘威を歐洲諸國に及ぼしたる元の軍兵すら、破りて却けたりといへる韃靼人の言を以てしたるに始まる。されども馬可波羅がアタルより元都に至りしや、行程殆ど三年半を費せしほどの事なれば當時一人も其説を確むるものなくして、空しく一百餘年を過ぎたりしが、歐洲の暗黒時代漸く終るに當りて閣龍歐羅巴の西方にある新世界を見出さんと志せしが、己が船を向くべき方角とは日本は全く東西の違ひあれども、彼の意見にては西の方へ船を出さば、終に必ず東に廻りいづる事疑ひなしと思ひければ、馬可波羅のジハングリの記を見て大いに喜び西に向ひて航路を取れり。其初次の航海の時古巴^{クエバ}墨是可海に立る小島を以て馬可波羅の所謂ジハングリと思ひ誤りたり。我明應元年^{一千四百九十二年}熱爾馬尼亞の地學家が造れる地球儀には日本を以てカープヘルデゼ島^{セルマニア}亞弗利加の西岸の西を距る事頗る遠き地に置きたり。然るに幾ならずして閣龍は更に其地を精査し得て其初見の誤を曉りたりといふ。其後喜望峯を廻りて航行を印度洋に試みしは歐羅已諸國中葡萄牙人を以て其嚆矢とす。初我明應六年^{一千四百九十七年}葡萄牙國王エマニール水師提督ヴァスコ・ダ・ガマに命じ、カルカツトに至りてザモリンと修交通商の盟約をなし、



後又我永正七年十五年印度の臥亞を侵略したるは、葡萄牙人の將來勢力を東洋に擅にし、印度に殖民地を確立するの濫觴なりとす。これより東洋に貿易を擴張して、遼遠なる支那帝國に及ぼすに至れり。我日本に航路を開きしは我天文十年十五年葡萄牙商人アントワン、モタ、フランソワ、ザウヰエー、及びアントワン、ベリットの三人、暹羅國ドトラより發し支那に向ひて進む途中暴風に逢ひて鹿兒島に入港したるに始まる。天文十二年十五年葡萄牙人キゾーウエル百餘人を率ゐて大隅の種子島に到る、島人杖を以て砂に書し其來意を問ふ。船中明人五峯といふものあり、亦砂に書し答へて曰く、これ蠻舶なり商賈の爲に來ると。キゾーウエル等皆火器を携ふ。其長二三尺旁に一穴あり、火を以て穴に點ずれば中の皆破碎す。島主種子島時堯重貲を捐てこれを購ふ。其船又豊後に到る。奇貨珍寶を載すること甚だ多し。大友宗麟これを府内に招き年々來りて貿易することを許す。これを歐羅巴人貿易の始とす。天文十八年十九年我日本一少年人を殺し、臥亞に逃れて洗禮を受けたるものあり。一日同所の葡萄牙商人に語るに、若し歐羅巴洲の貨物を以て日本に齎し來らば必ず其利する所大なるべしとの事を以てし、同時にゼシュイト教會の教師に語らひ、日本人をして基督教に改宗せしむるは蓋し難事に非ざる事を以てせしかば、これ等の考按は兩がら以て葡萄牙人をして日本に貿易を試み商會を設置せんとするの思考を一層切ならしめたり。當時外國人は自由に内地を旅行せしのみならず且つ九州にては大名の外國人を歓待すること甚だ優渥して皆これを誘導して其領内に居留せんことを望めり。加之葡萄牙人と貿易を開きて各其臣民を利せんとするの熱心より終に大名の間に競争心を養成し、各自の港をして外國人の選擇に適せしめん事を勉むるに至れり。

葡萄牙人はこれを奇貨として、各商品を全國各所に散布せしかば、我日本人奇を好み、競ふて外國の珍奇を得んことを始め、其實價を知らざるより、往々不當の價格を貪られたりといふ。かく貿易の隆盛に赴くと同時に彼等の基督教を傳播するに容易なりしはマカヲより歐洲及び印度の商品を供給し且つ多數の僧侶を派遣し得るの便利ありしによれり。葡萄牙に次いで航路を東洋に開きしものは西班牙國なりとす。我國に來りしは天文十八年十五年豐前國八屋浦に到着したるを始とす。西班牙は嚮に亞米利加大洲を發見し、盛に國民を徒して新西班牙國と稱し、其後又永祿七年呂宋を侵略しマニラ府に鎮臺を置き、群島を併せてヒリツビン島と稱し盛に殖民せり。こゝに於て其殖民地なる呂宋の商人等は、葡萄牙人が我國の通商を獨占するを見て妬心を抱くこと甚し。ことに呂宋より太平洋を横ぎりて、新西班牙即ち今の墨西哥に達せんと欲するには、我國の東邊に船を泊すべき一港を得るは最も必要なるを以て葡萄牙人の跡を追うて我國に來り、遂に貿易を開くに至れり。從來内地の貿易は鎮西の博多を以て外物吸收の所となし、畿内の埠を以て分配の所とせり。然るに博多は太宰府既に廢せられ、自由貿易となりては勢其地位を變ぜざるを得ず。況んや支那航路の五島を經て寧波に至りしものゝ外薩摩より琉球を經て福建廣東等に至るの航路を開くに及びて、博多の外更に薩摩なる坊津の一港を開きて商船往來の總路とはなし。されども坊津は西南の極邊に僻在して博多に連絡を通ずるに便ならざるのみならず、支那の商船と雖も其寧波以北より發するものにありては又其地を便とせざりしかば、遂に博多坊津の中間に一港を選びて、内外相互の市場とするの必要を生じたり。然るに平戸港は恰も其中間に當りて寧波以北より來るものと、福建廣東

より来るものとの相済合する所にして一大貿易場とはなりぬ。これよりさき葡萄牙商人、薩摩豊後の海邊に來りて貿易し殊に鹿兒島の市場には支那及び歐羅巴の貨物山の如く堆積せしといふ。其平戸に移りしは何年なるを詳にせずと雖も蓋し天文十八年以後の事ならんか。平戸は王直が商館を置き支那商船の輜湊せし地なれば、鹿兒島に來れる葡萄牙人も亦去りて平戸に移轉したりければ、平戸港は始めて歐洲貿易の要港となりたり。葡萄牙人の平戸に來りし以來、彼等は度々同港に於て貿易したりと雖も、これと同時にカソリツク教僧徒渡來し、其数を布くに及びて平戸領主松浦隆信、其数を信ぜざりしが故に彼等平戸を去りて豊後に赴けり。豊後の領主大友宗麟、深く其数を歸依せしかば、これより豊後は遂に我國に於けるカソリツク教の中心となれり。されども豊後は九州の東南岸にして其地位葡萄牙人の來泊に便ならざるを以て、平戸は猶商業の中心たるを得たりと雖も、新に一の競争者を生じ、幾分か平戸の盛況を減殺するに至りたりき。そは大村の領主大村純忠が平戸の盛況を見て葡萄牙を誘ふに宗教の自由を許し、且つ諸税を免じ永祿五年横瀬浦を開き同じき十一年福田浦を開きしにより。されど二港共に貿易に便ならざるを見て元龜元年長崎の港を開き、天正元年遂に長崎浦上の地を切支丹寺に寄附するに至れり。三港皆大村家の領地にして平戸の隣地なれば其害を蒙る事多かりしなるべし。後八年にして天正四年西班牙人平戸港に來り、葡萄牙人に代りて貿易を開始せしかば、これより分れて貿易は平戸長崎の二派となれり。其後慶長二年阿蘭陀人も亦平戸に來りて貿易を開きしを以て、西班牙人は漸く商業の利益を失ひ、同じき四年頃遂に其港を去れり。これよりさき永祿十一年織田信長安土に在り、將軍義昭の命を傳へてウルカン、バテレン



二人を召す。後彼等の請を許して四條坊門に方四町の地を與へ、一寺を創建して永祿寺と號す、後改めて南蠻寺といふ。信長これに近江甲賀郡五百貫の地を寄附す。其後基督教忽ち蔓延し九州を根據として京畿、南海、山陽より東仙臺、會津に至り北金澤に達す。一時驟然として其教に從ふ。信長元佛教徒の跋扈するを惡み、基督教を入れて其權を殺がんとせしに基督教徒の意外にも勢力を得しかば大いに悔いて南蠻寺を廢せんとしたれども兵事多端にして未だ其志を遂ぐること能はざりき。この隙に乗じてカソリック僧徒等、愚民を煽動して神社佛閣を破却するに至れり。こゝに於て豊臣秀吉の政權を統一するに及び増田長盛に命じて南蠻寺を毀ち其僧徒を誅するに至る。其後天正十五年豊臣秀吉既に薩摩を征服し、暫く博多に在りて九州の政務を處理しければ、長崎に住したるカソリック教僧徒の長老ガスバルケロ箱崎陣營に行きて其戰勝を賀す。秀吉其舉動の傲慢なるを惡み、其門徒二人を捕へて箱崎八幡祠前に磔し、ガスバルケロを斥け、令して二十日以内に我邦を退去せしむ。こゝに於て大村純忠が特權を與へて葡萄牙人の一時占領せし長崎を沒收し、或は僧徒を誅しき。或は放逐し、一切基督教を傳播することを嚴禁するに至れり。されどもなほ基督教を奉じ彼の文物を慕ふもの多しと見ゆ。始大友宗麟基督教を信じ羅馬字を以て、フランチスコの印を刻して用ゐしが、其後黒田孝高、細川忠興の徒も亦羅馬字の印を刻し、遂に平戸城下坊作の鍔に羅馬字を鏽みて裝飾となすものあるに至る。人心の向ふ所を知るべし。大付記、長崎記、長崎夜話、南浦文集、耶蘇天説記、海寇始末、日本外交起原史、長崎年表、平戸貿易志、西國考要、元史、蘭人著日本記、西教史、ケムブル日本古代商業史

第二十七章 航海業の發達

遠洋航海の開けしは基督教の東漸するに及びて、九州諸大名のこれを信仰するもの、使を羅馬に遣したるに始まる。天正十年豐後大友宗麟、肥前大村純忠、有馬晴信等伊東義賢、有馬某を正使とし、中浦某、原某を副使として宣教師アレキサンドル、ワリニヤンを以て嚮導となし其年正月イニヤスリマード号に乘じて長崎を解纏し、二年六月を経過し天正十二年八月西班牙に着し、十月國王及び皇后に謁見し尋いで伊太利に赴き、天正十三年羅馬に入り十三世グレゴアール法王に謁見し、天正十八年を以て歸朝せり。往復費す所實に九年間の久しきに涉れり。此一行到る處優渥なる待遇を受け大いに其名譽を博するに至れり。今尙伊太利の威尼斯なる慈惠教院の壁中にこの一行の紀念に係る彫文ありといふ。これを我邦人の歐羅巴へ航海せし嚆矢とす。其後十二年大友宗麟又其臣植田玄佐を遣し、書函方物を齎し羅馬に往かしむ。玄佐疾に罹りて其國に死す。この年蒲生氏郷も亦其臣山科勝成、上岩傳右衛門等十二名を遣して羅馬に往かしむ。其後氏郷天正十四年同十六年同十八年にも使を羅馬に遣したりき。この外基督教を奉ずる大名は使を羅馬に遣したるべけれども、今詳ならず。文祿元年豊臣秀吉南海渡航の船に印を賜ふ。長崎より發するもの末次平藏二艘、船本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衛門一艘、堺より發するもの伊豫屋某一艘又京都より發するもの、茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋某一艘總て九艘これを朱印船と稱す。呂宋、媽港、安南、東京・上城、柬埔寨、六坤、太泥の諸國に往來貿易し舟楫海に相望む。これよりさき天正年中堺の納屋

助左衛門呂宋へ渡航し、文祿三年歸朝し、傘、蠟燭、麝二疋を豊太閤に獻す。且つ眞壺五十箇を取來りて太閤の覽に供せしに、殊の外喜びて千宗易を召し代價を付して諸大名中所望のものに買はしむ。當時呂宋の壺を愛して茶を入れしこと流行せしにより。これを南洋貿易の始とす。豊太閤の朝鮮を征伐するや屢々南洋へ渡航して貿易せし原田孫七郎は其銳芒をしてフヒリツピン群島に向はしめんとし、勧めて傲慢無禮の書を西班牙のマニラ府に送り、鎮臺を怒らしめて戰端を開かしめんとせしに彼等遠き本國の聲援を以て、近き日本の兵力に敵し難きを知り、使者を遣し土物を貢獻せしむ。時に太閤既に遠征軍を駆りて朝鮮に赴かしめ、躬親から肥前の名護屋に出張してこれを監督したる頃なりしかば、原田孫七郎も亦從ひて營中に在りしが太閤は使者の來るを聞き、我國と交通せざりし南蠻の一國が、始めて貢獻せしは原田孫七郎の功なりとて原田を家人の班に列し、五百俵を賜ふ。然れども原田は元、其策略雄偉にして小祿に甘んずる者にあらざれば、却つて其計畫の齟齬したるを嘆じたりとぞ。其後原田は太閤に臺灣征伐を勧めしものと見え、太閤は文祿二年原田孫七郎を高山國臺灣へ遣し傲慢無禮の書を贈りて南蠻琉球の如く貢物を獻じて服従せざるを責む。然れども當時太閤の意専ら明を取るに在りて朝鮮と既に戰端を開きし際なれば遂に南洋征伐の事は止みぬ。異國日記、南禪寺記、蒲生田家記、太閤記、臺灣征伐記、前古文書、外蕃通書、西教史

第二十八章 鎌業の發達

この期に至り鎌業大いに進歩し金銀を堀採するもの多し。就中石見、但馬、佐渡、甲斐、能登等

最も名あり。石見國邇摩郡銀山は其始詳ならずと雖も鎌倉將軍の時、大内弘幸既に銀鑛を仙山に得て大いに喜び山の名を銀山と改めしといふ。其後建武の頃、足利直冬當國に入り諸城を攻下し銀山を獲て掘採し殆ど盡く。然れども地を穿ちて銀鑛を索むる事を知らず只地上の布銀を探りしのみ。文永年中大内義興の此地を領するや、筑前博多の銅商神谷壽貞、邇摩海上を過ぎ偶々銀山より往昔銀鑛の出でし事をきゝ雲州の銅山師を率ゐ來り山腹を穿ちて窟を作り深く地中に入り銀鑛を索む。其坑を名づけて間歩といび又敷シキといふ。實に間歩を作る事こゝに始まる。壽貞巨多の銀鎖を得てこれを筑前に輸し、銀を吹きて俄に富を得しといふ。其後大内家より吉田若狭守、飯田石見守を遣して奉行とす。大内氏これが爲に富む。天文年中、尼子氏銀山を攻めて奉行を殺し兵を銀山に置く、然れども幾年ならずして大内氏の復する所となり銀山復盛に與る。天文九年小笠原長隆銀山を攻めひしかど遂に永祿四年毛利氏の有に歸す。豊臣氏の興るに及びて又其有となる。但馬國朝來郡生野銀山は天文十一年山名左衛門尉祐豊の時始めて内尾谷の邊より銀鑛を出す。祐豊没落の後は織田信長これを收めて生熊左兵衛を代官とす。石見の商人來りて鑛を買ひ銀に吹く。これより盛に銀を採りしといふ。豊臣氏のこの地を收むるや、伊藤石見守を奉行とし中瀬金山の奉行を兼しむ。中瀬の金山は天正二年に掘採したるものとす。佐渡は古へより沙金を出しゝ地にて上杉謙信の此地を領するに及びて、西三川村の沙金を探りて軍國の用を辨ぜしといふ。慶長六年以來相川の中山立合より夥多の金を掘採せし事見ゆ。こは熟金にして所謂紫金といふものなりとぞ。銀は天文十一年越

後の商沽鶴子山の鑛脈を開きけるも其費に堪へずして謙信に訴へしかば、同國魚沼群上田山の山師數百人を渡らして天文の末まで夥多の銀銅を得しといふ。然るに豊臣氏佐渡に金銀のいづることを聞き、慶長三年上杉景勝の封を奥羽に移して此國を領せり。これよりさき武田家は甲斐國山梨郡黒川の金坑を得て貨幣を鑄造しこれを甲州金といひ、前田家は天正十二年能登國羽咋郡寶達山の金坑を發見し凡そ四十五年間金を取り、其後又慶長三年より加賀國石川郡鞍嶽の金坑を發見し、盛に貨幣を鑄造す。これを加州金といふ。金銀圖錄、三州寶貨錄、銀山通用字錄、銀山緣起、銀山舊記、但馬考、生野銀山舊記、佐渡志、佐渡風土記、甲斐國志

第二十九章 堺の商人

古への鹽穴郷、土師郷の土地たりし和泉の堺はこの期に至り、足利氏の權臣山名大内等互にこれを領し、城を築き市街を廣め外國貿易を開きしかば、堺は王朝の難波に於けるが如く、外舶輻湊して商業繁昌の土地とはなりぬ。こゝにおいて足利時代の文學として貴ばれし連歌の如き、織田豊臣二氏以來天下に流行せし茶道、香道、挿花、謡曲の如き、其他百般の工藝、皆この堺よりいづるに至れり。これよりさき崇徳天皇の朝、源俊賴が金葉集を撰びし時、連歌の一部を加へしかば世人大いにこれを讃りしに、この期に至り文學を以て聞えし一條禪閻兼良の如きも連歌の書を作り勅撰に擬して新玉集と名づけしが如く最も世に行はれたりしが、殊に宗祇に至り其盛を極めしとぞ。宗祇は始・和歌を美濃人東常縁に學び後遂に連歌を以て天下一と稱せられ、天子より花の本の號を賜はりき。これよりこの號連歌家最上の名譽とはなりぬ。勅を奉じて撰ぶ所の連歌集を筑波集といふ。

其門より宗長と牡丹花肖柏とをいだしぬ。肖柏は堺の住人にして又かの東常錄が唱へいだし、古今傳授を宗祇宗長より受けて其蘊奥を極む。これを堺傳授といひ、肖柏より奈良の饅頭屋に傳へたるを奈良傳授といふ。これより契の商人専ら連歌を好みしかば坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶等の連歌師をいだしぬ。當時堺の商人一般に好みて屋號を用ゐしかば連歌師も亦遂に前に擧げたる如き屋號を用ゐるに至れり。又南都稱名寺の僧珠光の徒が茶道を唱へしより武野紹鷗、北向道陳を出し、又香道の宗匠志野道耳、挿花の妙手文阿彌をいだす。千與四郎後利久と稱すの出づるに及びて紹鷗、道陳の茶道を大成して一派をたて、織田豊臣二氏に仕へ遂に天下の人をして數寄の心を興さしむるに至る。これより堺の商人また茶道を好み今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐太子屋宗高、鹽屋宗悅、錢屋宗納、淡路屋宗和、石津屋宗嬰、茜屋宗佐の徒を出した。堺の商人は既に天下商業の權を握り財産豊なりしかば、如此優美なる遊興をなして屢々織田豊臣二氏の茶筵に陪し天下の重寶を集めて誇るに至りぬ。豊太閤の天正十五年北野松原に於て大茶之湯を催すやり先堺は室町將軍家の金庫にて常に其經濟に與かりしかば、將軍家の執事は堺商人を稱して某老といふに至る。當時の堺商人の權勢ありしことを知るべし。泉州志、扶桑隱逸傳、江源武鑑、猿樂傳記、和泉名所、國會、西教史

日本商業史 卷二

第五編 德川幕府時代

第三十章 江戸開府并に江戸の商業

徳川家康は織田氏の時より既に海道の強國たり。天正十八年豊臣秀吉の小田原を滅すや、北條氏の舊領を家康に與へ、駿遠三甲信の五國を收む。其年八月家康江戸城に入る。榎原康政をして地割となさしむ。江戸は元本州の豪族江戸氏の領する所にして江戸城は長祿元年、上杉定正の老臣太田備中守持資が始めて千代田・寶田・齋田の地を相して築く所といふ。其後北條家に屬し、大永年中遠山景政をして守らしむ。初持資一亭を城中に建て靜勝軒と名づけ、其東蒼海に望む所を泊船といひ西、富嶽に對する所を含雪といへり。京師五山の僧徒、詩文を作りて其風景を賞す。こゝを以て一時天下に聞ゆ。されども其地、本丸の一隅にして屋舎は茅を以て葺き、玄關は船板を以て張りたるが如き狹陋の一城塞に過ぎざりき。然るに家康其故に仍りて修築せず、唯廐舍を作り城に近き地を小祿のものに與へ、稍遠き地を大祿のものに與へて各人馬を飼養し、自ら耕作して輪番に登城せしむ。これを番屋敷といふ。當時下町一町もなく平川門外に平川町と稱する町あり、それより今の大名に壘壁、關東陸奥の大名に隍塹を課して工事を助けしむ。又寛永十九年以來、諸大名江戸に邸宅を起し妻子を居住せしめ人質に擬し參覲交代せしかば、江戸の繁榮日を追うて増し京都大坂の右に出づ。江戸は元沮洳の地にして清水に乏しよりて上水を引きて飲用に供す寛永年中多摩郡吉祥寺村井の頭の池水をひきて自蓋に至る凡五里廿六町南は京橋川以北東は永代橋より大川以西北は神田川を限り西は大手町より一橋に至るこれを神田上水といふ。家康入國の時大久保主水の舊鑿に係るものなりとぞその後承應年中多摩郡羽村より玉川の水を引きて四谷の西邊に至る凡十里三十町これより伏管を設け麹町、赤坂、芝、築地等の飲用に供すこれ實に幕命を奉じて玉川莊右衛門、玉川清右衛門の計畫により多摩川を分流して本郷、湯島、下谷、淺草の飲用に供す千川太郎兵衛、千川德兵衛其工事の用達を務めしかば承應の例に效ひて名を千川上水と命じたりときされども享保七年に至りこれを廢せりたり故に其功を嘉して玉川上水といふ。元祿年中河内瑞賢の計畫により多摩川を分流して本郷、湯島、下谷、淺草の飲用に供す千川此他多摩川を分流して青山上水、三田上水等を引くも皆歐年ならずして廢せりといふ。徳川氏の政權は家光家綱の二代に全く確立したりと雖も天下尙亂を好み機を見て動かんとするものあり。慶安四年、由井正雪、丸橋忠彌等亂を謀る、事ならずして誅せらる。其翌年、別木庄左衛門、林戸右衛門等徒黨を結び、徳川氏の法會に乘じ増上寺を燒きて老中を殺さんと企てしも亦露れて誅せらる。この二代中江戸市街には喧嘩辻切行れて、夜は勿論晝にても往來稀なる所は歩行をなすものなく又一種、男立と稱するものあり、黨を結びて歌仙組、鶴鵠組、蘆屋組など稱し、弱を助け強を挫くを以て無上の榮譽となしゝかば、市中常に争闘やむ時なかりき。明暦三年大火あり、正月十八十九兩日に亘り邸第市街延焼し城は唯二の丸を存せしのみ。焼死するもの十萬八千餘人、本所牛島に回向院を建て其死を吊ふに至る。當時松平信綱老中の首座に

して大いに邸第を轉換し市街を改正し道路の巾を廣む。又淺草門内焼死するもの最も多し。よりて淺草川に橋を架し本所に通す、これを兩國橋といふ。尋いで永代橋、新大橋を架す。寛永以來江戸城の規模を擴張し、本城十萬五千三百九十三步、西城八萬千二百八十六步、吹上苑十萬三千八百六十九步、内濠周圍凡て四十町、外濠凡て七十三町、明暦災後、江戸城内の造営も大いに備り諸藩主登城の曹局を定め、貴戚大藩は大廊下、大老家は溜間、外様は大廣間、柳間、譜第は帝鑑間、雁間、菊間に祇候せしむ。諸大名在府の時并に藩邸の留守居役も亦この間別によりて交るに至る。明暦までは足袋、伽羅油、元結を賣る家なく男女皮足袋を用ゐ上下とも紙をよりこきて元結となし、徒若黨の類は蠟燭の流れを油にてゆるめ松やなどを加へて油に代へしとぞ。然るに明暦災後皮の價、騰貴せしかば下々の者自ら木綿にて足袋を製せしより足袋店いで伽羅油を鬻ぐ者も出しとかや。婦女の帶も寛永頃までは金襷を美麗の限とし、黒地に梅櫻松などを處々に織つけ、これを鉢の木の帶と名づけて珍重しけり。廣さ僅に鯨尺にて鯨尺二寸ばかりの紙をしんとして綿などいるゝ事なし。然るに貞亨元祿の頃より漸く廣くなり鯨尺にて八九寸に及べり。綿をしんとして襷の如し。又婦女の髪も寛永の頃までは細き麻繩にて髪を束ねて其上を黒き絹にて巻きしに、その後越前國より粉紙にて元結紙といふものをつくり出しあかば、海内の婦女皆これを用ゐ、それより絹にて巻くことはやみぬ。元祿頃より上下共に奢侈に流れしが、ことに在府の國主は昇平無事に苦み歌舞音曲はいふもさらなり、夜々宴飲を事とし、蠟燭數百炬を費し數十人の手を経て一杯の羹を作るに至る。將軍老中などを饗應するには新に家を作り器財を購ひ、其從者を合すれば五六百人に至り、一日三千金を費すものあ

り。大抵二十萬石以上の國主は一人の料理金一枚、二三萬石の國主も一人に十金を費しゝとぞ。又諸大名藩士の常住するものを定府といひ、其交代するものを勤番といふ。彼輩多くは常職なく日にいて、徘徊遊観し、唯外宿を禁するのみ。ことに留守居役の集會には豪奢を競ひ、一席の宴飲數百金を抛つものあり。江戸物貨の需要こゝに至りて大いに増加せしかば、元祿七年十組の問屋を起し大坂の廿四組の問屋と氣脈を通じて貨物を輸入し、菱垣廻船の業益々盛なり。元祿正徳の頃までは屋舎を麓略に造り、火事起れば皆家財を携へて逃れ去り顧みざるが故に、往々大火となりて熄まず數里に及ぶものありき。然るに吉宗、伊賀峰次郎の建議を容れ番町、麴町、永田町、市中の茅屋、板屋を廢し金を貸して塗籠及び瓦屋を作らしむ。又小川笠船の建議を採用して養生所を小石川の白山に建て貧民を救ふ。又自ら火消役を召して防禦の術を諭し市中防火の隊伍を定めて四十隊となし伊呂波字を以て其しるしとして隊伍を亂らざらしむ。元祿以來、火消役の長より屬吏まで衣服笠馬具などに金銀を鏤め唯觀美を旨として却つて火を救ふこと能はざりしが、吉宗火消役の頭巾を觀て重代の兜もかほど花麗にはあるまじといへり。又飛鳥山御殿山に櫻を植ゑ、神田川に柳を植ゑなど旗本家人能役者は此外なり。諸藩の邸第は上中下數所を有し、大藩は數千人小藩は數百人、南は品川北は千住、大約四里の地に連亘し其人口に三倍せり。延寶七年までは江戸の市街は八百八町なりしも、享保八年に至り一千二百十町、十二萬六千二百十戸に至れり。さて享保十一年江戸に入津せし日用品を擧ぐれば、米八十六萬千八百九十三俵、酒七十九萬五千八百五十六樽、味噌二千八百二

十八樽、醤油十三萬二千八百二十九樽、薪千八百二十萬九千九百八十七束、炭八十萬九千七百九十七俵、水油九萬八百十一樽、鹽百六十七萬八百八十俵、木綿三萬六千百三十五箇一個百
反入なり。天明七年大風洪水うち續き天下饑饉し、江戸の米價は一兩に一斗五六升にまで騰貴せしかば、貧民蜂起して赤坂、麹町、深川、南傳馬町、鎌倉河岸、小舟町、伊勢町、小網町、茅場町あたりの町家に亂入し土藏を破りて器財を毀ち暴行を極む。大名屋敷より人夫を出して町家を救ひ、又町家は半鐘をうる。これを天明のうちこわしといふ。松平定信の輔佐となるや寛政三年町會所を淺草向柳原に建てる。市中に令して五年間の町費を書き出さしめ、その一年の平均を見、向後は務めて其幾分を節減すべしと令したり。其減じたる額の内一部は以て町内臨時の入費にあて、二分は地主の利益とし、残れる七分を以て其町の積立金に供せしめる。幕府よりも兩度に金二萬兩を下し、町年寄をして保管せしめ、又勘定所用達の商人をして運轉せしめたり。この金を以て市中の鳏寡孤獨及び篤疾の者を賑給し、又米價騰貴し市民生活に困むときはこの金を以て土木費を補充せしめたりき。又向柳原、筋違橋内、深川大橋内、小菅村等に倉庫を建設して數十萬石の穀を蓄へ、凶荒に備ふるなど、大いに利益を與へしとぞ。天明寛政の頃は江戸幕府の稍季世に屬し、商沽も大いに奢侈に耽りたりと見え初鰯一本に三兩をいだし、隱元豆一把二十本に金二分、茄子鳴焼に七兩をいだして、其初物を賞味し、又馬遠の對幅に五百兩、南蠻繩籠の水指に三百兩半、兩古錢一枚に六百兩を抛つ者あり。松平定信の屢々節儉を令し札差の貸金を弁捐せしめたるも亦時勢の然らしむる所か。最もこれ等の

多くは用達商人藏前の札差等なりといへり。天保七年諸國饑饉し米一升四百文に至る。諸色も從ひて騰貴し江戸餓死するもの多し。時人これを問屋組合の專横に歸し、囂々論じて止まず、天保十二年、水野忠邦諸株式を廢し自由賣買を許し大いに節儉を令す。然れどもこれが爲に貨物多く滯滯し價格も亦平準を失ひしかば、嘉永四年に至り株式の制を復す。安政二年地大いに震ひ邸第より市街の家屋に至るまで顛倒し續いて火を發し三日熄まず、江戸市中大半灰燼となる。死するもの二萬五千餘人、文久二年諸大名の參觀を緩め、三年一観し滞府百日を限り妻子を其國に還らしむ。江戸ここに於て頓に衰ふ。慶應二年米價騰貴し一升の代錢五百五十文に至る。貧民品川邊の商家を毀ちて亂入す。諸國の浪士は尊王攘夷を唱へて幕府を誹謗し、遂に御殿山生麥の變を生じ、外患内訌一時に湧き來り、物情惄々、從ひて江戸の商業もまた振はざりき。幕府莊内藩主酒井忠篤に市中巡邏を命ず。時に薩摩藩士浪士數百人と芝の薩摩邸に潜み毎夕隊を備へて富商を剽掠し、或は莊内藩の屯命營を砲撃するに至る。市中大いにこれを怖る。よりて莊内藩大兵を率ゐて薩摩邸を燔き盡く其徒を捕ふ。慶應四年正月伏見鳥羽の變あるや、二月大總督宮官軍を指揮し、東海、東山、北陸三道より人心定らず、市民家財を荷ひて避く。遂に幕臣彰義隊と號し東叡山に屯集し、輪王寺公現法親王を奉じて官軍に抗す。五月官軍討ちてこれを破る。大總督宮の江戸を收るや、物價騰貴し市民生活に苦む。靜岡藩を立て慶喜の嗣を定むるも、舊臣の祿高多くして悉く存祿すべからず。徳川家達請

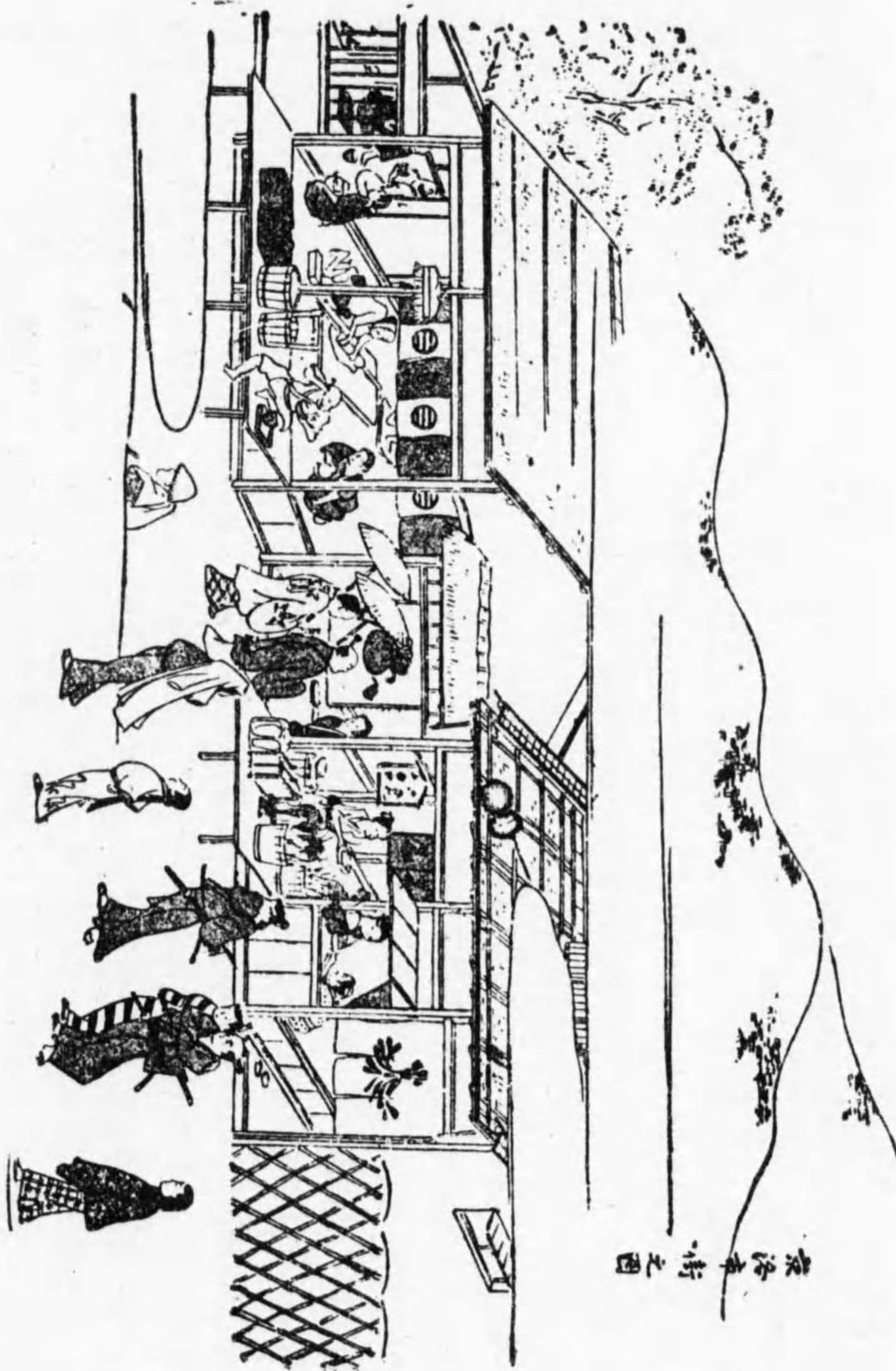
うて農商に歸せしむ。江戸一時凋萎す。俗にこれを江戸の瓦解と稱す。朝廷鎮臺府を置き社寺市政民政裁判所を設け吏民の才能あるものを擧用して市民を安んず。七月詔して江戸を改めて東京と稱し鎮臺府を鎮將府と改め、三條實美に鎮將を兼しめ、駿河以東十三國を管理し、大總督は専ら軍事を督す、尋いで奥羽平定せしかば十月東京に行幸す。發輦に先だち即位の禮を舉行し明治と改元し江戸城を皇居と定め、鎮將府は廢せられたり。

江戸幕府は寛永年中、町奉行所を吳服橋内と常盤橋内との兩所に置く。吳服橋内を南役所といひ常盤橋内を北役所といふ。町奉所二人を置き府内の行政裁判警察の事を行はしむ。最も権要の地位なるが故に寺社奉行、勘定奉行を合せて三奉行といふ。これに大目附、目附を合せて評定一座衆ともいふ。町奉行は芙蓉間詰にして老中支配に屬し、役高三千石を與ふ。慶應三年役高を廢し、役料金二千五百兩を與ふ。町奉行は毎日登城し、月番の時は退出の後、諸公事願訴訟等の事を聽き式日には早朝より評定所にいづるものとす。又大傳馬町の牢屋敷を管し、人馬宿次證文をいだす。町奉行の入費は寶曆年中南役所千三百七十九兩、北役所千三百六十二兩とす。南北とも與力二十五人同心五十人を附す。安政六年に至り、同心百六十人となれり、又官民の間に立ちて市政を取扱ふものを町年寄といふ。樽藤右衛門梅屋 喜多村彦右衛門奈良屋 喜多村彦右衛門の三家世襲する所にして、これを三年寄といひ、其宅を役所といふ。寛文年中江戸市街を南中北の三つに分ち、月番を以て支配せしとぞ。又神田玉川上水の支配を兼ね。喜多村氏は初より苗字を稱せしも樽氏は寛政二年、館氏は天保五年勤勞によりて苗字を許さる。慶應四年地割役樽三左衛門をして町年寄を兼ねしむ。年寄の下に

名主を置きて町中の事を支配せしむ。或は一二町を管するものあり、或は二十二三町を管するものあり或は名主二人を置きて月番年番を以て勤むるものあり、名主に創草クサツケ 古町クサツケ 九人 平名主、門前名主の別あり、草創古町名主は正月三日參賀し、白書院東の方紅葉の間西の様へ江戸、京都、大坂堺、奈良、伏見の地役人及び過書、銀坐、糸割符人等と一列に並びて將軍家通行の際、町奉行の披露にて拜謁し扇子を進獻するを例とす。又角屋敷俗に御目見屋敷の町人と稱するものあり、銀坐町より神田旅籠町までの間に凡て四十二所あり、この町人も亦草創古町名主と共に歲首營中へ參賀するの名譽を負へり。草創古町は其家に付きたる名譽職なるも後世に至りては他の株の如く賣買するに至れり。又古町三百八十五町、人員五千百十一人の商人は幕府の大禮後營中に入りて猿樂を陪覽し菓子酒肴青銅を賜ふの榮あり。番號と町名とを記したる幟を立て、名主月行事これを率ゐて大手より城内に入れれば、徒目附、小人目附立合にて人毎に傘を賜ふを例とす。これを町人御能といふ。寛永十八年以來の古例なりとぞ。享保七年賦役を廢して銀納となし、町地を三等に分ち、上表口京間五間を以て一人役とし、中同七間を一人役とし、每歳役夫十五人をいだす。一人銀二匁を收む。故に十五人分三十匁の割なり、これを公役銀といふ。土地によりて廣狭一ならざるが故に二十坪を一小間と定む。これを公役小間といふ。表口一間奥 行二十間 後世遂に一の課率となり公費に係る課目をこの小間によりて課するより、これを聞小間といふ。これより町費に一町小間、總町小間、火消小間、祭禮小間の名出づるに至れり。梅花無盡藏、天正日記、慶長日記、慶長見聞集、創業記、當代記、玉露叢、落穂集、落穂集後篇、新益柳營秘鑑、殘集柳營秘鑑、鈴、泰平年表、甲子夜話、誠齋雜記、轟除一得、翟葉漫筆、睡餘操觚、町會所の始末、政安諸事留帳

第三十一章 京都の商業

京師の政江戸に移ると雖も尙典章儀節に至りては公家に存するが故に、禁裏の御料僅に三萬百五十九石一斗九升餘増御料とも にして、公家の領地を合するも一小侯の料に及ばずと雖も、公家の風流は古來の習慣にして服飾器物皆優美なり。是を以て工藝美術品は京師固有の名産となり、毎に時様の流行は京師より發す。又門跡本山の巨刹ありて全國の宗教僧尼を管轄し、信徒の詣拜する者日に絶えず神主は吉田家に就いて官位を受け、藝術者は家元に至りて傳授を受く。こゝに至りて京師の繁榮江戸に亞ぐ。天和元年京師の人口五十萬七千五百四十八人、豊臣氏の時は玄以法印を以て京師を支配せしが、徳川氏に至りては常に重きを京師に置きしかば、二條城を收めて京都所司代を置き、禁裏御所方公家門跡を支配し、五畿内・丹波・播磨・近江八國の公事訴訟を聽かしめ、又人馬宿次證文并に關所手形を出さしむ。慶長五年奥平美作守信昌に命じたるを始とす。これ猶鎌倉の六波羅探題に於けるが如し。市政の事は東西町奉行所を置きて支配せしむ。最初は西町奉行所のみなりしに寛文五年に至り、雨宮對馬守を東町奉行に任じ同じき年八月より兩所奉行を設置す。月番を以て公事訴訟等を取扱ひし事は江戸大坂の町奉行に同じ。諸大名の京師に邸宅を置く者六十八藩に至る。されども衣服器具動作進退皆等級ありて其規に違へば僭越の咎を受く。故に諸大名の京師に入る者甚だ少し。これより先慶長十年嵯峨の巨商角倉了以、大堰川を開鑿して丹波世喜村より嵯峨に到る間始めて舟を通ず。こゝに於て山丹二州の五穀鹽鐵材石等の有無を通じて人民大いに其利を



得たりき。了以また慶長十六年鴨川を堀り大坂舟三條まで入る。これにより米薪以下、下直となりぬ。京師の町人喜ぶ事限りなし、今高瀬川といふものこれなり。さて京師の市街は上古京即ち立賣親九町組、立賣親八町組、上中筋組、下中筋組、上西陣組、下西陣組、聚樂組、川東組、下川東組、上一條組、下一條組、小川組の十二組并に新町合せて八百五十三町、下京即ち上良組、仲十町組、仲九町組、三町組、川西十六町組、巽組、南良組、川西九町組の八組并に新町合せて五百九十八町、上下京合計千四百五十一町と稱す。洛中洛外社寺門前境内町中二百七十八町を除く又市民を代表する者を年寄及び町代とす。年寄は每一町に一人を置きて其町の公事を取扱はしむるものとす。町代は元年寄の代理人なりしにいつしか世襲する事となりて、動もすれば年寄を凌ぐ者あるに至れり。町代は町内より若干の給科を受くる事にて、後には其家名斷絶するも他より買入りて相續し、殆ど一種の株となれり。毎年歳首の禮として年寄二人、町代四人江戸に下りて將軍に拜謁するを例とす。又寛永十一年より町々にて間口相應の役を定め、三萬七千八十六軒より一軒役に付百三十四匁八分二厘づつをいださしむ。これ後世軒役の始にして、延寶の頃に至りては京師の町數千八百五十二町、戸數四萬七千、人口五十萬七千五百人に達す。當時の繁華思ひやるべし。京師の氣習は江戸と異り江戸全盛なるに及びて京師を輕蔑し、粧飭衣服歌舞飲食等凡て上方風といふ。されども西國は猶ほ上方風を用ゐたりき。公家は貴榮を以て武家に誇るも歲入常に乏くして活計に困み、數世の間憤懣を蓄へて時機を待つ者多し。後桃園天皇の時越後の人竹内式部徳大寺家の家來となり、京師に住し、公卿の間に遊び學問を勧めて勤

王を説く事江戸に聞え、徳大寺公誠初十七人の公卿を譴責し式部を逐ふ。その後正親町三條家の家來藤井右門、關東に於て山縣大貳と幕府を排斥して勤王の説を主張す。幕府大貳、右門を殺し式部を流す。これより勤王の論起る。天明三年以後年毎に稔らずして米價騰貴し京師にては其價一石二百五十匁に至る。市人禁裏築地の外を廻り、建德門の前に拜伏して五穀豐穰萬民安泰を禱るもの朝より晩に至るまで群集せしといふ。又天明八年・正月京師大火あり、團栗の辻より發して邸第百三十、社寺九百二十、民家過半延焼し、上皇は後櫻町天皇は林丘寺に幸し給へり。死者二千六百三十餘人、皇宮、仙洞、一條城皆灰燼となりぬ。家齊諸藩に課して皇居を造營し、松平定信其事を主宰す。定信宮闕の狹隘を慨嘆し公卿よりは高辻五條、幕府よりは林信敬、柴野邦彥等を選び、内意を授けて記録に索め史傳に質し、務めて古の制に則らしめぬ。又紫宸殿なる賢聖の障子をも新に意匠を土佐、住吉兩家の畫工に授けて寫さしめたりとぞ。竹内、山縣輩の敗れたる後、上野人高山彦九郎、王室の式微を憤りて勤王説起りたるに安政五年五港を開きて自由貿易を許し、より攘夷鎖港の論起り時政に服せざるの徒、脱藩して國を去り京師に集り公卿の間を遊説して幕府を咎め意に適せざる者は白晝辻切して其首を街頭に梶するに至る。鎖港の勅下りし年、幕府會津藩主松平容保を京都守護職となし、嚴に藩士浪士の入京を糾察せしむ。薩摩、長門、土佐三藩禁闕守護に託して兵を京師に入る。諸藩士、浪士これに混じて入り尋いで東西大藩、陸續入京し物議紛々京師の市人安眠する者なし。朝廷、長門藩の建議により大和に幸して攘夷を幕府に傳へ親征を決せんとし給ひしかど、彈正尹朝

彦親王の奏上によりこれを止め、長門藩の守衛をとかる。七卿遂に長門に趨る。よりて七卿の官位を奪ひ、長門藩士の入京を禁す。元治元年七月十九日長門藩老臣益田親施、國司親相、福原元備等入京の禁を解かん事を乞ひ、遂に宮門に通り、會津、薩摩、桑名、越前、一橋等の兵と戰ひ敗れて走る。彈丸紫宸殿清涼殿に達す。公卿屢々遷幸を奏上するに至る。然れども松平容保きかず、常御殿の様下に侍して護衛し奉りしとぞ。この日九條邸より延焼し京師の市街大半を失へり。市人は初下立賣御門の砲聲をきて四方に離散し京師の騒擾いはん方なし。翌日薩摩藩天龍寺に向ひ、會津藩八幡山崎に向ひ、遂に天王寺の殘賊を亡して還れり。慶應三年冬十月十四日、徳川慶喜大政を返上す。源賴朝霸府を開きしより凡そ七百年にして政權王室に歸す。時人これを王政復古と稱し又維新と稱す。幕府已に廢せられしを以て其置く所の所司代及び町奉行を解散し、京師の市政民事を統轄するものなきを以て、膳所、笛山、龜山の三藩に命ずるに京師市中取締を以てす。三藩假に取締所を三條烏丸の舊教諭所に開き、從前の雜色を使役し市政を管理す。三藩は所謂京師定火消にて皇居及び市中防火の事を掌れるものなり。當代記、羅山文集、溫知柳營祕鑑、上立賣親町由來略記、竹橋餘筆別集、百卿露、職制錄、晚翠樓雜錄、元治元年京圖、田中氏筆記、京都府沿革志

第三十二章 大坂の商業

大坂は攝津國東成郡西成郡の二郡に誇り、東西一里三町南北三十四町の一大市街にして、天正十一年豊臣秀吉のこの地に大城を築くに及びて、村落の田圃を開き堺の富戸を移して大いに市街を起しつかば、諸國の商沽も集り來りて一時殷賑を極めしも、慶長元和二役の爲商沽四方に離散して市

街殆ど荒廢し、藁葺竹籬の疎屋を處處に見るに至れり。然るに元和元年松平下總守忠明の封を此地に受くるに及びて銳意力を市政に盡し、勉めて流離の人民を招集し、絲割符の元締を以て町々の年寄となし、殊に安井道頓をして東西横堀の間に家屋を建設せしめて伏見に居住せる二百餘町の市民を移し、尋いで東横堀より木津河口に到る所の荒蕪地を道頓に與ふ。よりて道頓南横堀を疏通す。其兩側に許多の家屋を建つ、これを今の道頓堀とす。元和五年忠明を大和の郡山に移封し、幕府これ直轄するに及びて内藤紀伊守信正を以て城代とす。これより常に城代一員を置きて畿西の四道二島を管せしむ。大抵一萬石以上のものにして人馬宿次證文井に關所手形を發すること、京都諸司代に同じ。又其下に東西の町奉行を置き町方元締を總年寄となし、これに官金を無利子にて貸し與へ、小民より質物を取り、金融を助くるの用に供せしむ。其後寛永十一年秀忠自ら大坂城に臨み、市中一般の地子銀を免除せしが如き大いに大坂の商業に保護を與へしかば、大坂市民は鴻恩を無窮に傳へんとて鐘樓を上町矢倉筋の高地に建て十二時を報せしむ。其後寛文年中石丸石見守定次の東町奉行たりし時、頗る市政に盡力し、商家に問屋を設け荷物の流通を迅速ならしめ、營業に成規を立て仲間の信用を厚からしめ、又大小兩替屋を置き手形の流通を盛にして金融の便利を助けしめ、また延賣買の法を始め金銀相場立の制を興す等、商業上に利益を與へること少からざりき。こゝに於て遠近の商沽移住するもの甚だ多く、商運次第に進歩し、寛永二年には二十七萬九千六百十人なりしも、寛文九年に至り四十萬七千三百四人の多きに至れり。大坂のかく繁昌するや、問屋、仲買小賣、牙僧の區別もいよ／＼確立し、互に商域を守りて他の營業を害することなく、徳義と信用の

二つは大坂商人の特有性となれり。されば萬治中、大坂の一商人銀子借用狀に「萬一此銀子返済いたし不申事に候はゞ人中に於て御笑被成候共其節一言申分無之候」と認めたる。此一事にてもいかばかり大坂商人が廉恥を重んぜしかをしるべし。又大坂の地たるや、天正十二年以來東横堀、阿波座堀、江戸堀、京町堀、立賣堀、長堀、海部堀、土佐堀、薩摩堀、西横堀等を開鑿せしも、河身常に淤塞し雨水漲溢す。よりて元祿元年河村瑞賢に命じ、九條嶋の中間を開鑿して、一道の新河を通じ、直に海に達す。長一千丈廣三十餘丈、これを安治川といひ、又泥土を積みて山を築き瑞賢山といふ。後天保二年安治川口に天保山を築き航客の標目とす。安治川を堀るや上下難波村堂島御池通等を市中に編入し、同じき十一年には堀江幸町、古川富島舊名佛島等を開き、寶永五年には曾根崎三町を開き、延享五年には高津新地九町南瓦町等を開き、其後に至りては又難波新地をも開くが如く屢々郊外の土地を市區に編入したりしも、諸大名の物産は大率この地に運送して販路を求めるの状勢なれば、年々四方より集り來りて尺寸の地を争ふに至れり。當時市區を南組、北組、天満組に分ちこれを總稱して大坂の三郷といふ。町數凡て六百五町、江戸の如く總年寄十四人を置き、三郷中萬般の事務を支配せしめ、其下に町年寄を置きて一町内の事務を掌らしむ。元祿、享保の際江戸の交通大いに開け江戸には十組の問屋を設け、大坂には二十四組の問屋を結び互に氣脈を通じて貨物運送の便を求む。これを菱垣廻船とす。大坂の商業は年を逐うて進歩し、正徳年中には諸問屋五千六百五十五人、仲買人八千七百六十五人、諸商業二千三百四十三人、諸職工九千九百八十三人、城代附用達四百八十一人、諸藩用達四百八十三人なりき。當時商況の盛なるを知るべし。其後天明四年に

至り、先に設けし二十四組もいよ／＼株式となり、年々冥加金を上納するに至れり。文化年中には商民一般に富裕を極め、全國の物産は皆大坂に集り、然る後諸方に輸出するの勢をなせり。これを大坂の黃金時代ともいふべきか。其後天保八年二月饑饉に乘じ、天満東組與力大鹽平八郎、細民を招集して亂を起し、天満屋敷に火を放ちて百廿町餘を焼拂ひ、諸大名の藏屋敷町家を合せて一萬八千二百五十軒餘を烏有に歸せしむ。當時商沽の害を蒙ること最も多かりきとぞ。其後天保十二年組合仲間の制を解き、株鑑札の制限を廢し、輸出入の物産は問屋の手を経ず直賣買となし、廻船貨物は荷主船主の相對に任すに至れり。然るに幕府は又嘉永四年三月に至り組合の制を復し、唯冥加金上納及び仲間人員を限ることを止む。この時或は分離し或は合併し、其稱呼の變換はこれありと雖も、大抵文化以前の法に基き嚴肅なる商業の法規を確定して、維新の際に至るまで著しき變順を見ず。慶應の末年兵馬騷亂の際各商家組合手形流通法に至る迄これを破壊し、三百年來の商業組織全く地を拂ふに至れり。これを要するに大坂の繁榮は諸國の大名其國の物産を大坂に輸送し、これを販賣して收むる所の代金は直に其國に回送せずして常に掛屋減元等に預け置き、入用の時これを取出すも多くは大坂に於て需要品を買入るゝ資財に充つるものにして、地方荷主の積来る貨物も亦これと同様に其賣拂ひたる代金にて地方萬般の需要品を買入れて積歸るが故に、大坂の金銀は流通運轉するも曾て境外を出づるもの少く、加之兩替屋を置きて種々の手形を發行し金融の便を謀りしかば、其運用の伎倆によつて一萬兩の資本金は五六萬兩の融通をなし、爲に金融上の利子は甚低廉にして凡て商工の營業に使用する資金は年五六分なりきと云ふ。當時商業の中心を占め日本全國の經

濟を左右せしも亦偶然の事にはあらざるなり。譜翰譜、諸役代々記、山里の塵、米商舊記抄錄、舊幕府大坂市政、大坂商業舊聞調、大坂商業慣習錄、大坂商業志、大坂商業沿革調

第三十三章 各藩城市の位置

關原大坂二役以來、或は削られ或は奪はれ舊族に存するもの、山陽山陰に毛利、京極、淺野、池田、堀尾、四國に生駒、山内、蜂須賀、加藤、富田、鎮西に島津、鍋島、立花、松浦、大村、五島相良、宗、伊東、秋月、黒田、細川、田中、奥羽に最上、伊達、南部、上杉、佐竹、蒲生、北陸に前田あり。皆其國に自主す。これを外様大名と云ふ。既にして家康六子義直を尾張名古屋に七子賴宣を紀伊和歌山に季子賴房を常陸の水戸に封す。これを三家と稱す。又秀康の子忠直を越前福井に封す、これを家門と稱す。井伊、藤堂、榎原、本多、酒井、奥平の徒これを譜第大名と稱し、幕府の政務を執らしむ。又譜第大名より成瀬、竹腰を尾張に水野、安藤を紀伊に中山を水戸に附屬して其政を助けしむ。又諸國主の家老にして受領を得るもの加賀に本多、長、横山、毛利に吉川、細川に長岡、島津に北郷、仙臺に片倉、肥前に本多、阿波に稻田の類あり。數萬石を食みて國主の下に隸す。幕府の領地は天料と稱し、紀伊、尾張、大隅、薩摩、壹岐、対馬、備前、因幡、伯耆、阿波淡路、土佐、伊賀、加賀、越中、安藝、周防、長門、若狭、出雲、志摩の二十一國を除き其他の國には大抵天料ありて、其武藏、相模、上野、下野、上總、下總、常陸、安房、伊豆、甲斐、出羽、陸奥を汎稱して關東御料といひ、山城、大和、攝津、河内、和泉、近江、丹波、播磨を五畿三州御料といひ丹後、但馬、備後、備中、美作、伊豫、讃岐、駿河、遠江、三河、伊勢、美濃、越後、越

前、能登、飛驒、信濃、佐渡、石見、隱岐、肥後、肥前、筑前、筑後、豐前、豐後、日向を汎稱して上方御料といふ。凡て四十七國に亘り、其樞要の地には奉行を置き、其他は代官を置きて支配し、勘定奉行にてこれを統轄す。大は十餘萬石、小は六七萬石、諸藩と大牙參錯す。其封建の制は唐の孔穎達の議を參取したるものなりとぞ。

五畿内は豊臣氏の故地にして大抵幕府の直轄に歸し、京都に所司代を置き、大坂に城代を置いて、關西を控制し、山城伏見二百六十三町六千五百五十六軒、大和奈良百二十五町五千五百二十軒、和泉堺三百五十六町五千六百四軒等の地に奉行を置く。さて山城に淀十萬二千大和に郡山十八石柳澤氏、大和に郡山十五萬千二百八石植村氏、高取二萬五千和泉に岸和田石岡部氏、高櫻三萬六千三田三萬六千其他櫛羅、芝村、柳本、小泉、柳生、丹南、狹山、伯太、麻田の各藩ありと雖永井氏、高九鬼氏、大藩と稱すべきものは淀、郡山の二藩に過ぎず。東海道には駿河府中に城代を置き、甲斐の府中に勤番を置く。この外伊勢山田に奉行を置き、伊豆下田、相模浦賀に番所を置く。さて伊勢に安濃津三十二萬三千九百五十石藤堂氏、三河に吉田七萬石河内氏、久居五萬三千龜山六萬石桑名松平氏、西尾六萬石岡崎五萬石松平氏、大西尾六萬石岡崎五萬石桑名松平氏、相模に小田原十二萬三千百二十石大久保氏、武藏に忍十萬石川越八萬四百石松平氏、上總に久留里三萬石黑田氏、下總に佐倉十一萬石堀田氏、

氏古河八萬石土井氏、關宿四萬八千石久世氏、常陸に水戸三十五萬石徳川氏、○松岡二萬五千石中山氏、土浦九萬五千石土屋氏、笠間八萬石牧野氏、其他長島、神戸、薦野、擧母、菟屋、田原、西大平、西端、相良、小島、萩野山中、岩槻、岡部、金澤、勝山、館山、飯野、佐貫、鶴牧、請西、一宮、多古、結城、高岡、小見川、生實、麻生、府中、宍戸、下館、牛久、下妻あり、東山道には下野の日光、近江の大津、信樂に代官を置き箱館に奉行を置く。さて近江に彦

根(二十五萬石)膳所(六萬石)水口(二萬五千石)美濃に大垣(十萬石)郡上(四萬八千石)高須(三萬石)岩村(三萬石)信濃に松代(松平氏)加納(石永井氏)岩村(三萬石)信濃に松代(松平氏)会津(二十八萬石)會津(石松平氏)一本
 石井伊氏所(本多氏)水口(石加藤氏)美濃に大垣(十萬石)郡上(石青山氏)高須(三萬石)岩村(三萬石)信濃に松代(松平氏)加納(石永井氏)岩村(三萬石)信濃に松代(松平氏)会津(二十八萬石)會津(石松平氏)一本
 滝田氏(十萬石)松木(六萬石)上田(五萬三千石)高遠(三萬三千石)高島(三萬石)上野に前橋(十七萬石)高崎(八萬二千石)沼田(三萬五千石)安中(三萬石)板倉氏館
 林(六萬石)下野に宇都宮(七萬八百石)壬生(三萬石)烏山(三萬石)大陸奥に仙臺(六百石)伊達氏盛岡(二十萬石)會津(二十八萬石)會津(石松平氏)一本
 松(十萬石)松木(六萬石)上田(石藤井氏)高遠(石内藤氏)高島(三萬石)上野に前橋(松平氏)高崎(石松平氏)沼田(石土岐氏)安中(三萬石)板倉氏館
 前松(石丹羽氏)弘前(津輕氏)棚倉(阿部氏)白川(十萬石)中村(六萬石)三春(五萬石)磐城(三萬石)福島(三萬石)高崎(石松平氏)沼田(石土岐氏)安中(三萬石)板倉氏館
 氏出羽(前松)久保田(二十萬五千石)米澤(十八萬七千石)莊内(十七萬石)松山(二萬五千石)新莊(六萬石)上山(三萬石)藤井氏山形(五萬石)其他
 大溝、西大路、山上、宮川、三上、苗木、高富、飯山、飯田、小諸、田口、須坂、岩村田、伊勢崎
 小幡、吉井、七日市、足利、黒羽、佐野、茂木、吹上、大田原、八之戸、黒石、泉、守山、湯長谷、
 下手渡、天童、本庄、龜田、長瀬あり、北陸道には越後新潟佐渡相川に奉行を置く。さて若狭に小濱
 十萬三千五百石)越前に福井(三十二萬石)丸岡(五萬石)大野(四萬石)西鯖江(四萬石)加賀に金澤(百萬石)大聖寺(十萬石)越中
 八石酒井氏)丹後に宮津(七萬石)本庄(十五萬石)田邊(三萬五千石)但馬に出石(三萬石)因幡に鳥取(三十二万石)仙石氏新發田(十萬石)村上(五萬九千石)新發田(十萬石)出雲に松江(十八萬石)廣瀬(三萬石)石井氏
 に富山(十萬石)越後に高田(神原氏)長岡(七萬四千石)村上(石内藤氏)新發田(講口氏)松堀氏
 興板、清崎、黒川、三日市、三根山あり、山陰道には丹波に龜山(五萬石)筭山(六萬石)福智山(三萬石)千石見に濱田(六萬千石)津和野(四萬三千石)其他綾部、柏原、山家、峯山、豊岡、母里あり、山陽道には幡磨に
 姫路(十五萬石)明石(八萬石)十萬石)龍野(五萬千石)但馬に出石(三萬石)因幡に鳥取(三十二万石)仙石氏新發田(十萬石)出雲に松江(十八萬石)廣瀬(三萬石)石井氏
 酒井氏)丹後に宮津(七萬石)本庄(十五萬石)田邊(三萬五千石)但馬に出石(三萬石)因幡に鳥取(三十二万石)仙石氏新發田(十萬石)出雲に松江(十八萬石)廣瀬(三萬石)石井氏
 に福山(十一萬石)安藝に廣島(四十二萬石)六石城主(石城)周防に徳山(四萬石)長門に萩(三十六萬石)府中(五萬石)城主(毛利氏)其他赤穂、三日
 月、山崎、林田、小野、安志、三草、勝山、庭瀬、新見、岡田、淺尾、清未あり南海道には紀伊に和
 歌山(八十五萬五千石)德川氏○田邊(三萬八千石)阿波に徳島(二十五萬七千石)讃岐に高松(十二萬石)丸龜(五萬石)伊豫に宇
 石島津氏)薩摩に鹿兒島(六十萬五千石)琉球分十石)島津氏對馬に府中(十萬石)其代佐伯、府内、森、鹿島、五島、人吉あり
 月の調に據る)今又十萬石以上の城下を舉ぐれば畿内に淀、郡山、東海道に名古屋、水戸、安濃津、
 桑名、小田原、佐倉、忍、東山道に仙臺、會津、彦根、久保田、盛岡、米澤、莊内、前橋、二本松、
 大垣、松代、弘前、棚倉、白川、北陸道に金澤、福井、高田、小濱、富山、大聖寺、新發田、山陰
 道に鳥取、松江、山陽道に廣島、萩、岡山、姫路、福山、津山、南海道に和歌山、徳島、高知、高
 松、宇和島、西海道に鹿兒島、熊本、福岡、佐賀、久留米、小倉、柳川、中津あり。これを要する
 の然らしむる所なきにあらず。故に奥州の一大城下にして、却て中國の一小城下に及ばざるものあり、又全く城下にあらざる市街にして商業地たるものあり、即ち美濃岐阜、伊勢松坂、四日市、近江
 大津、長瀬の如きこれなり。温知柳營祕鑑、殘集柳營祕鑑、職制錄、治所一覽、萬石以上分限帳、郡國城塲記、諸侯要覽

第三十四章 貨幣藩札井に度量衡

徳川家康も亦織田豊臣二氏の例に倣ひ、慶長六年後藤四郎兵衛に命じて大判金を作らしめ墨書き判せしむ。又銀位を定めて丁銀の通用を命ず、皆大黒屋常是の極印を用ゐらる。慶長十一年銅錢を鑄る。文を慶長通寶といふ。同じき十四年永樂錢通用を停止す。然れども尙錢貨を選ぶ者ありしかば秀忠元和二年惡錢定の外選ぶものには其面に火印すべき旨を令し、同じき三年銀銅錢を鑄る、文を元和通寶といふ。家光も亦、寛永十三年土井大炊頭利勝に命じ、近江坂本井に江戸に於て銅錢を鑄る、文を寛永通寶といふ。家綱の時寛文八年京都大佛銅像を毀ち寛永通寶錢を鑄る、背面に文の字あるを以て俗にこれを文錢といふ。松平信綱の在職中計畫せし所なりとぞ。綱吉に至り大いに奢侈を極め國用缺乏せしかば勘定奉行荻原重秀種々收斂の法を始むれども其缺乏を補ふこと能はず、遂に元祿八年銀銅鉛錫を雜へて新金を製す、黃金の眞色を失ひ鎰石の如し。新金既に純金にあらずして偽造し易し、よりて偽造の罪人多くいて、磔刑に處せらるゝに至る。市人も亦新金既に純金にあらざるを賤み物價騰貴し天下これを苦む。當時鑄造せし所のものは大判金、小判金、歩判金、丁銀、豆板銀等にして、金銀共に元字の極印あるを以て世にこれを元字金銀といふ。又元祿十年始めて二朱金を鑄り一步半金の半を以て通用せしむ。寶永三年丁銀、豆板銀を改鑄して古銀と交換せしむ、これを寶字銀といふ。同じき五年大錢を鑄る、銅錢にして文を寛永通寶といふ。大錢の一以て他錢の十に充てしむ。同じき六年に至りこれを停止す。同じき七年小判金、歩判金を鑄る。判金の文に乾の字ある故にこれを乾金といふ。家宣初純金を以て鑄造するの意思ありしが其原料の俄に得難きを以て一時元字金を鑄して雑物を去り、其形を小にせしかば其重舊貨の半に及ばず、市人また

これを嫌ふ。家繼に至り正徳四年小判金、歩判金、丁銀、豆板銀を改鑄す。これを新金銀といふ。これよりさき家宣貨幣の疎悪を憂へ群臣をして種々議を盡さしめ、又日本橋に高札を建て庶人の意見を問ひ、其議略決定し居りしを以て家繼其遺志を繼ぎたるものなりとぞ。吉宗の時享保元年小判金、歩判銀を改鑄し、同じき十年元祿大判の疎惡なるを以て、慶長大判の位に復し、元文元年小判金、歩判金、丁銀、豆板銀を鑄る、これを文字金銀といふ。同じき四年鍋錢を以て錢を鑄る。これを鍋錢といふ。背面に小字あるものは本所小梅にて鑄りたるもの、又足字あるものは野州足尾にて鑄りたるものなり。皆寛永通寶の文を書す。家治の時明和二年五匁銀を鑄り、又龜井戸に於て鐵錢を鑄る。同じき五年銀座にて貞鎰を以て寶永通寶を鑄る。一以て他錢の四に充てしむ。安永元年始めて二朱判銀を鑄り、八個を以て一兩に充つ。家齊の時文政二年小判金、草文字丁銀、豆板銀を鑄り、又始めて眞草字二體の二歩銀を鑄り、二個を以て一兩に充つ、皆極印の字體によりて其稱を異にするのみ。同じき七年始めて一朱判金を鑄り十六個を以て一兩に充つ。又天保六年橢圓形の銅錢を鑄る、文を天保通寶といふ。一以て百に充て通用せしむ。同じき八年小判金、歩判金、二朱判金、五兩判金、丁銀、一步判銀を鑄り、同じき九年大判金を鑄るこれを保字金銀といふ。家定の時、安政三年二朱判金を鑄りしが、同じき六年家茂將軍となり、小判金、歩判金、二朱判銀、一朱判銀、丁銀を鑄る、これを正字金銀といふ。家茂また萬延元年大判金、小判金、歩判金、二朱金、一朱金を鑄る、これを萬延新金といふ。また文久三年銅錢を鑄る。文を文久永寶といふ。一以て他錢の四に充て通用せしむ。

江戸將軍執政時代金銀貨幣發行表

發行者	大判	小判	一步判金	二朱判金	二步判金	一朱判金	五兩判金
家 康	六慶	年長	五慶	年長	五慶	年長	—
家 繼	吉 宗	十享	年保	元 元	四正	七寶	八元
家 定	吉 宗	十享	年保	元 元	年德	年永	年祿
家 茂	吉 宗	十享	年保	元 元	元 元	正寶	正寶
網 吉	家 康	元 萬	年延	萬延	文政	天保	元
八元	六慶	年長	元年	六年	八年	八年	年祿
年祿	豆板銀	六慶	豆板銀	六年	八年	八年	年祿
年祿	五匁銀	年長	五匁銀	六年	八年	八年	年祿
年祿	二朱判銀	—	二朱判銀	元萬	三天	年保	—
年祿	一朱判銀	—	一朱判銀	元萬	同文政	七文	—
年祿	—	—	—	元年	一年	年政	八天
年祿	—	—	—	年延	年延	年保	年保

家 治	家 宣	吉 宗	吉 宗	吉 宗	吉 宗	吉 宗	吉 宗
家 宣	正寶三年						
家 齊	天保八年						
家 齊	三文	元元	元元	元元	元元	元元	元元
家 慶	年政	年文	年文	年文	年文	年文	年文
家 慶	六安						
家 茂	六安	年政	年政	年政	年政	年政	年政
家 茂	年政						

元祿年中、甲金を元祿金に改鑄し、甲金の利用を停む。甲府の人民甚これを不便とせり。甲府は松平吉保の領地なれば吉保、甲金の通用を官に請うてこれを改鑄し、元祿金と貨質を同うす。其金貨に安字の記あり、故に人これを甲安金といふ。正徳四年吉里官に請うて新金を鑄る。其金質中金に優れり。故にこれを中安甲金といふ。其後享保六年新金を鑄る、銀料を加へて品位やゝ下る。其金貨に重字の記あるが故に、又これを甲重金といふ。以上の甲金は皆一步、二朱、一朱の三種なりき。加賀も利家以來金坑を開きて貨幣を鑄造せしが、利長に至り慶長十六年越中國新川郡龜谷の銀坑を開き、又寛永の末加賀國石川郡倉谷山の金坑を開きしかば、彦四郎治郎兵衛をして一步金、丁銀、花降銀等を鑄造せしむ。明和五年水戸藩幕府の許可を得て一年十萬貫を限り、三年間鐵を以て寛永通寶錢を鑄る。天明四年仙臺も亦幕府に請うて鐵錢を鑄り五年間領内に通用せしむ。其形撫角にし

て文を仙臺通寶といふ。其他長崎箱館に於ても幕府の許可を得て鑄造したりき。

藩札は寛文年中、越前守相徳川忠昌が一時救急の策を以てこれを製造したるに始まる。其後元祿以來諸藩一般に奢侈に流れ國用缺乏せしかば、幕府の許可を得て藩札を發行するもの俄に増加し、寶永四年諸國の札通用を停止するに至る。然れども種々の事情ありて、享保十五年前より通用の所は用ゐるべきよし令せられしかば、郡山、岸和田、神戸、赤穂、津山、丸龜、岡山、福山、山口、徳島、豊津等の諸藩續々發行するに至れり。嘗て荻生惣右衛門郡山銀札の銘を作りて曰く、不須權衡、可通貿易、不依重裝、而超四方、五尺之童入市亘欺瞞、千乘之國爲民開利源、寶鈔之德義大矣哉。又天保以來國事多端にして藩札を發行するもの益々増加し、これまで一度も發行せざりし鹿児島藩の如きも關門外四郷の如き土地を有し他藩と犬牙錯雜し、藩札を發行するの必要を感じ、松木弘菴の翻譯せる印刷術の書により、始めて西洋機械を以てインキ摺の札を發行するに至れり。

明治四年七月鹿藩の令下るや藩札悉皆政
府の負債となり新紙幣を以て交換せらる

家綱の時始めて絹布の丈尺を定め、絹は幅一尺四寸布は一尺三寸とし弁に三丈四尺を以て一端と定めしが、其後寛文五年鯨尺の二丈六尺を以て一端とし吳服には悉く鯨尺を用ゐしむ。吉宗尺度の長短一ならざるを憂へ、紀伊熊野の神庫に藏めたる大寶の小尺を得て模造し、日景を測るの用に供す。これを享保尺といふ。また近江伊吹山にて堀出したる念佛搭婆に刻みたる尺度を模造したるを念佛尺といふ。又尺度の職人又四郎が工匠の爲に作りたる曲尺を又四郎尺といふ。享保尺より
又四郎尺より
又四郎尺より
又四郎尺より又寛政年中、有名の測量家伊能忠敬が享保尺と又四郎尺とを折衷して作りたるを折衷尺といふ。又四郎尺より
又四郎尺より

其一尺は表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當る

德川氏の世にはかくの如く四種の曲尺あり、又工匠の曲尺の背に刻する裏尺其一尺は表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當るあり、又足袋屋にて用ゐる足袋尺曲尺の八寸を一尺とす等の私尺ありしとぞ。又寛永の始量法を改めて方四寸九分深二寸七分とす。然れども江戸升になほ不同ありしかば寛文九年町年寄樽屋藤右衛門に命じて新升を頒たしむ。よりて樽氏を樽座と稱して専ら其事を行はしむ。權衡には權座を置き、東三十三國は守隨彦太郎の秤を用ひ、西三十三國は神谷善四郎の秤を用ゐしむ。又屢々役員を諸國に遣して検査をなさしめしとぞ。又斤量に種々の稱あり、百六十匁を唐目一斤といひ、百八十匁を大和目一斤といふ。此外茶に宇治目二十華種に沈香目二百三目あるが如し。貨物事略、折焼柴の記、駿臺雜話、經濟錄、三王外記、三永鑑、南路志、一話一言、家傳史料、誠齋雜記、叢餘一得、金銀圖錄、金銀圖錄、三州貨物錄、國家金銀錢譜、天明令典

銀錢沿革考、泰平年表、本朝度量衡略說、地方新書、吹塵錄

第三十五章 驛傳及飛脚業

天正十八年徳川家康の關八州を得て江戸に入るや、寶田村及び千代田村の農民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を率ゐてこれを迎ふ。家康依りて道中傳馬役を命じ、且つ其繼飛脚給米として武藏國豊島郡高田村にて高十二石三斗六升の地を給す。其後文祿元年一夫の擔量を定めて拾貫目とし一駄の駕量を三十貫とす。家康慶長七年天下の政權を握るに及びて驛路の事奈良屋市右衛門、樽屋三四郎二人をして司らしむ。公用の傳馬駄馬皆この二人發する所の傳符を以てこれを出さしむ。慶長九年織田右府の遺志を繼ぎて諸道を修め、三十六町毎に五間四方の一里塚を築かしむ。慶長十六年傳馬法を令し江戸日本橋より品川まで上下駄賃は荷物重さ四十五貫目

を一駄とし京錢廿六文板橋まで三十文とし人足貢を其半とす。其後元和三年東海道路次の領主代官に令して木錢は京錢四文馬一匹八文とし、其旅舎の薪柴を用ゐざる者は其半を減ぜしむ。寛永十二年武家諸法度を定めて諸國道路橋梁を修め驛馬舟楫を備へしむ。萬治二年始めて大目付高木守久を道中奉行に任す。この後は大目付勘定奉行の兩職各人をしてこれを兼任せしむ。徳川氏に至り東海道、中山道、日光、奥州、甲州を五街道と稱し、東海道は江戸、京都間に品川、川崎、神奈河、保戸谷以上戸塚、藤澤、平塚、大磯、小田原、箱根以上相模三島伊豆沼津、原、吉原、蒲原、由比、興津、江尻、府中、丸子、岡部、藤枝、島田、以上駿河金谷、日坂、掛川、袋井、見附、濱松、舞坂、新居、白須賀遠江、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、知鯉鮒、以上三河鳴海、熱田、以上尾張桑名、四日市石薬師、莊野、龜山、關、坂下、土山、水口、石部、草津、以上武藏大津近江の五十三驛を置き、又伏見、淀、枚方、守口の三驛を置きて大坂に通す。又中山道には江戸、京都間に板橋、蕨、浦和、大宮、上尾、桶川、鴻巣、熊谷、深谷、本莊、以上武藏新町、倉賀野、高崎、板鼻、安中、松井田、坂本、鹽尻、洗馬、本山、熱川、奈良井、籾原、宮腰、福島、上松、須原、野尻、三留野、妻籠、馬籠、以上信濃落合、中津川、大井、大久手、細久手、御獄、伏見、太田、鶴沼、加納、河渡、美江寺、赤坂、垂井、關原、今須、以上美濃柏原、醒井、番場、鳥井本、高宮、愛知川、武佐、守山、以上近江の六十七驛を置き守山より草津に至りて東海道に連絡す。日光街道には江戸、日光間に千住、草加、越谷、杉戸、栗橋、以上武藏中田、古河、以上下總野木、間々田、小山、新田、小金井、石橋、雀宮、宇都

宮、下徳次郎、中徳次郎、上徳次郎、大澤、今市、鉢石、以上下野の廿一驛を置き又奥州街道は日光街道の宇都宮より分れて白河に至る其間に白澤、氏家、喜連川、佐久山、太田原、鍋掛、越婢、蘆野、以上下野、白坂、白河、陸奥の十驛を置く。甲州街道には江戸甲府間に内藤新宿、下高井戸、上高井戸、國領、下布田、上布田、下石原、上石原、府中、日野、横山、駒木野、小佛、以上武藏小原、興瀬、吉野、關野、相模、上野原、鶴川、野田尻、犬目、下鳥澤、上鳥澤、猿橋、駒橋、大目、下花吹、上花吹、下初狩、中初狩、白野、阿彌陀海道、黒野田、駒飼、鶴瀬、勝沼、栗原、石和、甲府、以上甲斐の三十九驛を置き又別に韋崎、臺原、教來石、葛木、金澤、上諏訪の六驛を置きて中山道の下諏訪に連絡す。この他の街道を脇往還と稱し東海道の四日市より伊勢山田に至るを伊勢路といふ。又尾張の岩塚より佐屋へいで桑名へ渡りて東海道に連絡するものを佐屋路といひ、名古屋より大垣へいで中山道の垂井に連絡するものを美濃路といふ。又大坂より豊前小倉に達するものを中國道といひ武州葛飾郡新宿より、下野金崎に達するものを水戸佐倉道といふ。又武藏、相模、遠江、下總、信濃、越後等の要所に關を置く。殊に東海道の箱根、今切、中山道の碓氷、福島、甲州街道の小佛を重しとす。關を越ゆるには必ず手形を要し、關所を忍びて通行せしものは重追放に處し脇道を越えし者は其所において磔刑に處す。案内をなしたるものも亦同罪とす。東海道の酒匂、興津、安倍、大井の四川には舟を置かず必ず歩涉せしむ。ことに大井川を第一とす。故に往來の人島田、金谷の川越所に至り割符を取りて八人掛の臺に乗るものあり、又肩車にて渉るものありて混雜を極むといふ。又五街道宿驛の人馬を定め東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光、奥州、甲州道は

廿五疋廿五人とす。殊に公卿門跡には朱印證文を與へて其人馬を給せしむ。諸大名の江戸に參觀交替するや、小藩は數百人大藩は數千人を從へ函簿には槍、薙刀、挾箱、臺弓、鐵砲鎗、茶辨當、牽馬華美を競ひて往來し驛門に填咽し前發後起數日絶えず濫に入馬を使役するに至る。こゝに於て荷物改所を東海道の品川、府中、草津、中山道の板橋・追分、洗馬、日光、奥州道の千住、宇都宮、甲州道の内藤新宿に置き、本馬一駄乗廿貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目、長持一棹三十貫目、六人掛掛乗物一挺、六人山乗物一挺、四人掛宿駕籠一挺、一人掛具足櫃一荷十貫目、二人掛挾兩掛箱一荷九貫目、一人八分掛合羽籠一荷七貫目、一人四分掛竹馬一荷四貫目、一人掛挑灯籠一荷三貫目とす。又幕府は年々繼飛脚給米及び問屋給米を給し各驛の地子を免じ時々金員を貸與して大いに保護せしが遂に元祿年間に至り五街道筋宿驛近傍一二里の諸村に徭役を課して定助郷と名づけ又五六里以上十里内外の諸村に課するものを加助郷と名づけて宿驛助成の傳馬役夫を出さし奉行はクモスケ、ゴマノハイを捕縛せしめしも、尙無籍の惡漢諸道を徘徊して頻に旅人に就て買路錢を要求し、若しこれを與へざれば鬭争を挑み、或は黨を結びて傳舍に亂入し瓦礫を擲ち、燈火を滅するに至る。人若し之を拒めば什器を破毀し簿冊を劈き金錢を強奪す。或は山野に埋伏して婦幼を拐帶し、或は路上を横行して旅人運搬の荷物に闘争して酒錢を強請する等一も憚る所なし。然るに宿驛其後患と訴出の費用を恐れ、却つて惡漢を庇護し捕吏の来るものあれば羈にこれを避逃せしむ。こゝに於て寶曆八年惡漢を隠匿する者を重罪に處せしむ。されどもこの弊は幕府の世を終るま

で止まざりしとぞ。江戸幕府に至り驛傳の法大いに備りしも公書荷物一名及び役人の旅行公用物の遞送に過ぎずして一般の人民に至りては未だ全く其利益を受くる事能はざりしに、飛脚の營業起るに及びて始めて書狀荷物遞送の便を得たりき。

初元和元年、大坂城定番の諸士東海道各驛の驛長と議し、其家隸を以て飛脚となし、毎月三度八日を限りて東海道を往復す、人呼びて三度飛脚といふ。これを三都定飛脚の濫觴とす。其後大坂の商沽等これに倣ひ飛脚を以て業となす者ありしと雖も、皆其名を大坂在番諸士の下卒に藉り、其法被を服し雙刀を帶びて路次の賊難に備ふ。如此してこの法を營むこと二十餘年、遂に寛文三年に至り、三都商沽等相議し、新に町飛脚問屋抱宰領と稱して始めて賣人の旅裝をなす。當時大坂飛脚の江戸に着するや、各其旅亭の戸外に於て筵席を敷き書狀及び貨物を排列して路人の縱覽に供す。若し自己の姓名を認る者あらば、飛脚に乞うてこれを領し、且つ其歸便を問ひて復書を投げるを常とす。この年町飛脚東海道通行の日程を定めて公私別なく毎月二日、十二日、廿二日を以て發す、人又呼びて三度飛脚とす。寛文十一年、大坂飛脚商等江戸同業者と相議し始めて兩地商沽の金銀遞送をなす。依りて金飛脚の招牌を掲ぐ。其後組合中月番を定めてこれを擔當し、名づけて手板組といふ。當時此組合に同盟するもの十四人各人銀百枚をいだして其資金に充つ。元祿十一年、三度飛脚問屋ありと雖も定期發着をなさず、時々公用物の遞送を遲滞するを以て大坂町奉行安藤駿河守、飛脚總問屋十六人に諭し、毎日順番を以てこれを發せしむ。其組合を定めて順番仲間といふ。又路次日限を定めて五日、六日、七日、八日の四種に分つ、正徳五年江戸若狭屋忠右衛門、東海道歩行飛

脚を始む。享保三年紙屋平左衛門、飛脚問屋を上州高崎に開く。同じき九年上州屋傳右衛門、飛脚問屋を陸奥福島に開く。同じき十四年島屋佐七、飛脚問屋を上州伊勢崎に開く。同じき廿年近江屋五兵衛、飛脚問屋を上州藤岡に開く。これより諸國に於て續々飛脚問屋を興し、以て通運の便を開くに至れり。元文四年大坂飛脚問屋柳屋嘉兵衛、柳屋早飛脚を始む。路次騎馬を以て往復す。時人呼びて通馬早飛脚といふ。寛保二年手板組飛脚商相議して東海道及び中國筋金銀遞送法を改正し、江戸大坂間金百兩貨銀十一匁、銀一貫目貨銀七匁、荷物一貫目貨銀六匁とす。延享元年、江戸飛脚商、近江屋嘉平次、島屋佐右衛門、江戸屋吉郎兵衛等官准を得て擢状急便を發す。これよりさき江戸若狭屋忠右衛門、登早馬繼飛脚を開き、路次停渡に遇へば其駄中より急用に係る書状行李を拔擢し、別に急脚に付し宰領尾行してこれを點検するの法ありしが、官准を経ざりしを以て寛保二年禁止せらる。よりて近江屋等其法に倣ひ駄中より急便を擢出し、晝夜の別なく、遞夫三人を以てこれを送る。大坂柳屋彦兵衛發する所の馬早飛脚組合の如きも、亦其迅速なるを稱して其急便物を以てこの擢状便に託するに至る。延享三年、島屋佐右衛門、陸奥福島京都間を往復する荷物の保険及び金銀爲替を開く。天明二年始て定飛脚問屋の株式を許し、其冥加金とし、毎年五十兩を納めしむ。江戸飛脚商等相議し新に官准を得て大坂定飛脚問屋と稱す。文化元年大坂の綿弓弦問屋、松屋甚四郎の手代源助・行商を以て諸國を歴遊し旅舍待遇の厚薄に注意し、其主人甚四郎及び江戸鍋屋甚八と相謀り旅舍舊來の弊を除かんと欲し、松屋甚四郎及び鍋屋甚八を講元とし、諸國有志の旅舍を結合せしめ一社を建て、浪華講と稱し毎家に其招牌を掲げしむ。數年ならずして諸國到る處に浪華講の招牌

自天保元年至元治元年 江戸定飛脚仲間定則運賃 大坂物價表による

日受 限	負 定 出 日	發 遞 送 品	運 賃	解 釋
六 日 限	同 同 同 同 同 同 同 日 限	幸 便	書 狀 一封	銀 貳 匁
			荷物 一貫目	銀 五 拾 匁
			金 百 兩	銀 五 拾 五 匁
			書 狀 一封	銀 壹 匁 五 分
			荷物 一貫目	銀 四 拾 五 匁
			金 百 兩	銀 參 拾 匁
			書 狀 一封	銀 六 分
				幸 便 トハニ五 八ノ日一 ヶ月スペテ九 回集ル所ノ 遞 送 品 ヲ 一 纏 ニシテ江 戸ヲ 發 スルヲ云 フ先ニ六 日 限 ノ九日 日ニ着 スルト云 フモスベテ コノ定日ヨリ 算ス ルモノナリ

を見るに至れり。後天保元年大坂河内屋茂左衛門、江戸の苅豆屋茂右衛門、浪華講に倣ひて一社を創立し名附けて三都講といふ。
創業記、定飛脚舊記、定飛脚發端舊記、大坂京都御城内定飛脚歷代記、享保令典永鑑、屋佐右衛門家譜錄、町飛脚舊記、五街道類寄、青標紙、地方落穂集、地方大概集、道中御島
淀書、轟餘一得、誠新雜記、竹橋餘筆、
徳川禁令考、浪華講創業記、驛遞志稿

六日限、七日限、八日限、十日限
テヨリ江戸表届ケ先へ着スル間ノ日數ヲ云フ然レドモ此唱有名無實ニシテ其實六日限リト云フモ概不九日目ニ着キ七日限八十日乃至十一日目ニ着キ八日限ハ十二日十三日目ニ着キ十日限ニ至リテハ十七日ヨリ乃至十八日ニシテ着スルモノアリ

六日限、七日限、八日限、十日限
テヨリ江戸表届ケ先へ着スル間ノ日數ヲ云フ然レドモ此唱有名無實ニシテ其實六日限リト云フモ概不九日目ニ着キ七日限八十日乃至十一日目ニ着キ八日限ハ十二日十三日目ニ着キ十日限ニ至リテハ十七日ヨリ乃至十八日ニシテ着スルモノアリ

同	同	荷物一貫目	銀拾五匁	並便	トハ其到着最モ後ル、モノニシテ概不廿五日乃至廿六日ヲ經ルニ至ル
		金百兩	銀貳拾匁	幸便	
		荷物一貫目	銀九匁五分	並便	
		金百兩	銀拾壹匁	立	
		封物百目限	金七兩貳分		
正三日半限	仕	金四兩	金四兩		
正四日限	同	金參兩貳分	正三日限	嘉永六年ヨリ始メテコレヲ受負フ	
正五日半限	同	金參兩		〔儀合便〕先ニ記スル所六日限幸便ノ有名無實ナルヲ以テ文久三年始メテコノ唱ヲ設ケ同二五八ノ日ヲ以テ當地ヲ發シ概不七日目ニシテ到着スルモノトス	
正六日限	同	金貳兩貳分			
正三日限	同	金七百匁			
正六日限	催合便	書狀一封			
		金壹朱			

第三十六章 菱垣廻船、樽廻船附廻船法規

徳川氏の江戸府を開くや、西南諸道の漕運は元和の頃既に相通じて阻滯の患なかりしと雖も、奥羽二州の漕運未だ開けず其地東北邊にありて稻梁多し。されども陸路曠遠にして轉輸すべからず、

公私共に其不便を感じたりき。家綱將軍の時寛文十年、江戸の巨商河村瑞賢幕府の命を受けて奥羽の海運を開く。先づ堅船を雇ひ裝量を定め運夫を精選し、脚價を優給し陸奥荒濱より西南に向ひ、房州に抵り房州より故道によらず折轉して南相州一崎、豆州下田港に趨り、船首を回して江戸に到る。沿海百五十里中、奥州平形、常州中湊、下總銚子口、房州古湊の四所に漕務場を置きて救應、驗視に備ふ。出羽酒田より北海を経て長門下關に入り、瀬戸海を過ぎ南洋を航して房相の間に入る八百餘里中、酒田、袖浦、佐州小木、能州福浦、但州柴山、石州湯津、長州下關、攝州大坂、紀州大島、勢州萬坐、志州畔乘、豆州下田、相州走水、三崎の十四ヶ所に漕務場を置き、下關に嚮導船を備へ、志摩鳥羽港の口菅島の近傍數十里の間、巨石波底に盤結し風雨昏黒の時、往々抵觸して破碎す、よりて毎夜烽火を擧げて危礁を避けしむ。これより海運大いに開け公私漕運の便利を得たり。奥羽二州の米遂に江戸に入る。初幕府は廻船番所を豆州下田に置きて往來の諸船を改めしが港口淺くして風波の時乗入がたきを以て享保五年に至り、番所を相州浦賀に移し港口に於て手形を改め、廻船問屋より差出したる印判に引合せ通船を許すものとす。故に貸判賣判を嚴禁す。又幕府は諸國の津々浦々に高札を立て廻船式法を示せり。船の破損したるとき近傍の浦に於て荷物船具等を取揚げたる場合には浮荷物二十分一とす。又沖にて荷物ぬるゝ時は着船の湊に於て其所の代官手代庄屋立合穿鑿を遂げて船中に殘る所の荷物船具等の公證文を出さしむ。若し船頭浦々の者と申合せ、荷物を盜取刎ねたりと偽りたるに於ては、船頭は云ふに及ばず、申合せたる者に至るまで罪科に處すべし。又湊に

長々船を懸げ置く輩あらば、其仔細を尋ね日和次第に出船せしむべし。猶難澁なりと云ふものは何船なりやを尋ね、近邊は其地頭代官遠方は勘定奉行へ申達すべし。また自然の寄船並に荷物の漕着したる時はこれを揚置き、半年過ぐるも猶荷主のなきに於ては取揚げたる者に與へ、右期限経過したる時は後日に至り荷主いづるも返すに及ばず。享保十六年に至り商賣荷物廻船難風に逢ひ、荷物を刎捨て浦方へ乗込む時は其浦の役人立合の上、船中荷物を其まゝにして小口に繩張封印し、問屋又は荷主の來るまで番人を付せしむ。又廻船を保護する爲廻船荷物の出賣出買を禁ず。若し犯す者は双方共に重き過料に處し、荷物代金を沒收し、荷物は問屋に渡すものとす。又打荷或は破船と僞のいたまざるに打荷したる者は船頭獄門上乘同罪、水主は入墨の上重敵に處するものとす。又さして船荷物を盜取り或は船頭と馴合ひ浦證文を差出し分配を受けたる名主は、其所に於て獄門、盜取りたる荷物を自分の土藏に入れ預り置き配分を取りたる者は重追放に處するものとす。幕府は此の如く廻船業に注意し、この規則を實行せしかば、刎荷の詐僞も減少せしとぞ。さてこの期にいたり船舶の難破に罹るもの多くは沖乗するものなく、地廻のみになりて見馴れたる山々を眼當として、土地の周廻を渡海する故、時々颶に逢うて難船破船するもの十五六に及べり。颶は多く土地より發起するものなれば、土地の周廻にのみありて遠沖を渡海するに於ては、颶に逢ふことなし。幼年より地廻に馴れたる船頭故、偶々颶に逢ひ遠沖の方へ吹放され大洋に至れば心魂迷倒となし。

して方位を失ひ、或は髪を切りて神佛に祈誓し、或は鬚を揚げて神佛を呼び方位を定むるに至る。渡海禁止以來航海業の退歩したことかくの如し。さてまた商船往來の頻繁なるは大坂江戸間にして、この間を往來して漕運の權を占有せしものは、菱垣廻船、樽廻船なりとす。

菱垣廻船の江戸に通航を開きしは、元和五年泉州堺の人、紀州牟婁郡富田浦に於て二百五十五石積の一船を借りて、これに大坂より木綿、油、綿、酒、酢、醤油其他の商品を搭載して江戸に運送し始まる。其船垣楯の筋をひがきにする故、菱垣船の稱あり。寛永元年、大坂北濱町泉屋平右衛門、江戸積問屋を起し、同じ四四年毛馬屋、富田屋、大津屋、鹽屋の數戸またこの業を開けり。然るに正保年中に至りて攝州傳法村の商人試みに駿州の廻船を雇ひ入れてこれを大坂へ乗廻し海路より貨物を江戸に下せる者ありしに、數回悉く江戸に達せしかばこゝに於て海運の便なることを悟り、大坂及び西宮、兵庫等の商人は新に海船を作り始めて貨物を運漕するの捷路を開きたりといふ。これ大坂なる廻船の濫觴にして、當時は小早と唱へ二百石より四百石積までの船にて往來し、江戸に組合もなく物貨の決算難船の處分船頭の處分、船頭の曲事等頗る紛亂せしかば、元祿七年江戸荷主、大坂屋伊兵衛、荷主を十組に分ち、又大坂に廿四組を定め、大行事を置き諸船を統理せしめ、重立ちたる荷主の内を選びて船手極印元となし菱垣廻船を表する焼印を押し、往復の度毎に船足船具等を調査せしむ。菱垣廻船は大坂廿四組と江戸十組とに關するもの、及び幕府と諸藩との荷物に限り、他の商品或は己の買積をなすことを禁じたりき。然るに享保十五年、酒荷運輸の業を離れて問屋を九軒に極む。これより菱垣、樽兩廻船相協和せず、安永二年株式を定めて冥加金を確定する

に及びて、樽廻船と搭載物貨の分界をなし、船株鑑札を與へらる。こゝに於て菱垣廻船一時海上に勢力を得しも幾ならずしてまた衰微し、享保四年には江戸へ千五百七十艘入津せしに、文化の初に至りては僅に三十艘の入津を見るに過ぎる状なりければ、文化五年町方用達、杉本茂十郎これを患へ、諸規則を改正し百方經營して新船百艘を備へ、十組の仲間を擴めて六十五組となし、挽回することを得たるも、其後衰微せしかば屢々官に哀訴し、遂に天保四年十組の取扱に屬する物貨は、樽船に於て搭載す可からざることを命ずるに至る。時人これを菱垣一方積といふ。唯鱈節、鹽乾魚問屋、乾物問屋並に幕府菓子用砂糖仕入人の砂糖十萬斤に限り兩廻船に搭載することを許せり。されどもこの物貨を樽廻船に積む時は送狀を二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて改め、樽廻船問屋に引渡すものとす。然るに天保十二年、諸株仲間廢停の令あり、菱垣廻船廿四組の株仲間も解散し爾來運輸を管理する者なく、弊害百出す。加之弘化二年、大坂江戸間、海上暴風ありて破船するもの多く其處置に困み、遂に廿四組の荷主中、綿、油、紙、木綿、藥、砂糖、鐵、蠟、鱈節の九店、相謀り、更に船舶を造りて菱垣廻船の業を擴張せり。これ九店の起原にして、この他廿四組中、表組、瀬戸物店、塗物店、堀留組、明神講、乾物店、通町組、安永二番、三番、五番、六番、七番、九番組の十三組を十三店と稱して九店に附屬せり。江戸に於ても亦同時に九店を設けしとぞ。また漕廻船は天保十年いよ／＼獨立し、大坂に問屋八軒、西宮に問屋六軒を置き、船舶百五十六艘を有し、大いに漕運を擴張せり。元來樽廻船の荷主は大坂、伊丹、池田、今津、西宮、青木、魚崎、御影、東明、新在家、大石、兵庫十二郷の酒荷を主とせしに、傍ら荒荷をも搭載し菱垣廻船と競うて其業を勵みしと云ふ。

菱垣番船は九店の設けありし後弘化四年に始まる。この以前番船の如き、蟻送をなしたるものあれども、眞に番船の體を備へたるはこの年なりき。番船は各々駆駛して第一番に到着するを競ふより出てたる名にして其船種は菱垣を用ゐたり。毎年八月下旬より九月朔日までに、大坂九店世話番は江戸九店世話番に謀り、其年番船の數を定め、船頭及び船問屋より海上前後を争ひ、不法の乗方をなさざる旨の請證文を出さしむ。又番船の船頭抽籤を以て番號を定め、出帆まで諸船の進退皆この番號によれり。番船の浦賀に着すれば、同所船問屋の見張船切手を届けたる前後を以て、一番入、二番入、三番入の順序を定め、脚夫を以て江戸、大坂に通知するものとす。一番入の船頭には其賞として金二千疋と羽織とを與ふるを例とす。かく船頭の心力をつくす所以のものは其賞品にあらずして、將來荷主の愛顧と航海の聲譽とを博し、且つ次年の番船を出すとも拔仕立と稱し、他に先ちて物貨を搭載する等、特別の待遇を受くるによれり。樽番船も菱垣と同時に起りたるものとす。然れどもこれより以前、番船の如き蟻送はありしといふ。樽番船は毎年春二三月頃新酒を搭載して、西宮海港より發送す。江戸着の前後は品川沖に本船を乘入れ碇を下すやいなや解船を以て船送切手を携帶し、樽廻船問屋に送達したる順番に依りて前後を定む。一番着の船頭は江戸荷主より衣類若しくは金子を與へて褒賞せり。元來酒は新品を貴び價も格別よろしければ弊害を生ずること多きを以て、公に協同して前後を定むるの必要あるによれりとぞ。奥羽海連記、廻船問屋式法帳、地方落穂集、讀海、大坂菱垣樽兩

品目	量	江戸大坂間回漕賃金表		大坂物價表による		其後諸品高値に付 平均廿割増
		文政八年改正	安政五年改正	文政八年改正	安政五年改正	
油	四斗入壹樽に付	一	二六	五	五	五
黑	壹丁に付	六	二二	一	二五	三
白	同	五	三	一	一五	一五
鐵	拾貳貫目より拾參貫	六	二二	一	一七	一七
繩	五百目迄	五	三	一	一五	一五
木	百貳貫目入三本に付	五	三	一	一五	一五
半紙	拾貳貫目入三本に付	六	二二	一	一五	一五
砂	百貳拾反に付	六	二二	一	一五	一五
糖	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
生	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
和	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
鰹	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
椎	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
青	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
鱧	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
綿	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
綿	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
銅	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
綿	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
綿	百斤拾六貫に付	五	三	一	一五	一五
大坂物價表による	大坂物價表による	大坂物價表による	大坂物價表による	大坂物價表による	大坂物價表による	大坂物價表による

第三十七章 商業の株式

穀物類 百石に付 八二五

八二五

缺

株式の起原は足利氏の時、商業に座を置きて専賣を許したるに始まる。徳川氏に至り慶安年中江戸の風呂屋を制限して其看版を賣買書入することを許しゝが、其後元禄年中に至り、曆屋を八十一人に限り、享保年中兩替屋を六百人にはかり新規開業を停止す。これを株式のよりて起る所とす。さて元禄七年江戸に於て川上伊兵衛、屢々大坂運送の貨物難船に罹りて損害を蒙りしかば、本船町室町、通町、吳服町、本町、大傳馬町、藥種屋及小間物問屋等九組の外、釘店組を加へて十組となし、右商人等と謀り荷打破船等ある時は荷主組合の行事立合ひて勘定をなし、一切船問屋をして關係せしめざることに決す。これを十組問屋の濫觴とす。所謂十組問屋とは塗物店組、内店組、絹布太物繩綿通町組、小間太物荒薬種店組、釘店組、釘鐵銅綿店組、表店組、河岸組、水紙店組、紙蠟燭酒店組なり。其後亨保のころまでに漸々増加して廿二組となれり。大坂もはじめは十組なりしが亨保九年以來廿四組を立て江戸の十組に對せしが天明四年に至り綿買次表店、油店組、塗物店、鐵釘店、第二紙店、木綿仕入組、内店組、第一紙店、明神講、通町組、瀬戸物店、藥種店、堀留組、乾物店、安永一番、同二番組、同三番組、同四番組、同五番組、同六番組、同七番組、同八番組、同九番組及び追九番組、の廿四組を定め、毎年百兩づゝの冥加金を上納して株式となれり。故に雙方氣脈を通じて貨物漕運

の便を求めたりき。其後文化五年杉本茂十郎といふ者にて、菱垣廻船以下諸問屋を連合して公然十組問屋と稱し、自ら頭取となり毎歳十組より一萬二百兩の冥加金を納め、其三年分を借下げ、これを仲間に貸付け其利子を以て大川橋、新大橋、永代橋の修繕を負擔せり。これを三橋會所といふ。同じき十年右諸問屋の株式を一定して六十八組千九百九十五人を限り、各其株札を付與し、自後新現加入及び血縁の外譲渡しを禁す。こゝに至りて菱垣廻船の外なるものを連合せしかば、更に増して六十八組となりしも、猶舊稱を襲うて十仲間と稱せり。六十八組とは太物店、丸合店小間物針筆墨
観石組同新組、二番紙店組、堀留組、新堀組、傳馬町薬種店、住吉組、住吉表組、三番紙店組、瀬戸物店、乾物店、蠟店組、濱吉組、醬油店、麻苧問屋、扇問屋、絲問屋、古手問屋、雪踏問屋、大坂足袋商人、鐵店組、二番塗物店、吳服店、扇問屋、茶問屋、下り傘問屋、烟草問屋、生布海苔芋脣筋問屋、扇の七類
煙管白粉紅茅町店、二番塗物店、吳服店、扇問屋、茶問屋、下り傘問屋、烟草問屋、明樟問屋、下り蠟燭問屋、蕨繩問屋、通町組内店組小間物諸色問屋、菅笠問屋、竹皮問屋、疊表問屋、藍色油問屋、鍋釜問屋、下り鹽仲買、定飛脚問屋、三十軒組下り蠟燭問屋、木綿問屋、草履問屋、打物問屋、丸藤問屋、菱垣廻船問屋、菱垣廻船沖船頭、江州城州茶問屋、奥州積問屋等をいふ。この外文化前十組の外に問屋組合をしてしもの五十八類ありき。されども其主要とする所は同業の人員を限りて申合條目を定め又年行司月行司を置きて其事務を取扱はしめ、又仲間中苟も誓約の規制に背くものあれば或は謹責を加へ、或は取引を禁ずる等に過ぎず、適々仲間外に在りて同業を營むものあれば株仲間或は謹責を加へ、或は取引を禁ずる等に過ぎず、適々仲間外に在りて同業を營むものあれば株仲間

より直に官に訴へ官は嚴重にこれを處分して組仲間に保護を與へたりき。株式の制行はるゝや一株の價少きも五六十兩、多きは三四千兩に價するものあり、下り廻船鹽問屋、蠟問屋、木綿問屋、札差の如きは千兩株と稱し賣買讓與質入書入を自由になして金融を助けしとぞ。其後殆ど二十年間商業の法規を整然として各其分を守り盛に營業をなしうに天保の末年に至り檢束の嚴密に過ぎたるか將法規に泥みたるの致す所か、仲間中往々撃風を生じ賣買甚だ狹隘に陥り、これに加ふるに物價頻に騰貴しければ、市民囂々論じて仲間を限り物貨を専賣するの致す所となせり。獨り市民のみならず閻老勘定奉行なども、物價の騰貴は専ら奸商の占賣ならんかと疑ひ、町奉行矢部駿河守定謙に論ぜしことありしが、當時卓見明識なる駿州は獨り物價の騰貴は奸商のみにあらず、奢侈の甚しきと金銀疎悪こそ其根本なれ、十組問屋を制せんとすれば先づ大坂を制せざる可らず。近年諸大名國產物を大坂問屋に拘らず江戸へ運漕して賣捌くより下直になるべきに却つて騰貴したるは、大坂問屋にて入津の國產物減ずるに從ひ、口錢を増加せしかば、其物自然に騰貴し、一倍に至れば江戸問屋もこれに准じて價を付して賣買する故漸々物價騰貴し、諸大名の國產物も最初は大坂問屋の品を見くらべて下直にせし。これも價を増し、要する所は大坂問屋をせむるほど江戸の物價は騰貴するものなりと論じたりき。されども水野越前守忠邦は天保十二年十二月、斷然物價減少の政略を取り、商人の營業を自由にするものなりと稱して冥加金の上納を止め、組合仲間を解き株鑑札の制限を廢し、輸出入の物産は問屋の手を経ず直賣買となし、廻船貨物は荷主の相對に任することとなし。當時説をなすもの

ありてこの禁停は廻船問屋等に及ぼすものにして、一般に命令したものにはあらずと。よりて明る三十年再び令していふ、客歳の禁停は一般の株仲間、問屋、仲買組合等悉皆解きたるものにして從來の冥加金、無代納物、無貨人足、川済、驅付等の賦役を免除したることなるに。其恩恵を顧みず猶問屋、仲買組合の名稱を用ゐるは甚だ謂れなきことなれば、向後は其稱呼を廢し米商は米屋、炭商は炭屋と唱へ、假令同業者増加して何戸となるも決して異議すべからずと。又單に卸賣の營業を禁じ卸賣は必ず小賣を兼ねるものとし若し物品拂底の時は假令卸賣を止むるも小賣はこれをなし得るやうになさしめ常に仲買人と相謀り、小賣の價をして卸賣の價より貴からしむることを戒め、前金を諸國の產地に送り物産を買集めてこれを其場所に貯藏するが如きは締賣買にして、正當の業にあらずとなし、これをも禁止したり。其他札差、湯屋、髮床に至るまで仲間組合の稱呼を廢したり。幾ならずして水野忠邦退職して阿部伊勢守正弘代りて其後を承け、諸事舊例に復するに當り、往年問屋を廢せし以來却つて商業に規律を失ひ、物價の低落せざるのみならず金融逼塞して江戸町年寄館市右衛門等に諮詢し、遂に嘉永四年諸問屋を再興するは災後^{弘化三年}農商の困窮を救ふの一端なりとの意見書を出すに至れり。こゝに於て幕府は、當時の江戸町奉行遠山左衛門尉景元并に一端なりとの意見書を出すに至れり。こゝに於て幕府は、當時の江戸町奉行遠山左衛門尉景元并に江戸町年寄館市右衛門等に諮詢し、遂に嘉永四年諸問屋を再興するは災後^{弘化三年}農商の困窮を救ふの商業に不振を來しゝかば前町奉行筒井紀伊守政憲、問屋を再興して、文化以前の舊規に復し、冥加金を徵課せざるのみならず文化以後に組合を立てしものはこれに加はることを得ざらしむ。且つ直賣買は止められたれども、組合の加除は各隨意なるを得せしめたり。當時再興せし組合は九十五類にして、すなはち吳服問屋、木綿問屋^{大傳馬町}、繅綿問屋、眞綿問屋、糸問屋、通町組内店組小間物問

組白子組

屋、通町組小間物問屋内合丸組、雛屋^{一番組二番}薬種屋^{大傳馬町組}紙問屋、藥種問屋、本町瓶問屋、下り蠟燭問屋、瀬戸物問屋、地掛け蠟燭屋、塗物問屋、蠟燭燈心問屋、表店組疊表青蓮問屋、堀留組疊表荒物問屋、新堀組荒物問屋、住吉組荒物問屋、茶問屋、^{二番組}板木屋、藍玉問屋、大工道具打物問屋、地漉紙仲買、乾鰯問屋、石問屋、釘鐵銅物問屋、石工見世持、廻船下り鹽問屋、下り鹽仲買、地廻り鹽問屋、水鳥問屋、岡鳥問屋、糖問屋、下り雪踏問屋、下り水油問屋仕入方、鹽乾物看問屋、下り鱈節問屋、乾物問屋、兩替屋、御堀浮芥定浚請負人、屋形船持、苦問屋、桶樽職人、紺屋、髮結^{西十}八品商賣人^{質屋、古着屋、古着買、古鐵屋、古道具屋、唐物屋}、^{鐵買、古道真屋、小道具屋、唐物屋}、^古曆問屋、書物問屋、地本草紙問屋、團扇問屋、花松問屋、紫根問屋、紫染問屋、漆問屋、朱仲買、下り米問屋、關東米穀三組問屋、地廻り米穀問屋、脇店八ヶ所組米屋、河岸八町米仲買、雜穀爲登組、同仲買、春米屋^{十八}、深川木場材木問屋、板材木熊野問屋、竹木炭薪川邊一番組古問屋、番組竹木炭薪問屋、番組炭薪問屋、炭薪仲買、熊野炭大問屋、同小問屋、味噌問屋、六組飛脚屋、紙烟草入問屋、上り酒問屋、地廻り酒問屋、豆腐屋觸次世話人、鏡物師、飼鳥屋、廻船問、屋番組人宿、辻番請負人、大坂足袋屋、札差、地廻り醤油問屋、溫飴杜氏宿等なり。其後元治元年に至り、下り酒地廻り酒問屋に株札を附與して一樽銀六匁の冥加金を徵課せり。其外なる諸問屋組合は江戸幕府の季世まで再興の時のまゝにてありしに、明治維新の際百事の改まるに及びて問屋組合も自然に解散するに至れり。^{問屋再興調、杉本茂十郎十組問屋興起記}

第三十八章 蝦夷の商業

蝦夷の地に移住するもの渡黨を以て始とす。渡黨とは内地の人、海を渡りて夷中に雜居するものなり。然れども土人と婚姻相通せず、全く種族を異にし別に群をなす、故にこの名ありきと云ふ。後鳥羽天皇の文治年中、源頼朝の奥州を征するや泰衡、糖部に走り途にして殺さる。糖部津輕の人多く蝦夷に逃る。これを渡黨の始とす。後文暦年中凶徒を捕へて蝦夷に放つ。其徒の子孫多く壘を築きて居る。所謂館主是なり。鎌倉氏、安倍貞任三世の孫安藤季信を津輕の守護となし蝦夷を管せしむ。南北亂の初、安藤の一族安東貞季代りて津輕を領し藤崎に居る。其後安藤の一族相争ひ分れて出羽に走り秋田氏^{クテ}を稱す。足利義教の時、秋田教季、蠣崎季繁、南部氏に破られて蝦夷に奔り教季は茂別に居り季繁は館に居り婚姻を連ぬ。季繁子なし。若狭人武田信廣を女婿として館を譲る。信廣松前氏を稱してこゝに居る、今の箱館これなり。信廣の子光廣嗣ぐに及びて始めて商船の税を收む。これを役取といふ。光廣の孫季廣東西夷と講和し、瀬田内の夷波志多尹を西夷の長となし知内の夷に謁す。秀吉大いに喜び細に蝦夷の地形を問ひ奏請して從五位に叙し民部大輔に補せらる。其還るに及びて、時服三襲銀二百兩を添へて桃山の別殿を賜ふ。其後秀吉慶廣に命じ、蝦夷及び松前を統轄し、諸國商船の夷地に往來するものは皆慶廣の指揮を奉ぜしめ、若し命に從はざるものあれば其

國主に告げてこれを誅せしむ。

蝦夷地は徳川氏に至りても豊臣氏の時の如く、慶長九年松平志摩守慶廣に蝦夷地一圓の監督を委任せしかば、商業の事も亦慶廣の獨占に歸し、諸國より松前へ出入するものは慶廣の許を得ずして土人と直賣買することを禁ぜしより、松前の町人其他諸國の商沽とも松前家に請うて運上金を出だし、通詞役支配人番人などを遣し、米酒木綿古着刃物などを以て蝦夷土人の土産と交易す。これを場所請負といふ。其交易場を指して東部は會所といひ・西部は運上屋といふ。皆勤番人を置く。其宿泊すべき所を大番屋と云ひ、其中途休息すべき所を通行屋と云ふ。大率五里に一舍十里に一屋ありて飲食を備へ旅舎に供す。松前家は古へより領内を請負人共に渡し置き、自分領地の政事は勿論堺の廣狹も知るもの稀れなりきとぞ。故に蝦夷地は松前家の武士一人も住居せざりしと云ふ。但しアツケシ、ソウヤ、クナジリの三所は請負の米酒などを積み送る大船に上乗役と云ふもの、松前家より一人乗組み、其場所にゆき幕府獻上の獵虎皮、鷹羽、鷺尾の類を交易す。唯領主の交易は其主義を土產物と稱して米酒煙草、其他小間物を土人に與へ、土人より返禮として土產物を獻上せしむる方法を取り。前に云ひし如く領主家臣共に領地を商沽の請負人に渡し、運上金を取りて租税とするが故に、領内の土人よりは年貢を取らざりしといふ。又請負人より魚油千魚類の自家入用の品を取上げるものあり。これを指荷と呼びしとぞ。松前家は松前、箱館、江指三港の沖口に番所を置き出入の船舶搭載の貨物に入荷役を課す。武士虚無僧廻國六十六部等のものは上陸するを禁じこの外藝者諸職人等松前の方に好みなきものは徘徊するを許さず、他國人の徘徊するは獵業の日雇稼等

の者にして松前に越年するものあれば越年役として錠一貫二百文を出さしむ。又正月より五月まで
蝦夷地松前に稼ぐ者は半役として錠五百文を課したりき。これ六月より末秋冬の間は漁獵少き時に
て無益の人松前に滞留すれば國產を費して物價を騰貴せしむるを恐れてなり。また堪察加山丹人等
屢々來りて土人と交易す。堪察加は元干鮭カラサカの轉音にて、往古この地より干鮭を夥く出しゝを松前所
在の島へ運送し、米麴酒煙草小間物糸針双物類と交易して世を渡りしが、亨保の頃より堪察加邊へ
魯國モスコヒヤの官舶渡海してモスコヒヤの土產物を運送して交易せしより、土人赤人カラヒト土人魯國人を指
を自然に尊信してモスコヒヤに従ひたり。これより漸々に堪察加開け、日本の交通日に疎くなれ
り。やがて魯國は安永年間遂に堪察加に城を築けりとぞ。又宗谷及び樺太の土人島中の奥地に至り
山丹人と交易す。寛政二年松前家も亦人を遣し、運上屋を自主に設け、山丹交易の事を掌らしむ。
山丹人の来るや土人屋を海瀬に作り且つ獵し且つ商ひす。土人山丹人と相親み貨物を貸借する者あ
るに至れり。されども土人文字を知らず、他日に至り證左となすべきものなきが故に山丹人誣りて
其數を増し往々忿争して相撲撃し其極遂に子弟を携へ還りて人質となすに至る。よりて幕府は文化
六年箱館奉行松田傳十郎を遣し、山丹人と樺太宗谷人との貸借の事を處分せしむ。こゝに至りて士
人はじめて肩々息ひしといふ。土人の山丹人と交易するや、北蝦夷產の貂皮を以て標準とす。大抵
弓一張貂皮二枚、唐木綿一反貂皮二枚、烟管一本貂皮一枚、紺地龍紋二丈物一本貂皮三十枚以上、
赤地牡丹紋二丈物一本貂皮二十五枚以上、龍紋十德一枚貂皮四十二枚以上とす。樺太は宗谷の北に
當りて海峡を隔つる大地をいふ。樺太の稱はカラヒトなり。我俗、異邦を汎稱してカラといふ、又

フトは北人ヒトといふ事の訛なり。何を以てカラヒトと稱するといふに、彼より漢製の諸品を携來
りて宗谷の土人と交易する事ありしが、其齋す所の諸品は所謂拾德即ち松前方言都下にて蝦夷錦といふ
もの、其他ダンキレ、ムシノス、靖煙管等漸くこれを本地に傳ふ。これ我夷種とは異なる人の持來
れるが故に江指松前の商沽ども、これを聞きてカラフトと呼び遂に北夷の地名となれり。西洋諸國
此一島をサカリインといふ、これ黒龍江即ち薩哈連江サカレン江薩哈連はの意の大海上に注ぐ東方に在る地なるを以て
薩哈連と滿州人等が呼べるを西洋人受傳へて島名をザガリイン又サバリンなど稱して各國通用の名
となりしなり。寛政以來魯國蝦夷地を窺ひ近海に出没して諸島を蠶食す。幕府屢々人を遣して蝦夷
地を巡視せしめ、松前藩の小にして兵寡く、到底制すること能はざるを以て、寛政十一年東蝦夷地
七年を限りて、假りに措置することを令す。初幕府の政徳丸を蝦夷に遣すや、龜井家臣堀田仁助に
命じ星宿を測り方位を定め針路を辨ぜしむ。江戸品川を發し始めて厚岸に着す。これを蝦夷地漕運
の嚆矢とす。又會所を江戸靈岸橋に開き、江戸、大坂、箱館、下關等の商沽に命じて蝦夷物産を運
轉し内地物品を輸送することを掌らしむ。寛政十二年兵庫の舟師高田屋嘉兵衛、幕府の命を受けて
辰悦丸に乘じ、擇捉に赴き、土人に酒煙草衣服諸器を與へ、漁場を開きて還る。これより蝦夷に航
するもの多し。享和二年幕府遂に東蝦夷地を收め、政廳を箱館に置き、戸川安倫、羽太正養を蝦夷
奉行とす。後改めて箱館奉行と稱す。文化四年又西蝦夷地を收め、松前章廣を陸奥梁川に移封し、
政廳を松前に移し、松前奉行と改め、蝦夷全島を統轄し、文化六年唐太を改めて北蝦夷と稱せし
む。文政四年東西蝦夷を再び松前章廣に付す、嘉永六年魯國使節を遣し、北蝦夷の境堺を定め、交

易を通せんことを請ふ。幕府筒井政憲、川路聖謨を長崎に遣して談判せしむ。安政元年、竹内保徳、堀利熙を箱館奉行となし、近傍の地を收む。安政二年東西蝦夷地を收めて箱館奉行に屬せしめ、松前章廣の封を内地に移す。安政二年竹内保徳、堀利熙に命じ龜田に五稜廓を築き、又箱館の辨天崎に砲臺を築きて不虞に備ふ。安政四年新錢を鑄る、文を箱館通寶といふ。これを箱館松前蝦夷に行ふ。こゝに於て蝦夷土人も亦賣買に錢貨を用ゐるに至れり。安政六年六月二日箱館港を開きて貿易場とす。文久元年始めて目附一員を箱館に置き、貿易及び地方事務を監察せしむ。同じき二年竹内保徳、松平康直を魯國に遣し樺太境堺を議せしむ。彼きかず遂に各官吏を遣し島に會して議決することを約して還る。慶應二年、再び箱館奉行小出秀實を魯國に遣し、樺太の境堺を議せしむ。魯國前説を取りて、きかず止むを得ず彼我難居を約して還る。蝦夷風土記、蝦夷東西考證、朝野舊聞裏稿、蝦夷草紙、中外經緯傳、

道志

第三十九章 琉球の商業附琉球王世系表

保元亂源爲朝九州の兵を以て烈戦し、事敗れて伊豆に流さる。其舅・阿多忠景薩摩を侵奪し、遂に爲朝を迎へ鬼島に航してこれに據る。鬼島は鬼界島なり。又貴賀島といふ。五島七島あり五島は即賣の群島にして夙に内地に屬す。其七島以南は土民猟獵にして人を啖ふ。故に鬼島の名あり。支那人名づけて琉球といふ。土人自ら稱して沖繩といひ、内地を稱して夜麻登といふ。沖繩の土豪大里按司、女を以て爲朝に妻はし尊敦を生む。天孫氏二十五世にして徳薄く政妻へ諸按司命を奉せ

ず遂に權臣利勇の爲に弑せらる。尊敦大義を唱へ兵を起して利勇を誅す。國民尊敦を推して王位に即かしむ。これを舜天王とす。舜天王九世孫・察度文中元年明主朱元璋の書を受け弟・泰期を明國に遣し表を奉じて臣と稱し方物を貢す。これより明の冊封を受け、朝貢使を出すことゝはなりぬ。又薩摩の島津家に通じ、毎年綾船と名づけて方物を贈りしに其後専ら明に通じて其事止みしかば、慶長十四年島津家久・樺山久高を大將とし平田増宗を福將とし兵三千餘人を遣して首里を圍み其王尚寧を擒にして凱旋す。よりて三島島、大島、喜界島、徳島以北を直轄し、沖永良部以南諸島を琉球に屬せしむ。寛永五年島津家在勤の官廳を那覇の西村に建つ。同じき八年家久、國用の闕乏を補はんが爲、其臣伊知地心悦に命じ、髪を蓄へ姓名を變じ裝扮して琉球人となり、銀兩を齎し琉珠使と共に明國福州に入り商業をなさしむ。薩摩人これを御糸荷船といふ。これより毎年内地の物品を琉球の朝貢に附し、福州に於て販賣し其金を以て布帛の類を買はしむ。明既に滅びたるも琉球は尚兩屬たるを免れず、清朝の起るに及びて寛文三年使を遣し尚質を封じて琉球國中山王とす。これより清朝に朝し貢物を入れる。一年を全貢といひ其船二艘次年を折貢といふ。其船一艘冬至に赴き端午に去るを期とす。清朝は琉球館を福州に建て朝貢使來れば宴を設けて優待す。其交易の例船數を定めて銀額を定めず、されども大抵全貢の年は銀千貫目折貢の年は銀五六百貫目に限りしといふ。琉球人の買ふ所のものは唐貨、絲、綢綾紙、藥劑等にして其銀は老板元銀の二寶を用ゐしとぞ。老板は我邦の古銀元銀は我邦の元字銀を云ふまた慶長十四年以來將軍及び島津氏の繼代には王子來賀し國王嗣立には謝恩使を遣すを例とす。琉球人の清朝貿易は島津家の貿易ともいふべきものにして島津家より毎年九萬兩を貸與し、福州にて支那人、

和蘭人と交易せしめ、中山王交易品と稱し、幕府の許可を得て長崎へ廻し、幕府入用品の外は大坂にて入札拂に附するものとす。其物品は唐物、羅紗、巾、吳羅、藥種の類にして幕府より許可を得るには年限と物品とを限るにあらざれば許さざりきといふ。琉球の支那に通ずるは専ら交易の爲にして、島津家も亦其交通を絶つときは支那貿易の利を失ふが故に、兩屬を以て默許に附せしとぞ。又琉球人は清朝に對して深く日本に通ずることをかくし、支那より冊封使などの來るときは日本人を田舎に避けしめ、商船などの隠れ難きものは渡佳良島の通商船なりと稱しき。支那の官吏も亦其日本に通することを知ると雖も、これを咎めずして默許に附せしといふ。琉球と薩摩との交易は一年三十艘を限ることにて、鹿児島より春秋二度出帆するものとす。春は二月末より三月の初に出帆し、五月梅雨の頃歸港し、秋は十月小春頃より出帆し、來年三月に至り歸港す。鹿児島人の琉球へ赴くものは、島津家に冥加金若干を收め寄留證の印鑑を受くるものにして、内地より鱗鮓、海參、鮑、古金、寛永通寶、蠟、銅、錫等を送り、彼土の產物と交易せしといふ。琉球にては鑄錢することなく支那と内地との輸入を仰ぎ支那の鳩目錢一枚を五十と定め、これに對して内地の寛永通寶一文を五文とす。琉球の產物は大抵支那と内地より原料を求め、これを製作したるに過ぎざりき。琉球がすりの綿花を内地より買入れ、これを紡ぎて織り琉球及び大島の藍を用ひて染めしが如き、漆器の木地井に漆を内地より買入れ支那産の朱を用ひしが如し。幕政の衰ふるや島津家琉球より支那の廣東へ人を遣して交易せしめ東北地に向ひてこれを賣捌かしむ。故に越後新潟には常に唐物多かりきといふ。天保十五年佛船始て那覇に來り互市を請ふ。海中の小國にして交易すべき物品なき

旨を以て辭す。宣教師一名支那人一名を留めて去る。又弘化三年英船來り互市を請ふ。島津齊彬、閣老阿部正弘に就て假りに中山王の名義を以て許さんことを將軍に請ふ、幕府公然これを許す時は人心の動搖せんことを恐れ、しばらく默許に附せしむ。北亞米利加合衆國の水師提督ペルリの浦賀に來りて通商貿易を請ふや、石炭圍場を那覇に置き、これより船を出して、毎に談判をなしゝとぞ。又當時宇内の形勢を看破したる島津齊彬は、潛に侍臣を長崎に遣し和蘭人を説き、琉球屬島及び大島永良部島等の地に於て貿易を開かん事を約し、彼より請求の體になして長崎奉行に書を出させしめ、遂に弘化の例により中山王の名義を以て免許せしむ。故に吏員を遣して準備せしに安政五年齊彬薨じて止む。又齊彬は早くも西洋機械を購求して新式の銃砲を製造し、古製の火繩銃を琉球人に諭し、支那にゆきてこれを賣らしめ、又福州の琉球館を増築して支那貿易を盛にせんと欲し其計畫をなし、又安政四年琉球王に命を傳へ佛國より蒸氣軍艦、小銃製造機械等買入を琉球王總理大臣尙景保、布政太夫馬克承の名義を以て契約せしに、一朝賽を易へ皆水泡に歸しぬ。琉球事略、甲子夜話、一話一言、誠齋雜記

中外經緯傳、泰平年表、琉球史略、齊彬公御言行錄、市來氏筆記、中山傳後錄

琉球王世系表

○天孫氏廿五紀姓名傳らず
一世 舜天
二世 舜馬順熙

文治三年立嘉祐三年薨
曆仁元年立寶治二年薨

三十六世
三十五世
三十四世
三十三世
三十二世
三十一世
三十九世
三十八世
三十七世
三十六世
三十五世
三十四世
三十三世
三十二世
三十一世
三十世
二十九世
二十八世
二十七世
二十六世
二五世
二四世
二三世
二二世
二一世
一十世
九世
八世
七世
六世
五世
四世
三世
二世
一世

尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙尙
泰育灝成溫穆敬益貞質賢豐寧永元清真

文明九年立大永六年薨
大永七年立弘治元年薨
弘治二年立元龜三年薨
天正元年立十六年薨
天正十七年立元和六年薨
元和七年立寛永十七年薨
寛永十八年立正保四年薨
慶安元年立寛文八年薨
寛文九年立寶永六年薨
寶永七年立正德二年薨
正德三年立寶曆元年薨
寶曆二年立寛政六年薨
寛政七年立享和二年薨
享和三年立同年薨
文化元年立文政十一年讓位
文政十二年立弘化四年薨
嘉永元年立明治五年藩王に封ぜらる

十十九八七六五四三
九八七六五四三二一
世世世世世世世世世世世世世世世

義英大玉西察武尙尙尙尙尙尙尙
思巴思泰金宣威祖成慈城威度寧忠紹志福達文圓威成祖本
玉式成作

建長元年立正元元年讓位
文應元年立正安元年薨
正安二年立延慶元年薨
延慶二年立正和二年薨
正和三年立延元元年薨
延元二年立正平四年薨
正平五年立應永二年薨
應永三年立十二年尙巴志これを逐ふ
應永廿九年立永亨十一年薨
永亨十二年立文安元年薨
文安二年立寶德元年薨
寶德二年立享德二年薨
享德三年立寛正元年薨
寬正二年立文明元年薨
文明二年立八年薨
文明九年立同年讓位明年薨

第四十章 江戸日本橋の魚市及大坂の三大市 附兩毛の絹市

市を立て物を賣買することは王朝以來の遺風にして、江戸幕府の時代に至りても尙各地に於て市を立てしが、最も賣買の盛なりしは江戸の日本橋の魚市、大坂の天満の青物市、^{ザコバ}雜喉場の魚市、堂島の米市に及ぶものなし。

天正十八年、徳川氏入國の際、攝州西成郡佃村の名主森孫右衛門、佃大和田兩村の漁夫三十餘名を率ゐ來り、各所の内海に於いて漁業を營むことを許され、日々徳川家の膳部に供し、殘餘を市街に販買せしが、其後同業をなすもの次第に増加し、慶長の頃孫右衛門男、九右衛門専ら魚荷を引受けこれを徳川家に納め、其殘餘を日本橋河岸本小田原町に於て販賣せり。これ後世、日本橋魚市の因て起る所とす。元和二年和州櫻井驛の人、大和屋助五郎來り、本小田原町、本船町に魚市を開くの許可を得、寛永の頃駿州地方の各浦を廻り漁人と契約を結び、若干の仕入金を貸し與へ、又浦浦に活鰐場を設け、廣く其地方の魚類を賣捌しが、尋いで問屋を營む者増加し、遂に本船町横店、安針町の各所に魚市を開くに至れり。當時本小田原町に魚會所を設立して日々徳川家膳部の納屋を掌り、組合を分ちて本小田原町組、本船町組、本船町横店組、安針町組の四つに分ち、これを四組問屋と稱せしが享保年間町奉行大岡越前守の時、本船町、四日市、小田原町、安針町、長瀬町、小舟町六組魚市場問屋仲買の法則をたて會所を設け、行司を置き始て整頓したりきとぞ。さてこの六組各々商賣を異にし、向河岸本船町は鮮魚及び鹽物四日市は五十集^{イサバ}と云ふが如し。ことに四日市は

江戸の魚市中、賣買最も多きものにして、問屋八十一軒、仲買二十三戸あり。本船町、小田原町、安針町、長瀬町、小舟町を魚河岸^{カワガシ}と稱し、問屋三百八軒、仲買二百二十六戸あり。この他芝金杉、深川蛤町に魚市ありと雖も皆日本橋に及ばず、江戸の魚荷は大抵武藏、伊豆、相模、安房、上總、下總、常陸、伊勢、駿河、遠江、岩代、盤城、陸前、陸中、陸奥、羽後より輸入するものとす。然れども又濱方に前金^{ミツナ}俗に仕入又を貸すの慣習ありて、甲の問屋に於て前金を貸したる荷主の荷物は、乙の問屋に於いて決して買はざるの規約ありて、江戸問屋仲間は勿論浦賀に於ても豫て通信し置き互に此規約を守りしといふ。

天満の青物市は天正年間、石山本願寺門前即京橋南詰土手下に於て菜蔬を陳列して賣買したるに始まる。慶安年間に至り、其地幕府の用地となり、市場を京橋片原町に移す。されども其地不便なるを以て承應二年更に天満天神橋北詰龍田町に移し、これを大坂青物市場と稱し問屋四十軒、仲買百五十軒ありて皆免許鑑札を所有し、毎歲冥加銀六十枚を納むるを例とす。其法菜蔬、果實^{蜜柑}若和布^{アマハフ}、片田布^{ヒタハフ}、獨活^{ククニ}、山椒^{サンショウ}、芥栗^{イセリ}、山^{サン}、^{近江柿の十二品}は本場の外に於て別に市を開くことを得ず、若し犯すものあれば^{ザコバ}、皆當市に輸送して糶賣すべきものとす。當市場に青物を出すものは紀伊、近江、山城等なりとす。元祿年中堀江の青物市を開きて當市を助成せしむ。されども問屋僅に三軒にして大坂接近の在方よりいだす所の青物のみ取扱ひしといふ。
雜喉場^{ザコバ}の魚市は豊臣氏築城後始て鞆町^{今本鞆町と云ふ}に開き、問屋十八軒にて營業せしが、慶安承應の頃

西安土町、備後町堺筋東今上魚屋の邊に於て市を立て、沖上りと唱へて營業せしが、舟付あしく且つ夏季魚を貯ふるに適せざるを以て、雜喉場即京町堀五丁目江戸堀下通五丁目に毎年三月より十月までを限りて出店せしが、延寶の頃より漁人上魚屋町に魚荷を運送することを嫌ひしかば、遂に全くこの地に移ることゝはなりぬ。さて雜喉場には朝市、晝市、夕市ありて終日商沽の出入絶えず、其市店の海邊に在るものを納屋と稱し魚荷を仲買するものを世俗、納屋商人といふ。承應年間公認を経し問屋四十軒、仲買百三人なりしが明和九年に至り、問屋株増加して八十四軒となり冥加銀九貫目を上納せり。初は乾物鮮魚の區別もなかりしが後には分れて乾魚のみを取扱ふ。商沽は阿波座に引移り鞆町と唱ふるに至れり。凡九州、四國、播磨、備前、備中、備後、安藝、長門、和泉、紀伊淡路、志摩、伊勢、因幡より輸送する所の魚荷を糶賣するものとす。若し當市を經ずして漁家より直に輸賣するものあるか、又は出買とて魚荷を船中にて取引するものあるときは皆官に訴へて處罰を受けしむ。鹽魚は鞆問屋にて賣買するが故に、若し鞆に生魚を雜喉場に鹽魚を取引する等の事あれば互に商城を争ひ、遂に訴訟を起すに至る。魚荷より起る爭論ありて一時判決を取ること能はざるときは、仲裁人直にこれを賣却し、其代物はこれを預り置き、甲乙論定の日更に勝訴者に附與するものとす。堂島の米市は淀屋辰五郎の祖先徳川氏の愛顧を受け、諸國の廻米を引受け己が門前にて賣買の市を立てしに始まる。或は云ふ、天正年中淀屋亘菴といふ者あり、豊臣氏の麾下に軍糧を送りて家富みしかば諸大名の米穀を夥しく買積み、毎朝市を立てしと。元祿年中淀屋辰五郎に至り闕所せられしにより、諸米商人・堂島新地に移り、土地繁昌の爲延賣買をはじめ頗る繁盛を極む。

米出場の部を
參觀すべし 今も正月初相場四日五日の兩日は尙舊跡を追うて淀屋橋南詰東へ入る所にて、夜四つ時頃より明日まで市始をするの吉例ありといふ。この外大坂には天王寺村に牛市あり、毎年十一月諸國より牛を出すこと多し。其牛を賣るものを牛博勞と稱す。又京橋北詰相生町及び土佐堀通五丁目に川魚の市あり、慶長年間より營業せしといふ。また秋冬の候にはこの所にて木綿市あり。又新鞆町、新天満町に干鰯市あり、この他大坂市中にて開く所の市、枚舉に違あらず。

兩毛の絹市は、山上に開きたるものを、はじめとして大間々、桐生、足利、伊勢崎等に及べるなり。山上市は元祿十五年とじめられて大間々へ引移りしが其後寛文年中より桐生にも絹市起れり。桐生は毎月五九の日をもて市日と定め、織物の取引をなし來たりしが、市日を五九に定めたるは桐生人がつねに崇敬する總鎮守天神社の祭日二月廿五日、九月九日の九五の日を選びたるなり。旦つ桐生人は何事の集會にも天神社内にて催すことの慣習ありしかば、天神社の祭日を市日と定めしものなりとぞ。さるを近隣なる大間々にても古來より絹市を開き、毎月四八の日を市日とすること故、桐生市振はざりしかば、享保十二年桐生市を大間々市の前日、即三七の日に改めしより、漸くして桐生市振はざりしかば、享保十二年桐生市を大間々市の前日、即三七の日に改めしより、漸々繁昌せしといふ。當時の市場は只一所にして紗綾市と稱し、路傍に筵を敷き周圍に繩を廻らし、人他の店舗を借り、賣買をなせり。これを絹貿宿と稱す。明治の初年市日三七を三八に改め桐生一丁目より六丁目までを順次絹貿場としてこれを一丁目市丁目市などいひしが明治十四年桐生町一丁目に市場を創設し同足利も亦天保三年はじめて五九の日に絹市を開き、じき廿五年五丁目に又一所を建設してこれを上市下市といふ

桐生、大間々に聯絡を通ぜしが、ついで伊勢崎も亦市を開き、兩毛間の機業家互に往來して製造品を賣捌き其金にて原料品を購求するなど、市によりて非常の便益を得しかば、機業著しく發達しつひに市日において買札と稱する手形の流通をも開くにいたれり。又武州の八王子においても市を開き、近在の織物はいふに及ばず、甲州郡内の絹織物をもこの市場にて賣捌きしといふ。山里の摩、撫陽群談

大坂舊記、桐生遺事談、大坂商業慣習錄、農商務省水產物調書、興業意見、魚問屋沿革譜、須永氏筆記

第四十一章 米相場及金銀錢相場

大坂の米市は全國大名の藏屋敷米を以て取引せしかば、其賣買巨額に達し常に天下の經濟を左右したりき。故に米相場をいふもの皆大坂を推す。享保十三年、京都六條川原新家地並に近江の大津において米市を立てしが、大津は湖南の要地にして京師へ輸出するの便利あるを以て、近江近傍の大名米廩を置き、やゝ繁昌せしも京都に只、大坂大津の米相場を斟酌して商へるまでにて其賣買高も至つて少かりしといふ。この市は後七條川原の新家地に移しぬ。江戸は享保十五年皆川町堅大工町と淺草田原町、小網町深川扇橋、町とも、永富町・通三町目の五組のものに米延賣切手賣相場會所を許したるを始とす。其後文化十年三橋會所頭取杉本茂十郎等主唱して日本橋の伊勢町に米市を立つ。尋いで尾張家の蠣殻町の藏屋敷、紀州家の濱町藏屋敷、水戸家の本所一つ目石置場、仙臺家の深川仙臺堀藏屋敷等にて時々市を立て賣買し、仙臺家の如きは米切手に類似のものさへいだし、とぞ。文政十三年に至り大和屋彦七小網町に市を立つるに及びて蠣殻町、濱町を合せてこれを三會所と稱す。こ

の他淺草の藏前に於て札差の廩米を賣買するもの等ありと雖も大坂堂島の盛なるに及ばず。

大坂は豊臣氏の故居にして富家多く、四國九州の漕路に當り中國の要港なるが故、諸國の大名邸第を置き、米穀其他の國產を毎年運輸して販賣せしむ。其邸第を藏屋敷といふ。さて又藏役人を置き、其販賣一切の事を取扱はしめ、これを藏元をいひしが、寛文年中より藏元を出入の町人に託し留守居役の者をして藏役を勤めしむ。其盛なるや諸國の大名、寺社、幕府旗下の士に至るまで藏屋敷を設けしかば其數五六百に達せり。最も中之島、堂島、土佐堀等の地に多しとす。其後漸々減少し慶應の頃には百に過ぎざりき。當時諸藩の經濟を立つる根元は米穀にありしかば、奥州の仙臺、秋田等の諸大名も亦大坂に藏屋敷を置きて販賣するの必要を感じしならんか。慶長元和二役の後は大坂も衰微し未だ藏屋敷の設けもなく、米問屋少しばかりありて其者ども諸大名より積登せ来る米を賣捌しが、其中に淀屋源右衛門といふ者あり、家頗る富みしかば次第に商業を擴張し、遂に諸國の米を引受けて米市を立てしといふ。これより數代米市を立來りしが淀屋辰五郎の時に至り、方外なる奢侈を極めしとて元祿九年家財闕所となりぬ。されども米商のもの同所にて尙、賣買し居りしが、元祿十年堂島新地開發の爲米市を移して米穀の賣買を始む。これ今の中島の米市場なり。其後追々東西諸國の大名より積のぼする米穀を藏屋敷出入の町人に託してこれを賣捌かせ、其代金を收納して國用、江戸參觀交代の用途等を辨ぜしより、入札を以て米を賣却するの仕法も出て來れり。正徳享保の頃江戸の三谷三左衛門、中島藏之助、冬木彦六東西諸大名藏屋敷の廩米を切手にて商人どもに賣渡し、正米は藏屋敷に預り置き、右切手と引替の都合にて藏米を賣買するの法を立て、仲

買を五百人と定め幕府の許可を得て米座御爲換御用會所を建つ。然るに切手賣も現金の賣買なれば自然國元より積登せの正米延着せし場合には商人共迷惑を感じするのみならず、大に融通を妨げしかば、備前屋權兵衛、柴屋長右衛門これを賣繫ぎ買つなぐべき方法を案出し、建物米を設けて期日を定め、其期限の間を延米賣買とて約束取引せしもの、これ帳合米の權輿にして、この方法米商に取つては極めて便利なるを以て其營業次第に繁昌し、單に相對取引のみにては渉らざるが故に、その仲間に支配人を設けて、敷金及び差引勘定等のことを一切取扱はしむることとはなりぬ。これを世に遣來兩替といふ。然れども其延賣買たるを恐れ兩替屋の帳面には正銀切手の出入になし置き支配金を步銀と唱へ、一貫目に付何程と定めてこれを領收せり。享保六年のころ、畿内其他米穀不熟にして米價騰貴せしかば、當時大坂なる米市場の不正より起因したことならんとの風説ありて、米仲買の内重立ちしもの六七人逮捕せられて市場を閉ざし、町奉行北條安房守のかゝりにて審問を受けしが、紙屋治兵衛、高田屋作右衛門兩人の説明によりて無罪放免とはなりたれども、自後延賣買を禁止せられたり。享保七年密に延米を賣買するものありて逮捕せられ、其罪により身代闕所せられしかば、其後は自然に危懼の念を抱きて市場振はざりしかば、この機に乘じ享保十一年以來江戸の商沽等幕府の許可を得て三所に米會所を立つるに至りしかば、河内屋儀兵衛、田邊屋藤右衛門、加島屋清兵衛等米仲買總代として江戸へ下り、三所の米會所廢止の儀を歎願せしにより江戸町奉行大岡越前守これを取調べ、其年八月に至り大に意味深長のものなりとしてこれを許しとぞ。或はいふ、當時加賀侯も亦爲に周旋せしと。享保十六年町奉行稻垣淡路守幕府の許可を受けて大坂米仲

買中に烙印付の株札四百五十二枚を渡し、加島屋、升屋、津輕屋、俵屋、久寶寺屋の五人を米年寄となす。享保十七年株札五百三十枚を下渡し、同じき二十年に又三百六十枚を下渡さる。株札前後合せて千三百四十二枚に定む。これを仲買株の來由とす。天保十三年、諸株式仲買組合を廢し何人にも米方年行司に届けて諸家の拂米其他の直賣買をなすを許し、享保以降の掟を守りて市場の諸事は一々米方年行司をして取締をなさしむ。米市の仕方は毎日朝五つ時より帳合延商米仲買のものと虎市仲買のものと數百人寄集りて始む。これを寄附相場と唱ふ。東の方は正米市、中央は帳合商西の方は虎市商と三方に分るが故に、時人これを總稱して鱗相場といふ。帳合、虎市の二つは早朝より絶えず取引するも、正米は晝九つ時にて終るものとす。さて帳合、虎市の引方九つ時を火繩といふ。蓋し火繩の火の消ゆるを以て空相場の勝負を決せしが故なり。正米相場は代銀四日目毎に拂ひ、市中飯米に賣出すものゝ注文と正米を以て勝負を決するものとの二種ありて、其勝負をなすには米百石に付敷銀として、金二分か三分をいだしこれを賣附け、又は買附たる體になして商ふことにて、敷銀は即其證據金なりきとぞ。虎市の仕方も帳合と別に異ることなしと雖も、唯帳合は百石以下を商はざるも虎市は十石より取引するの差あるのみ。堅米は毎年四月十七日、十月十七日の兩度に堂島米方年行司を初總仲買とも入札をして定む。初は讚岐米なりしが後四藏と唱へ、筑前、中國、肥後、廣島の中入札を以て定め、其年の建物となりし、大名屋敷へ届けいて屋敷より祝儀として銀五百枚を受取り會所の入費を辦するを例とす。又五月より十月迄の建米を加賀米と定むるの内規ありて加州家よりは祝儀金を受取らず。享保年中米市再興の事に關し加州家の周旋せられし恩

に報ゆるものなりとぞ。堅米は他米よりいつも直段高きが故に、堅米になると否とは各大名の歳入に影響を及ぼすことなるを以て留守居役互に競争して堅米とならんことを希望せり。又米相場を報ずるには旗を以て相傳ふ。東・京都・大津に至り西・馬關に至る。夜中は松明を用ひしが、其旗松明の信號は月によりて其振方を異にする。これ皆戰國の軍法より来る。其旗を以て報するが故に、米商を呼びて又旗商ともいふ。

兩替の稱既に足利氏の季世に顯れ、徳川氏に至りて大に發達し、金銀錢の相場より爲替の事まで取扱ふものとはなりぬ。江戸も承應の頃までは駿河町、兩替町の外は一軒もなかりきとぞ。初室町井に通り町南北四町の間に錢賣とて、數百人各三四貫文づゝを肩にかけて少々の錢兩替を數十年間いたしきが、往々鏢錢をまぜ置くものありて困難せしに、其後青物町に兩替屋一軒をいだして鏢錢を交へず、自由に兩替せしより市民これを便利として追々兩替店をいだすもの増加せしが、これを錢兩替屋と稱し本兩替屋本兩替町駿河町とを兩町とに屬し、本兩替屋は専ら金銀兩替と納金の検査とをなす。稱しこれを本兩替屋といふ。と稱し本兩替屋に屬し、本兩替屋は専ら金銀兩替と納金の検査とをなし、錢兩替屋は唯錢賣買のみを取扱ひしが後には金銀をも取扱ふことになりて單に兩替屋と稱し、天明七年本兩替屋より分離するに至れり。享保三年諸商の組合を立てられし時、兩替屋を六百人と定め、天明七年寺社領町家の兩替屋四十三人を加へて六百四十三株となれり。

金銀相場は本兩替屋三組神田組、三田組、世利組兩替屋の中より四人づゝ日々、本兩替町の會所に集會して、其日の相場を立て賣買するものとす。其相場と賣買高とは行事より爲替組と駿河町とに通知すれば三井組・十人組より勘定所及び金藏方へ書上げ、又駿河町よりは納戸役所及川船役所に書上げるも

のとす。錢相場は元佐竹前神田松下町に立たりしに、其後元四日市に移し兩替屋中取引組といふものを定め置き、二十人ばかり毎夕五つ時限り四日市なる水茶屋に集會し、本兩替屋の其日會所に集りしものゝ來るを待ちて、同町の廣場にいて、目付の提燈を携へいづるを合圖に立會を始むといふ。其相場と賣買高は行事これを記して、翌日兩町奉行所及年寄に書上ぐるものとす。江戸の錢相場は慶長十三年より寛文年中まで一兩に錢四貫文の定めなりしが、天保十三年一兩に錢六貫五百文、安政六年一兩に錢六貫六百八十八文となれり。

大坂には兩替屋に數種ありて十人兩替、本兩替、三郷錢屋仲間、米方兩替などいふ。唯米方兩替のみは全く其性質を異にせしも、其他は悉く市中一般の金融を掌るものなりき。されども錢屋兩替の如きは其資本僅少にして金融を左右するほどの力なく、只日用の小錢のみを兩替せりといふ。十人兩替は其始祖を天王寺屋五兵衛とす。五兵衛頗る財政の思想に富み金錢の賣買をなし、又手形流通の便を企てたり。續いて小橋屋淨徳、鍵屋六兵衛の二人これに加入し、大坂市中に兩替をなす者この三人のみなりき。然れども公然兩替屋と稱し、は寛文二年幕府より小判買上の事をこの三人に命じ、其後追々増加し十人となれるより十人兩替と呼びしに始まる。本兩替は十人兩替の支配を受け金錢賣買をなし他人の金錢を預り或は貸付をなし、又手形を融通し金銀相場を立てる等、専ら府下一般の金融を掌るものにして、其組合十二組あり其人員、安永年間には三百六十軒の多きに達せり。米方兩替は市中一般の兩替商と其趣を異にし、全く堂島米商人の取引上の爲に設けたるものにして、一にこれを遣來兩替ヤクツイといふ。金銀相場賣買は寛文二年に高麗橋筋の兩替屋に於て設立したるもの

のを始とす。其後北濱三丁目に於て營業せしが、金銀相場賣買の方法は十人兩替屋これを支配し。毎月月番にて行司をつとめ別に水方書記の類をおきて雜務をとらしめしとぞ。さて其賣買は毎日朝四つ時より始まり、正晝にて賣買をとどむるといふ。昔は米相場の如く、火繩の火の消ゆるを度として相場を決せしゆゑ、後に至りては火繩を用ひざるも相場ひけ時を火繩と呼びしとぞ。金銀相場賣買は金銀の通貨を以て賣買することなるが故、大坂にては小判維新前には眞文草文保字等の小判を用ひしといふを本位にして賣買せしものなれども、小判は元少數の通貨なれば兩替屋より月番にて出張しする賣買方手代に内歩をつけて二朱金二分金などにて渡したるものなりきとぞ。金銀相場賣買は現金受授にて帳合をゆるさざるものゆゑ、從つて相場にも大なる變動なかりしも、概して毎年六月十一月の兩度は小判の騰貴することにて、ことに六月を矢來小判天満天神祭禮前後をいふと稱し、最も騰貴せしといふ。今大坂にて實際行はれし金銀相場を擧ぐれば、元祿三年金一兩に銀六十五匁、享保十八年金一兩に銀六十一匁二分、寛政元年金一兩に銀五十五匁四分、文政八年金一兩に銀六十四匁三分、元治元年金一兩に銀八十一匁五分といふが如きものなりき。享保令典、永鑑、令條記、令條留、市中取締續類集、事跡合考、月堂見聞集、讀海、堂堂米市起立、大坂堂島米市場來由、大坂米商之沿革、大坂商業沿革調、大坂商業慣習錄、江戸米商會所取調書、大日本貨幣史参考、江戸雑誌、小宮山氏筆記、大坂地圖

第四十二章 流通手形附手形諸式

手形流通の行はれたるは大和國吉野の下市を以て其始とすべし。下市には南北朝の末つ方より一種の流通手形を用ひたりとぞ。そは同地には古來より一月六次の市立ありて吉野近傍の農民集り來

りて百貨を賣買せしが、山中のことにて錢貨にては其高嵩みて持運びに不便なりとて、富貴の商人銀目を紙に書つけ切手と名づけて用ひたるに濫觴す。此切手忽ち數村に通用することとなりしかば、組合を立てゝ連名にて切手を出し、連名の中何れにても貨幣と引換ふることを約せり。これを組合札といふ。元和の頃既に盛に行はれしが其公許を得たるは家光將軍の時寛永十三年のことにして、幕府は當時下市村にて財産家三十人を選び、本町組・上町組・通町組の三組に分ち定札一貫目出すものには三貫目の抵當品を差入させ、若し札元の身上不如意となりて引換を怠るときは組合にて引受くることを命ぜり。最初は本町組十人六十二貫百匁、上町組十一人七十四貫目、通町組九人六十四貫目、都合二百貫百匁を限りて出しゝに其後次第に流通して延寶年中には三組八十六人、札高五百貫目に達せり。普通の爲替は元和、寛永の頃西國の大名其國々より江戸へ遞送する金員を爲道中筋の勞費多きを以て十人の兩替屋を選びて、爲替用達を命じ、九十日限上納せしめらる。これに託せしが、元祿四年にいたり、幕府も亦大坂より用金を江戸へ遞送するには元驛傳なりしが、共に幕府公用の爲替を取扱ひしが、三井家のみは臨時の爲替銀と稱し、日數百五十日限上納の特典大坂に及ぶものなし。大坂にて手形を出しゝは天王寺屋五兵衛を以て其始とす。小橋屋淨徳、鍵屋五兵衛の二家いづるに及びて三人仲間を結びて益々手形の流通を開きしとぞ。其後寛文三年以來、町奉行石丸石見守定次諸役代々記によるに石丸石見守定次は寛文三年八月まで凡十一年奉職せり頗る商業に心を用ひ、十人兩替を置

町奉行となり延寶七年五月まで凡十一年奉職せり



き帶刀を許し、町入費を免じて兩替組合の行司を命じ、其下に北濱町組、梶木町組等二十二組の中
小兩替を置き、互に連絡を通じて大に手形の流通を發達せしめたりき。寛延、寶曆の頃には兩替屋
にて印金と稱する一種の帳合金を用ひて金融を助くるに至る。今大坂にて江戸幕府時代に行はれし
手形の種類を擧げて當時金融の道大に開けたるを知るの便に供せんとす。

第一 爲替手形

請取申爲替金之事

但有合金

右は當時何某より下し金爲替致慥に請取申候此代り金於江戸何月幾日限(或は參着)右同人
差圖の方へ日限無相違御渡可被成候爲後日爲替手形仍如件

年 月 日

何 屋 某 殿

何 屋 某 印

合金、兩也

但有合金

江戸爲替手形の雛形にて何屋某は大坂の兩替屋振出し印元にて何屋某殿は江戸兩替屋即仕拂人なり
第二 預り手形

一金、兩也

但有合金

右之通慥に請取申候此手形を以相渡可申候以上